

平成 2 2 年 度
全 国 児 童 相 談 所 長 会 議 次 第

H 2 2 . 8 . 2 6

於：講堂

- 13:00～13:10 開会挨拶 長妻厚生労働大臣
- 13:10～15:00 行政説明
- (13:10～14:00) 児童虐待防止対策について 虐待防止対策室
 - (14:00～14:10) 母子保健対策について 母子保健課
 - (14:10～14:20) 社会的養護の現状と取組の方向性について 家庭福祉課
 - (14:20～14:30) 婦人保護事業との連携について 母子家庭等自立支援室
 - (14:30～14:40) 障害児施策等について 障害福祉課
 - (14:40～14:50) 警察との連携について 警察庁
 - (14:50～15:00) 文部科学省における児童虐待への対応について 文部科学省
- 15:00～15:15 〔休憩〕
- 15:15～16:45 各地域の取組紹介
- (15:15～15:45) 病院からの虐待通告の対応について 自治体①
 - (15:45～16:15) 保護者指導について 自治体②
 - (16:15～16:45) 立入調査、出頭要求事例について 自治体③
- 16:45～16:50 閉会挨拶 雇用均等・児童家庭局長

平成22年度
全国児童相談所長会議

平成22年8月26日

厚生労働省

平成22年度全国児童相談所長会議資料目次

行政説明資料	1
1. 児童虐待防止対策について	3
○ 児童相談所における児童虐待相談対応件数	5
○ 平成21年度において実施された出頭要求等について	7
○ 平成21年度において実施された出頭要求等の事例	8
○ 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第6次報告） の概要	11
○ 児童虐待防止対策の推進について（通知）	16
○ 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて	20
○ 予防接種の実施に際しての保護者の同意について	36
○ 相談窓口の更なる周知について	41
○ 望まない妊娠に関する相談窓口	42
○ 出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の 周知等について（通知）	48
2. 児童相談所関係データ	51
○ 平成22年度児童相談所及び一時保護所設置状況	53
○ 児童相談所の体制等について	54
○ 一時保護所の体制等について	65
○ 児童相談所一時保護所の環境改善について	69
○ 全国児童相談所一覧	71
3. 市町村データ	77
○ 市町村相談体制及び要保護児童対策地域協議会について	79
4. 社会的養護の現状と取組の方向性について	105
5. 婦人保護事業（DV被害者支援・人身取引対策）との連携について	121
6. 母子保健対策について	131
7. 障害児施策等について	143
8. 警察との連携について （平成22年上半期の少年非行等の概要について）	169
9. 文部科学省における児童虐待への対応について	201

その他関連資料 241

1. 平成21年度に実施された研究等について 243
2. 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な
情報提供に関する指針」 249
3. 「子どもの虐待防止推進全国フォーラムinひろしま」の開催について . . . 256
4. 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の
改正について 257
5. 児童ポルノ排除総合対策 262
6. 児童虐待防止対策支援事業の実施について（通知） 275
7. 子ども・子育てビジョン 288

各自治体の取組 299

1. 病院からの虐待通告の対応について 301
2. 保護者指導について（官民協同による親支援） 309
3. 立入調査、出頭要求事例について 327

行政說明資料

1. 児童虐待防止対策について

児童相談所における児童虐待相談対応件数

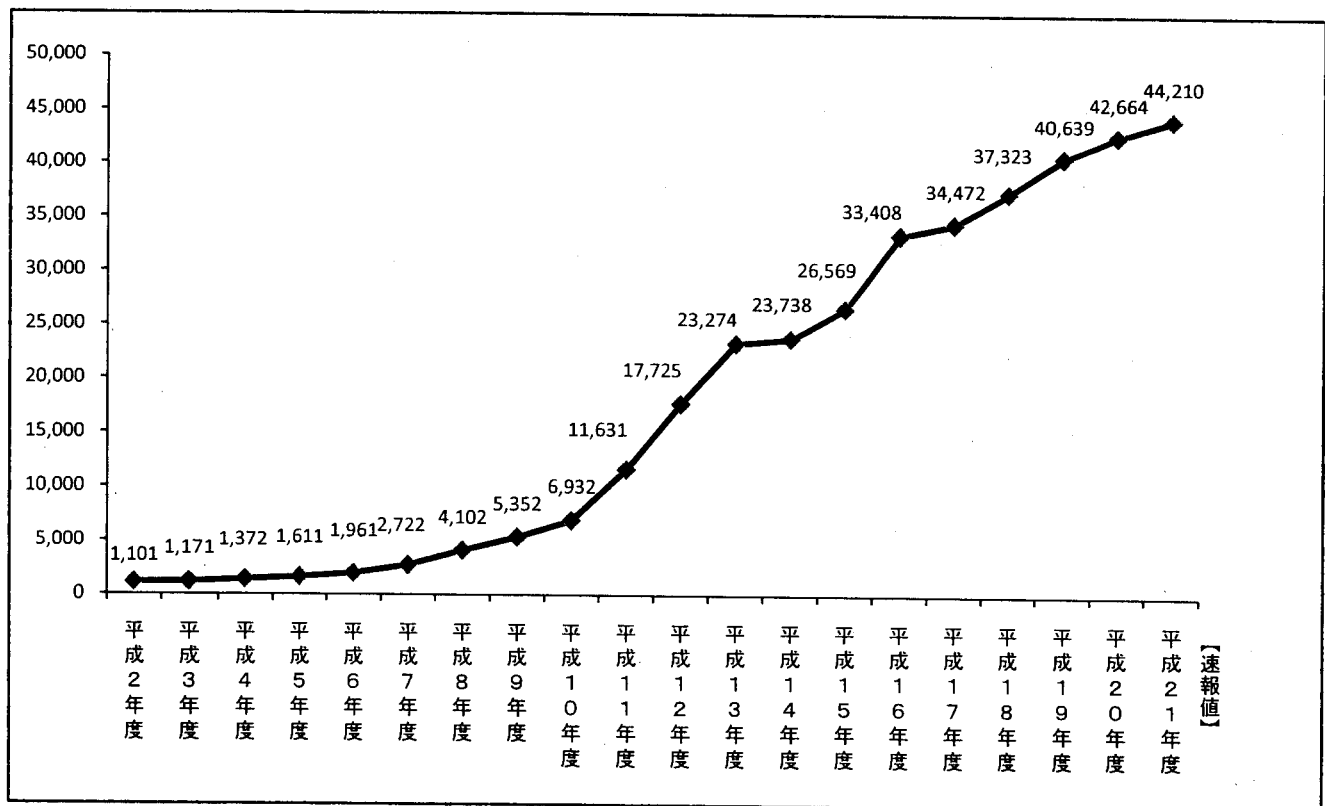
1. 児童相談所における児童虐待相談対応件数

平成21年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数

44,210件(速報値)

【参考】 児童虐待相談対応件数の推移

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (速報値)
件数	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,210
対前年比	102.0%	111.9%	125.7%	103.2%	108.3%	108.9%	105.0%	103.6%

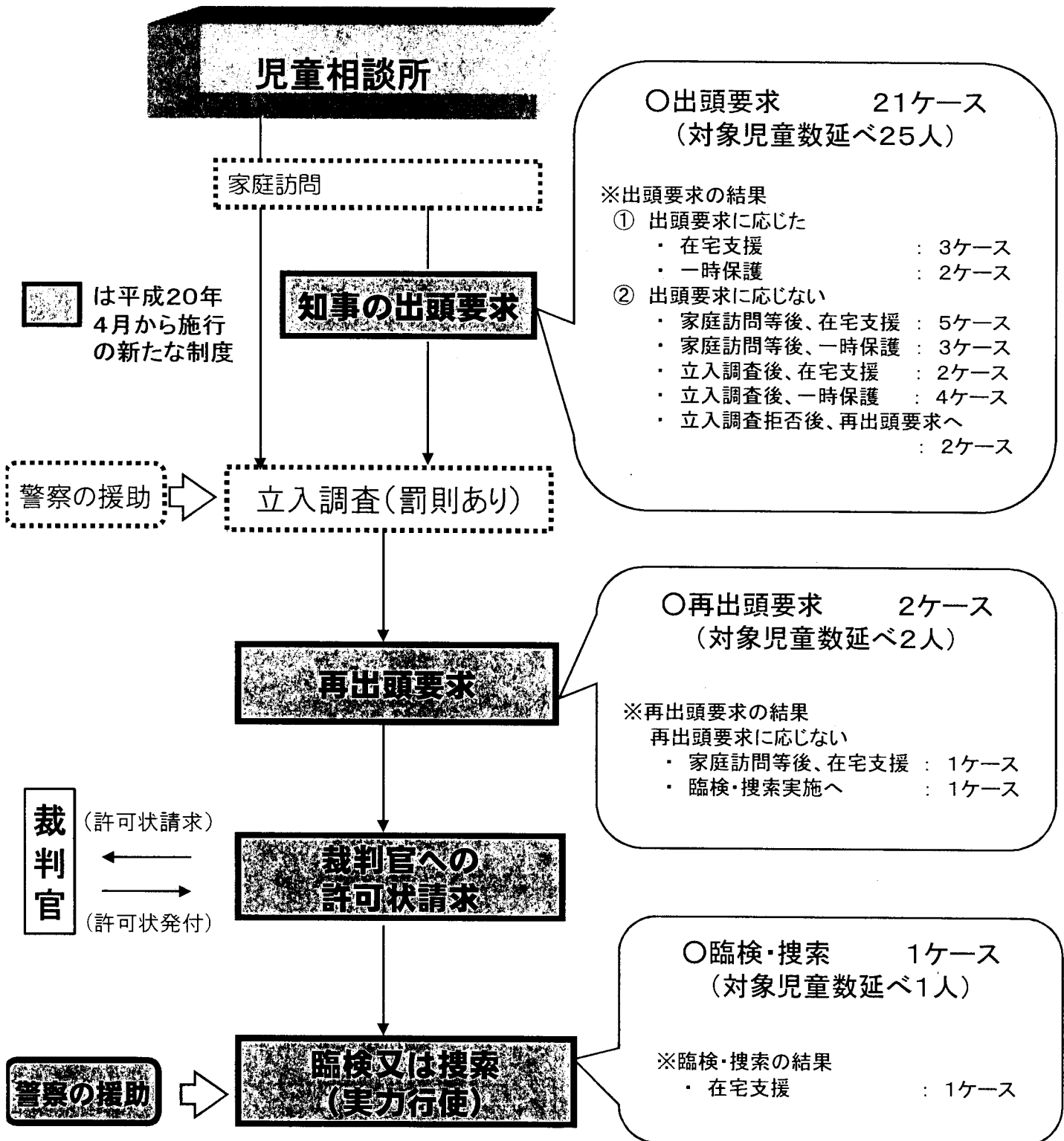


児童相談所における児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県別)

都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度増減率
	20年度	21年度 (速報値)	対前年度増減件数	
1 北海道	1,023	1,055	32	1.03
2 青森県	445	475	30	1.07
3 岩手県	273	293	20	1.07
4 宮城県	670	609	▲ 61	0.91
5 秋田県	249	217	▲ 32	0.87
6 山形県	258	246	▲ 12	0.95
7 福島県	238	200	▲ 38	0.84
8 茨城県	536	718	182	1.34
9 栃木県	508	486	▲ 22	0.96
10 群馬県	539	526	▲ 13	0.98
11 埼玉県	2,186	2,070	▲ 116	0.95
12 千葉県	2,339	2,295	▲ 44	0.98
13 東京都	3,229	3,339	110	1.03
14 神奈川県	2,523	2,146	▲ 377	0.85
15 新潟県	524	539	15	1.03
16 富山県	298	257	▲ 41	0.86
17 石川県	199	250	51	1.26
18 福井県	142	151	9	1.06
19 山梨県	401	404	3	1.01
20 長野県	530	517	▲ 13	0.98
21 岐阜県	559	450	▲ 109	0.81
22 静岡県	521	600	79	1.15
23 愛知県	805	637	▲ 168	0.79
24 三重県	395	541	146	1.37
25 滋賀県	716	745	29	1.04
26 京都府	371	376	5	1.01
27 大阪府	2,955	3,270	315	1.11
28 兵庫県	1,242	1,154	▲ 88	0.93
29 奈良県	605	639	34	1.06
30 和歌山県	431	423	▲ 8	0.98
31 鳥取県	86	68	▲ 18	0.79
32 島根県	178	139	▲ 39	0.78
33 岡山県	915	759	▲ 156	0.83
34 広島県	1,077	1,182	105	1.10
35 山口県	251	272	21	1.08
36 徳島県	391	401	10	1.03
37 香川県	489	569	80	1.16
38 愛媛県	319	272	▲ 47	0.85
39 高知県	184	155	▲ 29	0.84
40 福岡県	839	849	10	1.01
41 佐賀県	109	119	10	1.09
42 長崎県	285	197	▲ 88	0.69
43 熊本県	391	354	▲ 37	0.91
44 大分県	522	546	24	1.05
45 宮崎県	287	365	78	1.27
46 鹿児島県	135	113	▲ 22	0.84
47 沖縄県	408	435	27	1.07
48 札幌市	621	620	▲ 1	1.00
49 仙台市	378	340	▲ 38	0.90
50 さいたま市	550	515	▲ 35	0.94
51 千葉市	406	360	▲ 46	0.89
52 横浜市	2,146	2,466	320	1.15
53 川崎市	736	715	▲ 21	0.97
54 新潟市	319	266	▲ 53	0.83
55 静岡市	183	279	96	1.52
56 浜松市	168	228	60	1.36
57 名古屋市	720	741	21	1.03
58 京都市	622	611	▲ 11	0.98
59 大阪市	871	1,606	735	1.84
60 堺市	528	560	32	1.06
61 神戸市	312	381	69	1.22
62 岡山市	-	262	262	-
63 広島市	301	451	150	1.50
64 北九州市	374	316	▲ 58	0.84
65 福岡市	342	495	153	1.45
66 横須賀市	362	349	▲ 13	0.96
67 金沢市	149	226	77	1.52
全国	42,664	44,210	1,546	1.04

平成21年度において実施された出頭要求等について

○ 平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、解錠等を可能とする新たな立入制度等が創設された。平成21度において実施された新制度の実施状況は以下のとおり。



注: 数値は、平成21年4月1日～平成22年3月31日までの間に、都道府県、指定都市、児童相談所設置市で実施した件数

平成21年度において実施された出頭要求等の事例

出頭要求

【事例1】

背景

- ・外国人家庭について、虐待の疑いがあるとの通告。
- ・児童相談所が家庭訪問や電話連絡を行うが児童の安全確認ができない状況のため出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じる。
- ・日本語で説明ができないため、児童相談所の訪問等を避けていたとのこと。
- ・虐待がないことを確認する。また、保育所の利用希望に対応する。

【事例2】

背景

- ・近隣住民から、児童の姿を屋外で見ないとの通告。
- ・家庭訪問の際に児童の発達の遅れを確認。後日、保健師と訪問することを約束するが、その後保護者との接触が不能となったため出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じる。
- ・児童の発育に遅れが見られることから、保護者の同意を得て一時保護。

【事例3】

背景

- ・近隣住民から、保護者の怒鳴り声、児童の泣き声、大きな音を心配しての通告があり、市が家庭訪問をするも玄関を開けず児童の目視ができない状況。
- ・児童相談所も家庭訪問するが、玄関を開けず児童の安全確認ができないため、同日、出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・「出頭はしないが、家庭訪問には応じる」との連絡により訪問。
- ・児童の安全を確認し、児童福祉司指導とする。

【事例4】

背景

- ・児童の友人の保護者より不登校とネグレクトの疑いの通告。
- ・学校への確認で、保護者と連絡が取れず児童の安全が確認できていないことから、出頭要求。

出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じないため、祖母の同行の協力を得て家庭訪問を実施し、一時保護。

【事例5】

背景

- ・母親が飛び込み出産したことや母親に精神的に不安定な様子が見受けられたことなどから、児童の確認と健診のため区役所と保健所が家庭訪問し支援を開始するが、その後、母子との連絡が取れなくなる。
- ・児童相談所も関係機関と連携して家庭訪問するが応答がない状況。

出頭要求後の状況

- ・出頭指定日に精神的に不安定で出頭できない旨の連絡。その後、家庭訪問するも応答がないため、立入調査を実施。
- ・児童及びそのきょうだいに発育の遅れなどが見られたことから一時保護後、保護者の同意を得て施設入所措置とする。

再出頭要求

【事例6】

背景

- ・不登校などにより、保護者に、生活全般の改善、小学校への登校、家庭訪問や電話連絡に応ずることを約束させて在宅支援としていたケース。
- ・約束事項が守られず、家庭訪問をしても家に鍵がかけられ会えない状況。ネグレクトの疑いがあることから、出頭要求、立入調査を試みるが応じないため、再出頭要求。

再出頭要求後の状況

- ・再出頭要求に応じないが、叔母との連絡で児童の安全を確認。
- ・同日、保護者及び児童が来所面接に応じたことから、学校への登校を約束させ在宅支援とする。

臨検・搜索

【事例7】

背景

- ・不登校の状況が続いており、学校や教育委員会の就学督促に応じないことから通告に至ったケース。
- ・家庭訪問を試みるが、在宅の気配はあるものの一切応答はなく、保護者との接触ができない状況。
- ・子どもの安全確認のため、出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが応じないため家庭裁判所に臨検・搜索許可状の請求を行う。

臨検・搜索後の状況

- ・許可状交付後、同居する子どもの叔母を説得して解錠し、警察等の援助のもと臨検・搜索を実施。
- ・身体的虐待やネグレクトは認められず、保護者が学校に行かせないことについて来所面接に応じたことから、児童福祉司指導とする。

対 象

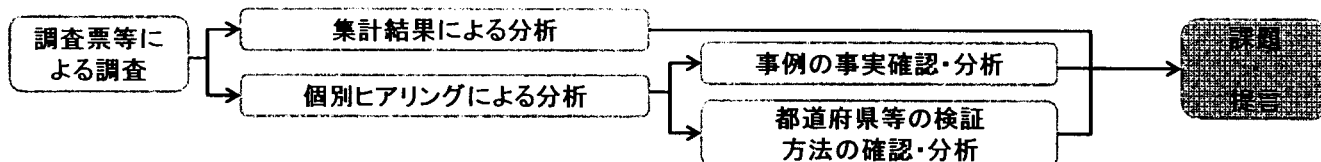
- 厚生労働省が関係都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む）に対する調査により把握した、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの12ヶ月間に発生又は明らかになった（※1）児童虐待による死亡事例

	6次報告			5次報告（※2、※3）		
	心中以外	心中 (未遂を含む)	計	心中以外	心中 (未遂を含む)	計
例数	64	43	107	73(56)	42(34)	115(90)
人数	67	61	128	78(61)	64(53)	142(114)

（※1）対象期間に認知された過去の事例も含まれる
 （※2）第5次報告は、平成19年1月から平成20年3月までの間
 （※3）第5次報告のかっこ内の数字は、平成19年4月から平成20年3月までの間の件数(人数)

調査・分析方法

- 調査票による調査ののち、関係都道府県等において検証が実施された事例の中で、関係機関の関与があった一部の事例について、ヒアリングを実施した。



集計結果による分析 ～ 「心中以外」 ～

- 死亡した子どもの年齢では0歳児が39人(59.1%)（前年37人(47.4%)）であり、そのうち0ヶ月児が26人(66.7%)（前年17人(45.9%)）と集中。また、0ヶ月児のうち、日齢0日16人(0ヶ月児の61.5%)となっている。
- 実母の妊娠期・周産期の問題では、「望まない妊娠」（全体の31.3%、日齢0日児の68.6%）、「妊婦健診未受診」（全体の31.3%、日齢0日児の75.0%）、「母子健康手帳未発行」（全体の29.9%、日齢0日児の81.3%）が多く見られ、特に日齢0日児において顕著となっている。 ※ 数値は有効割合
- 乳幼児健診の未受診率は、3～4ヶ月児健診で7例(26.9%)（前年：3例(11.5%)）、1歳6ヶ月児健診8例(47.1%)（前年3例(17.6%)）で増加している。
- 養育者の心理的・精神的問題では、実母の場合は「育児不安」(25.4%)、「養育能力の低さ」(15.9%)、「衝動性」(12.7%)に該当する割合が高く、実父の場合は「攻撃性」(20.6%)、「衝動性」(17.6%)、「怒りのコントロール不全」(17.6%)に該当する割合が高い。
- 「児童相談所が関わっていた事例」は7例(10.9%)（前年15例(20.5%)）で、「関係機関の関与がなかった事例」は14例(21.9%)（前年：13例(17.8%)）となっている。

（特記なきものは構成割合を表す）

集計結果による分析 ～「心中」～

- 「心中」の事例は、保護者の死亡等により各事例の背景等の把握が困難であり、十分な分析はできなかったが、死亡した子どもの年齢にばらつきがあることや、1事例で複数の子どもが犠牲になることが多い特徴は続いている。
- 「心中」の事例における保護者の年齢は、19歳以下はなく、20～24歳2例(4.8%)と低く、35～39歳と40歳以上でそれぞれ13例(31.0%)と多い。

個別ヒアリング調査の結果 ～事例に関するもの～

ヒアリングを実施した結果、一部に次のような事例がみられた。

1. 双子に関するリスクケースの発見と予防的支援

- 双子の育児は、母親によっては大きな負担になり、他のリスク要素が重ならないよう注意して接し、他のリスク要素の解消に向けた予防的な支援を行う必要があるが、十分行われていない。

2. 虐待の気づき・発見

- 住民、関係機関からの虐待通告、虐待を受けている子ども本人やそのきょうだいからの相談があった時の、直接の子どもの安全確認、リスクアセスメント、要保護児童対策地域協議会での協議を通じた情報の共有等が十分ではない。

3. 通告・相談があった場合の対応

- 虐待の事実確認を行うために子どもと面接して得た情報について、子どもの安全を確保せずに保護者に直接的な質問や言い回しによる確認が行われている。

3

4. 情報収集とアセスメント

- 面接だけでなく家庭訪問により、きょうだいの状況を含め、実際の家庭内の状況が確認されていない。
- 家族の生育歴や内縁男性の存在を含む養育環境など、家族についての様々な情報を支援経過を通して収集し、再アセスメントを行う必要があるが、十分ではない。

5. 受傷機転不明のけが

- 受傷機転不明のけががあるが、虐待の事実の有無が確認されないという理由で、一時保護等の措置が取られていない。

6. 入所措置解除、再一時保護とアセスメント

- 保護者や親族の執拗な引き取り要求に抵抗できず、家庭復帰を認めてしまったり、一度措置解除の方針を決定・実施後、受傷機転不明の怪我等が発生した場合、再度一時保護等の措置が行われていない。

7. 要支援ケースの移管、引き継ぎ

- 要支援家庭が転居した後、転居先の地方自治体へのケース移管、引き継ぎ、連絡等が十分行われていない。

8. 乳幼児健診が医療機関に委託されている場合の連携

- 乳幼児健診で育児不安等のリスク情報を把握したが、実母への保健センターの紹介・斡旋、保健センター等への情報提供が行われていない。
- 乳幼児健診委託先の医療機関に対し、情報の伝達を促進するための取組が十分に行われていない。

4

地方公共団体への提言

1. 発生予防

- 望まない妊娠や計画しない妊娠を予防する方策と、望まない妊娠について悩む者への相談体制の整備を充実させるとともに、相談できる場所について周知徹底すべき。
- 要保護児童として支援が必要な事例は、市町村と連携し、児童相談所が関与してケースマネジメントを行うべき。

2. 通告についての広報・啓発

- 通告が子どもや保護者への支援につながることもあることを周知すべき。

3. 虐待の気づき・発見

- 家庭状況に関する情報の記録と、複数人による対応検討を実施すべき。
- 乳幼児健康診査未受診者の把握に努め、家庭訪問等により受診勧奨するとともに、必要な場合は子どもの安全確認を行うべき。
- 医療機関からの通告があった場合は特に危機感を持って対応するとともに、日頃から医療機関からの情報提供を促進するために連携体制を強化しておくべき。

5

4. 通告・相談があった場合の対応(情報収集の方法)

- 子どもから得た情報をそのまま保護者に確認してはいけないことが、虐待対応の基本的事項の一つであることを確認すべき。

5. 情報収集とアセスメント

- アセスメント実施のために、きょうだい、家族の生育歴、養育環境、DVの有無等の家庭内の状況についての情報収集を、支援の開始時だけでなく支援の過程においても、継続的に行うべき。

6. 入所措置解除、再一時保護とアセスメント

- 子どもを家庭復帰させる場合の判断は、子どもの福祉が最優先されるべきで、保護者の希望で判断されるべきでない。
- 児童福祉法第28条による施設入所の期間満了が迫っていても、子どもや家庭の状況によっては、家庭復帰の延期、中断、再一時保護の実施を検討すべき。

7. 転居に伴う要支援ケースの移管、引き継ぎ

- 要支援家庭が転居した場合の、地方公共団体間でのケース移管、引き継ぎ、連絡等を徹底すべき。
- 都道府県は管内における要支援家庭の転居の際、確実な情報提供が行われる体制を整備すべき。

6

8. 乳幼児健診が医療機関委託となっている場合の連携

- 市町村が健診を医療機関等に委託している場合、健診結果に異常が認められない場合でも、支援が必要と考えられる場合に医療機関から情報提供されるように、連携体制の構築を進めるべき。

9. 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の活用

- 市町村が、医療機関等から虐待の通報を受けた場合や要保護児童等の情報を受けた場合、確実に子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の協議対象とし、必要な支援を行うべき。
- 個別ケース検討会議では、情報共有した上で課題を明確にし、支援方針や具体的な支援内容、役割分担について明確に決定し、適切な支援につなげるべき。

10. 子ども虐待に対応する職員に対する研修の着実な実施

- 子ども虐待に対応する職員に対して、確実に研修を受講させるべき。
- 関係機関が合同で研修を受講する機会を設定すべき。

11. 地方公共団体における重大事例の検証

- 検証は、第三者による委員で構成される組織で行うこととし、検証組織の委員構成は検証事例の特性に応じたものとするべき。
- 検証組織から受けた提言については確実に実行するとともに、進捗状況を確認し、定期的に検証組織に報告すべき。

7

国への提言

1. 発生予防

- 望まない妊娠を予防するための方策と、望まない妊娠について悩む者への相談体制を更に充実し、関係機関等と一体となり取組を継続すべき。

2. 通告についての広報・啓発

- 虐待発見時の児童相談所等への通告義務や、通告した人の秘密が守られること、児童相談所全国共通ダイヤルの周知などを図るべき。

3. 虐待の気づき・発見

- 本報告における地方公共団体への提言内容について、研修等あらゆる機会を活用して周知すべき。

4. 要支援ケースの移管・引き継ぎ

- 要支援家庭が転居した場合の地方公共団体間でのケース移管、引き継ぎ、連絡等が徹底されるよう、ケース移管等の方法を例示し、地方公共団体に周知すべき。

5. 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の活用

- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)が効果的に活用されるために地方公共団体から必要な情報収集をしつつ、実践例を地方公共団体に示すべき。

6. 地方公共団体における検証

- 地方公共団体の検証報告書で示された提言への地方公共団体の取組状況を把握すべき。
- 地方公共団体の検証報告書が、児童虐待防止対策に携わる者に広く活用されるような方策を講じるべき。

8

本委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因 (第1次～6次の検証結果より)

保護者の側面

- 保護者等に精神疾患がある、あるいは強い抑うつ状態である
- 妊娠の届出がされていない
- 母子健康手帳が未発行である
- 特別の事情がないにも関わらず中絶を希望している
- 医師、助産師が立ち会わないで自宅等で出産した
- 妊婦健診が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 妊産婦等との連絡が取れない
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 乳幼児にかかる健診が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 子どもを保護してほしい等、保護者等が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者等が虐待を否定
- 過去に心中の未遂がある
- 訪問等をして子どもに会わせてもらえない
- 双子を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの顔等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 保護施設への入退所を繰り返している

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子がおかしいと情報提供がある
- きょうだいに虐待があった
- 転居を繰り返している

援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)が一度も開催されていない
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確に決まっていない

※子どもが低年齢、または離婚等により一人親の場合であって、上記に該当する場合は、特に注意して対応する必要がある。

⑨

雇児総発0728第1号
雇児母発0728第1号
平成22年7月28日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市
児童相談所設置市 } 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

母子保健課長

児童虐待防止対策の推進について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会により「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第6次報告）（以下「6次報告」という。）が取りまとめられるとともに、平成21年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数（速報値）及び平成21年度において実施された出頭要求等を取りまとめたので送付する。

については、6次報告の内容を把握し、その内容や下記の事項に留意の上、児童虐待の対応の徹底に努めて頂くとともに、管内関係機関及び管内市区町村に対して周知方を願います。

なお、6次報告については、都道府県教育委員会及び都道府県警察には、それぞれ文部科学省及び警察庁から送付されるとともに、周知を図るための通知（達）が発出される予定であることを申し添える。

※ 6次報告については、厚生労働省のホームページにも掲載している。

記

1 第6次報告の周知について

国においては、子ども虐待による死亡事例等重大事例が発生した際の検証を、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づき、「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において、各地方公共団体からの報告等を基に実施しているところである。

今般公表された6次報告では、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の事例について分析検証されるとともに、「虐待を受けた児童の安全確認・安全確保及び児童虐待による死亡事例等の検証等について」（平成20年8月1日付け雇児総発0801002号）に基づき、地方公共団体が行った子ども虐待による死亡事例の検証状況についての検証も行われ、発生事例及び地方公共団体の検証方法について課題を明らかにするとともに、具体的な改善策が提言されているので、報告内容を熟知していただき、貴自治体における児童虐待防止対策の充実に資されたい。

2 児童虐待の対応体制の充実について

(1) 相談しやすい体制の整備

6次報告においては、生後間もない日齢0日で死亡した事例が相当数あり、これらの事例については、日齢1日以上で死亡した事例に比べ妊婦健診の未受診や母子健康手帳の未発行などの割合が高い結果であった。また、望まない妊娠や計画しない妊娠を予防するための方策と妊娠に悩む者が相談をしやすい体制の整備、相談先の周知徹底が提言されている。

このような死亡事件防止のためには、妊娠期から関係機関が関わりの端緒をつかみ支援につなげることが必要と考えられるので、妊娠について悩む者が相談できる体制の充実と相談できる機関についての周知を徹底するとともに、妊娠の早期届出や妊婦健診の受診勧奨に努めること。

(2) 地域ぐるみの児童虐待対応について

児童虐待への対応は、市町村や児童相談所を始め、関係機関が連携して取り組むとともに、地域住民の力を結集することが重要であることから、地域住民が児童虐待対策に意識を向けるように、ホームページや広報誌等により、通告先だけでなく虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに通告する義務があること、通告者の秘密は守られること、通告が子どもや保護者への支援につながることをこれまでで

上に積極的に周知すること。

また、通告や相談の最初の接触は、電話を使用するケースが多いと考えられることから、児童相談所の全国共通ダイヤル「0570-064-000」の周知に努めること。

(3) 母子保健施策と児童虐待対応の一体的な取組について

乳幼児健康診査（以下「乳幼児健診」という。）の未受診は、児童虐待のリスク要因のひとつとして挙げられており、今回の6次報告においても、乳幼児健診の未受診率は1歳6か月児健診で5割弱、3歳児健診で2割強であり、一般の未受診率を上回ることが報告され、乳幼児健診未受診者については、その把握に努め、家庭訪問等により受診勧奨するとともに、子どもの安全確認を行うべきことが提言されている。

これらのことから、乳幼児健診を担当する部署は、乳幼児健診等の機会を通じて、未受診者の把握と訪問等による受診勧奨を徹底するとともに、受診勧奨を行ってもなお未受診の状態が続いている場合には、当該家庭に関する情報を集約して、児童福祉担当部署、要保護児童対策地域協議会調整機関等を交えて対応を検討し、子どもの状態を確認することを徹底すること。

なお、子どもの状態がどうしても確認できない場合には、市町村から児童相談所に事例の送致を行い、立入調査等により安全確認を実施するなど、子どもの安全を第一に考えた対応に努めること。

(4) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について

今回、取りまとめられた「6次報告」では、児童相談所や市町村等関係機関が関わりのあった事例で死亡に至った事例は減少しているものの、死亡事例の中には、基本的な対応に課題があったと考えられる事例もあることから次の点について対応を徹底すること。

子どもの安全確認・安全確保の徹底について

◎児童相談所等関係機関の関与がありながら虐待死を防げなかった事例の存在

48時間ルール徹底

- ・情報提供であっても死を招く子ども虐待の可能性の認識
- ・安全確認は、原則48時間以内に子どもを直接目視することにより実施

ためらわず必要な場面での一時保護の実施

- ・保護者の同意が得られない場合であっても子どもの安全を最優先にした実施
- ・虐待の確証が得られない場合においても、児童の安全のため一時保護による診断・判定も辞さない

臨検・捜索制度等の積極的な活用

- ・長期間子どもの安全が確認されず、呼びかけに全く応答しない場合等における積極的な活用
- ・出頭要求、立入調査、再出頭要求の段階を踏まえ、次の見通しをもった迅速な対応

関係機関との連携

- ・虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が早い時期からその子ども等に関する情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要
- ・要保護児童対策地域協議会を積極的に活用するとともに、日頃からの情報交換により、各機関の連携を深めていくことが適当

3 児童虐待に対応する職員の専門性の確保について

児童虐待は、家族の過去から現在に渡る複雑かつ多様な問題に起因しており、この問題を適切に把握して的確に対応する職員には、医療・保健・福祉・心理等の様々な分野の知識と援助技術を備えることが必要である。このため、児童相談所及び市区町村（児童虐待への対応部署）の職員には、社会福祉援助技術を持った専門職等の確保・配置に努めるとともに、研修等についても機会の拡充及び内容の充実等を図ること。

児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

【研究会報告書のとりまとめ】

- 法務省が主となって進めてきた「児童虐待防止のための親権制度研究会」(学者、弁護士、実務家、法務省、厚生労働省、最高裁判所事務総局等で構成)において、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて議論・検討が行われ、平成22年1月22日に報告書がとりまとめられた。
- 報告書には、次の事項の論点整理等が盛り込まれている。
 - ① 親権喪失制度の見直し、親権の一時的制限制度及び一部制限制度の創設等
 - ② 施設入所等の措置又は一時保護が行われている場合に親権を部分的に制限する制度の創設等
 - ③ 法人による未成年後見の導入、親権者等がいない児童等についての親権行使の在り方
 - ④ 接近禁止命令の在り方
 - ⑤ 保護者に対する指導の実効性を高めるための方策
 - ⑥ 懲戒権・懲戒場に関する規定の見直し

現行の親権制度は、民法において、親権を行う者は、子の監護及び教育(820条)、居所の指定(821条)、懲戒(822条)、職業の許可(823条)、財産の管理(824条)の権限を有すること。一方、親権喪失は、親権の濫用又は著しく不行跡がある場合として規定(834条)している。

現状では、

- ・ 懲戒権を盾に虐待を正当化する親の存在。
- ・ 親権者の親権と児童福祉施設長等の監護権の優先関係が明確でないため、児童の福祉に必要な措置をとることが困難。
- ・ 親権を止めるには親権の全てを喪失させる制度しかないため制度利用に躊躇。
- ・ 未成年後見人の引受手が少ない。

等々の問題が、児童福祉の現場等で生じている。

【今後の対応】

- 法務省は、報告書を受けて平成22年3月25日から法制審議会「児童虐待防止関連親権制度部会」で検討を開始している。
- 厚生労働省では、法務省の動きと併せて、児童福祉法等の改正が必要な事項について検討を行うため、平成22年3月31日から社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」で検討を開始しており、今後、概ね1年をかけて検討を行う予定。

研究会報告書における主な論点

※ ○は主に民法に係る論点、●は主に児童福祉法又は児童虐待防止法に係る論点である。

○ 現行の親権喪失制度の見直し

・ 親権喪失原因の見直し

研究会報告書では、親権の濫用又は著しい不行跡とされている現行の親権喪失原因について子の利益の観点を中心とした規定とすべきであるとした上で、そのような見直しを行う場合の原因の定め方について論点整理がされている。

・ 親権喪失の申立人に子を加えること

研究会報告書では、申立人に子を加えるべきとの意見が紹介された上で、その問題点も併記されている。

21 ○ 親権の一時的制限制度の創設等

・ 家庭裁判所の審判により親権を一時的に制限する制度の創設の可否・可否

・ 同制度を創設する場合の制度設計の在り方

研究会報告書では、親権の一時的制限制度を設けることが考えられるとした上で、その制度設計について論点整理がされている。

● 施設入所等の措置又は一時保護が行われている場合に親権を部分的に制限する制度の創設等

・ 施設長等の権限が親権に優先する制度の創設の可否・可否

研究会報告書では、施設長、里親等及び児童相談所長の児童の監護等に関する権限が親権者の親権に優先するものとする事が考えられるとした上で、その制度設計について論点整理がされている。

・ 一時保護についての見直し

研究会報告書では、行政の判断のみによる一時保護について、裁判所の関与の在り方を含め、現行の一時保護の期間について見直しが必要かどうかについて、論点整理がされている。

○ 親権の一部制限制度の創設等

- ・ 家庭裁判所の審判により親権の一部を制限する制度の創設の要否・可否
- ・ 同制度を創設する場合の制度設計の在り方

研究会報告書では、親権の一部制限制度を設けることについての積極意見・消極意見が挙げられた上で、仮に設けるとした場合のあり得べき具体的制度設計について論点整理がされている。

○ 法人による未成年後見の導入

- ・ 法人を未成年後見人に選任することができるものとするものの要否・可否

研究会報告書では、法人を未成年後見人に選任することができるものとすべきとの意見が紹介された上で、その問題点も併記されている。

22

● 親権者等がない児童等の取扱い

- ・ 里親等委託中又は一時保護中の児童に親権者等がない場合に、児童相談所長等が親権を行うものとする制度の創設の要否・可否

研究会報告書では、里親等委託中又は一時保護中の児童について、親権者等がないときには、児童相談所長等が親権を行うものとするのが考えられるとした上で、その制度設計について論点整理がされている。

- ・ 施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がない場合に、児童相談所長が親権を行うなどする制度の創設の要否・可否

研究会報告書では、施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がない場合でも、その福祉のため必要があるときには、児童相談所長が親権を行い、又は、児童相談所長を未成年後見人に選任することができるようにすることが考えられるとした上で、その問題点も併記されている。

● 接近禁止命令の在り方

- ・ 強制入所等以外の場合に接近禁止命令を可能とすることの要否・可否

研究会報告書では、平成19年改正によって創設された接近禁止命令の制度の対象を拡大することなどについての論点整理がされている。

● 保護者に対する指導の実効性を高めるための方策

- ・ 保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方

研究会報告書では、家庭裁判所が保護者に対する指導に現行制度以上に関与することについて積極意見・消極意見が挙げられた上で、仮にそのようにする場合のあり得べき関与の在り方について論点整理がされている。

23 ○ 懲戒権・懲戒場に関する規定の見直し

- ・ 懲戒権・懲戒場に関する民法第822条を削除することの要否・可否

研究会報告書では、民法第822条を削除すべきとの意見が紹介された上で、この点を検討するに当たって考慮すべき事項について整理がされている。

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(抜粋)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する中間試案」 に関する意見募集

法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会では、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法の親権に関する規定を見直すことについて審議を行ってきましたが、この度、これまでの審議の結果を中間試案として取りまとめました。

そこで、法務省民事局参事官室では、この中間試案を公表して、広く皆様の御意見を伺うことといたしました。また、中間試案の公表に際し、その補足説明も作成しましたので、併せて御参照ください。

今後は、法制審議会において、寄せられた御意見を踏まえて審議を行い、法律案要綱を決定する予定です。

なお、いただきました御意見につきましては、当参事官室において取りまとめた上、今後の法制審議会の審議の参考にさせていただきますが、提出された方の氏名（法人その他の団体においては、名称）、御意見の内容等を公開する可能性があること及び個々の御意見に直接回答することはないことをあらかじめ御了承願います。

意見募集要領

- 1 意見募集期間
平成22年8月6日（金）～平成22年9月10日（金）
- 2 意見送付要領
住所（市区町村までで結構です。）、氏名、年齢、性別及び職業を記入の上（差し支えがあれば、一部の記載を省略しても構いません。）、電子メール、郵送又はファックスにより、日本語にて意見募集期間の最終日必着で送付して下さい。
なお、電話による御意見には対応することができません。
- 3 あて先
法務省民事局参事官室
・郵送：〒100-8977
東京都千代田区霞が関1-1-1
・FAX：03-3592-7039
・電子メール：minji16@moj.go.jp
- 4 問い合わせ先
法務省民事局参事官室
TEL：03-3580-4111（内線2463）

児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する中間試案

第1 親権制限に係る制度の見直し

現行民法では、未成年の子は、父母の親権に服し（第818条第1項）、親権を行う者（親権者）は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う（監護権。第820条）とともに、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する（管理権。第824条）ものとされている。

また、現行民法には、家庭裁判所の審判により、親権を行う父又は母が親権の全部を行うことができないようにする制度として親権の喪失制度（第834条）があり、親権の一部を行うことができないようにする制度として管理権の喪失制度（第835条）がある。

父又は母は、親権の喪失の審判がされると、親権の全部を行うことができなくなり、管理権の喪失の審判がされると、親権の一部である管理権を行うことができなくなる。その結果として、親権の全部又は管理権を行う者がいなくなった場合には、未成年の子について未成年後見が開始し（第838条第1号）、未成年後見人が選任されることとなる（第840条）。

未成年後見人は、基本的に、親権者と同一の権利義務を有する（第857条、第859条）が、管理権の喪失の審判がされた場合の未成年後見人は、財産に関する権限のみを有する（第868条）。

親権又は管理権の喪失の審判がされた後、その原因が消滅した場合には、親権又は管理権の喪失の審判は、これを取り消すことができ（第836条）、その結果、父又は母は、親権の全部を行うことができるようになる。この場合には、開始していた未成年後見は当然に終了し、未成年後見人も当然にその法的地位を失う。

なお、現行民法には、あらかじめ一定の期間に限って親権又は管理権を行うことができないようにする制度はなく、管理権の喪失制度のほかには、親権の一部を行うことができないようにする制度もない。

現行の親権の喪失制度については、①その効果が大きいこと（すなわち、期限を設けずに親権の全部を喪失させるものであり、いわばオール・オア・ナッシング

グの制度であること) から、その申立てや審判がちゅうちょされたり、親権の喪失後の親子の再統合に支障を来したりするおそれがあるといった問題、②その要件(親権の喪失の原因)が親権の濫用又は著しい不行跡とされていることから、申立てや審判の在り方が親権者を非難するような形になり、親権の喪失後の親子の再統合に支障を来すおそれがあるといった問題があるため、必ずしも適切に利用されていない状況にあり、児童虐待の防止等の観点から、親権の制限の在り方について見直す必要性が指摘されている。

以上を前提に、1では、親権の制限の全体的な制度の枠組みについての見直し(親権の一時的制限制度の創設、管理権の喪失制度を含む親権の一部制限制度の見直し)を取り上げ、2では、親権の制限の具体的な制度設計の在り方(親権の制限の原因の定め方、親権の一時的制限の期間の定め方など)を取り上げている。

3では、父又は母が親権を行うことができないようにするのは異なる方法による実質的な親権制限の制度として、家庭裁判所による同意に代わる許可の制度を取り上げている。

(注)

この試案において、「喪失」とは、期限を設けずに親権の全部又は一部を行うことができないようにすることをいい、「一時的制限」とは、一定の期間に限って親権の全部又は一部を行うことができないようにすることをいう(それぞれを、法文上、どのような用語で表すかについては、なお検討するものとする。)

また、親権の全部又は一部についての喪失又は一時的制限を「親権の制限」といい、このうち親権の一部についての喪失又は一時的制限を「親権の一部制限」という。

なお、親権の制限がされ、その結果として、親権の全部又は一部を行う者がいなくなった場合には、現行の親権又は管理権の喪失の場合と同様、未成年後見が開始することを前提としている。

1 親権の制限の全体的な制度の枠組み(別表参照)

(1) 親権の全部についての喪失制度及び一時的制限制度

親権の全部の喪失制度(現行制度)のほか、親権の全部の一時的制限制度を設けるものとする。

(2) 親権の一部制限制度

次のような考え方があり、なお検討するものとする。

【甲1案】

親権の一部制限制度としては、現行の管理権の喪失制度のみとする。

(注)

【甲1案】は、現行制度に、親権の全部の一時的制限制度を加える考え方であり、全体的な制度の枠組みとしては、親権の全部の喪失制度、親権の全部の一時的制限制度及び管理権の喪失制度の三つとする考え方である。

【甲2案】

親権の一部制限制度として、管理権の一時的制限制度のみを設けるものとする。

(注)

【甲2案】は、現行制度に、親権の全部の一時的制限制度を加えるほか、現行の管理権の喪失制度に代えて、管理権の一時的制限制度を設ける考え方であり、全体的な制度の枠組みとしては、親権の全部の喪失制度、親権の全部の一時的制限制度及び管理権の一時的制限制度の三つとする考え方である。

【乙1案】

親権の一部制限制度として、現行の管理権の喪失制度のほか、監護権の一時的制限制度を設けるものとする。

(注)

【乙1案】は、現行制度に、親権の全部の一時的制限制度及び監護権の一時的制限制度を加える考え方であり、全体的な制度の枠組みとしては、親権の全部の喪失制度、親権の全部の一時的制限制度、監護権の一時的制限制度及び管理権の喪失制度の四つとする考え方である。

【乙2案】

親権の一部制限制度として、監護権の一時的制限制度及び管理権の一時的制限制度を設けるものとする。

(注)

【乙2案】は、現行制度に、親権の全部の一時的制限制度及び監護権の一時的制限制度を加えるほか、現行の管理権の喪失制度に代えて、管理権の一時的制限制度を設ける考え方であり、全体的な制度の枠組みとしては、親権の全部の喪失制度、親権の全部の一時的制限制度、監護権の一時的制限制度及び管理権の一時的制限制度の四つとする考え方である。

【丙案】

親権の一部制限制度として、親権の一部（事案ごとの必要性に応じて個別に特定される一部）についての喪失制度及び一時的制限制度を設けるものとする。

(注)

【丙案】は、現行の親権の喪失制度及び管理権の喪失制度に代えて、親権の全部又は一部の喪失制度及び親権の全部又は一部の一時的制限制度を設ける考え方である。

この案は、親権の内容について監護権や管理権といった民法において現在分類されているところから離れて、個別の事案ごとに、審判において喪失又は一時的制限の対象となる親権の一部を具体的に特定することを前提としている。

2 親権の制限の具体的な制度設計

(1) 親権の制限の原因

ア 親権の喪失の原因（【丙案】を採る場合には、親権の全部又は一部の喪失の原因）

次のような考え方があり、なお検討するものとする。

【A案】父又は母による虐待、悪意の遺棄又は財産の管理に関する不正な行為があった場合において、父又は母に親権を行わせることが子の利益を著しく害するときは、親権〔の全部又は一部〕の喪失をすることができるものとする。

【B案】父又は母による虐待、悪意の遺棄、財産の管理に関する不正な行為があった場合その他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適切であった場合において、父又は母に親権を行わせることが子の利益を著し

く害するときは、親権〔の全部又は一部〕の喪失をすることができるものとする。

【C案】父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適切であった場合において、父又は母に親権を行わせることが子の利益を著しく害するときは、親権〔の全部又は一部〕の喪失をすることができるものとする。

イ 親権の一時的制限の原因（【丙案】を採る場合には、親権の全部又は一部の
一時的制限の原因）

父又は母による親権の行使が困難又は不適切であった場合において、父又は母に親権を行わせることが子の利益を害するときは、親権〔の全部又は一部〕の一時的制限をすることができるものとする。

ウ 監護権の一時的制限の原因（【乙1案】又は【乙2案】を採る場合）

父又は母による監護権の行使が困難又は不適切であった場合において、父又は母に監護権を行わせることが子の利益を害するときは、監護権の一時的制限をすることができるものとする。

エ 管理権の喪失の原因（【甲1案】又は【乙1案】を採る場合）

次のような考え方があり、なお検討するものとする。

【A案】父又は母が、管理が失当であったことによってその子の財産を危うくしたときは、管理権の喪失をすることができるものとする。

【B案】父又は母による管理権の行使が困難又は不適切であった場合において、父又は母に管理権を行わせることが子の利益を害するときは、管理権の喪失をすることができるものとする。

オ 管理権の一時的制限の原因（【甲2案】又は【乙2案】を採る場合）

父又は母による管理権の行使が困難又は不適切であった場合において、父又は母に管理権を行わせることが子の利益を害するときは、管理権の一時的制限をすることができるものとする。

(2) 親権の一時的制限の期間

次のような考え方があり、なお検討するものとする。

【A案】

家庭裁判所は、〔2年〕を超えない範囲において制限の期間を定めて親権の一時的制限の審判をするものとする。

【B案】

親権の一時的制限の期間は、〔2年間〕とする。ただし、家庭裁判所は、〔特別の事情〕があるときは、〔2年〕を超えない範囲内において制限の期間を定めて親権の一時的制限の審判をすることができるものとする。

(注)

- 1 【A案】における制限の上限の期間又は【B案】における原則的な制限の期間の具体的な年数については、2年とすることが考えられるが、1年又は3年とする見解もあり、なお検討するものとする。
- 2 【B案】を採用する場合において、どのような場合に個別に制限の期間を定めることができるものとするか（すなわち、ただし書の要件をどのように規律するか）については、なお検討するものとする。
- 3 上限の期間も原則的な期間も設けず、家庭裁判所が個別の事案ごとに制限の期間を定めるものとする見解もある。

(3) 親権の制限の審判の取消し

親権の制限の審判は、その原因が消滅したときは、家庭裁判所がこれを取り消すことができるものとする。

(4) 親権の制限の審判又はその取消しの申立人

- ① 現行の親権又は管理権の喪失制度と同様に、子の親族及び検察官は、親権の制限の審判の申立人とするものとするが、このほかに、子を親権の制限の審判の申立人に加えることについては、なお検討するものとする。
- ② 現行の親権又は管理権の喪失の審判の取消制度と同様に、親権の制限をさ

れた本人（父又は母）及びその親族を親権の制限の審判の取消しの申立人とするものとする。

(注)

- 1 親権の制限の審判の申立人に子を加えるかどうかについては、積極・消極の両論があるほか、親権の喪失の審判の申立人には子を加えず、親権の一時的制限の審判の申立人には子を加えるものとする見解もある。
- 2 児童福祉法上の手当てにより、児童相談所長も親権の制限の審判の申立人とされることを想定している。

なお、児童相談所長を親権の制限の審判の取消しの申立人とするかどうかについては、別途検討されることを想定している。

(5) 親権の一時的制限の場合の再度の親権の制限

親権の一時的制限の期間の満了後も、引き続き、親権を行うことができないようにすることができるものとするが、その場合の規律については、特段の規律を設けるかどうかも含めて、なお検討するものとする。

3 同意に代わる許可の制度

父又は母による親権の行使が困難又は不適切であって父又は母に親権を行わせることが子の利益を害する場合において、法定代理人の同意を得なければならない未成年者の法律行為について、親権を行う父又は母が未成年者の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、法定代理人の同意に代わる許可を与えることができるものとする制度を設けるかどうかについては、なお検討するものとする。

第2 未成年後見制度の見直し

第1の冒頭に記載したとおり、親権の制限により、親権の全部又は一部を行う者がいなくなった場合には、未成年の子について未成年後見が開始し、未成年後見人が選任されることとなる。現行民法では、未成年後見人に法人を選任することはできないものと解されており、また、未成年後見人は、一人でなければなら

ないものとされている（第842条）。

他方、成年後見制度においては、法人を成年後見人に選任し、複数の成年後見人を選任することが認められている（第843条第3項、第4項、第859条の2）。

以上を前提に、1では、法人による未成年後見を取り上げ、2では、未成年後見人の人数を取り上げている。

1 法人による未成年後見

法人を未成年後見人に選任することができるものとする。

(注)

未成年後見人としての適格性を有する法人が未成年後見人に選任されることをどのように制度的に担保するかについては、なお検討するものとする。

2 未成年後見人の人数

複数の未成年後見人を選任することができるものとする。

(注)

複数の未成年後見人の権限の行使についての規律については、なお検討するものとする。

第3 その他

現行民法は、第820条において、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と規定し、親権に義務的側面があることを明らかにしている。

また、児童虐待の防止等に関する法律は、第4条第6項において、「児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。」と規定し、第14条第1項において、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない。」と規定している。

さらに、現行民法は、第822条第1項において、「親権を行う者は、必要な範囲

内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。」と規定し、同条第2項において、子を懲戒場に入れる期間は家庭裁判所が定めると規定しているが、現在、同条にいう懲戒場は存在しない。

以上を前提に、1では、子の利益の観点の明確化の点を取り上げ、2では、懲戒を取り上げている。

1 子の利益の観点の明確化

民法の親権に関する規定において、子の利益の観点を明確にする方策については、なお検討するものとする。

2 懲戒

懲戒に関する規定を見直すことについては、なお検討するものとする。

(後注)

家庭裁判所における手続及び戸籍の記載等に関する規律については、所要の手当てを行うものとする。

親権の制限の全体的な制度の枠組みについて

現行制度	親権の喪失		管理権の喪失
甲1案	親権の喪失・一時的制限		管理権の喪失
甲2案	親権の喪失・一時的制限		管理権の一時的制限
乙1案	親権の喪失・一時的制限	監護権の一時的制限	管理権の喪失
乙2案	親権の喪失・一時的制限	監護権の一時的制限	管理権の一時的制限
丙案	親権の全部又は一部の喪失・一時的制限		

(別表)

予防接種の実施に際しての保護者の同意について

- 予防接種法において、「保護者」とは、「親権を行う者又は後見人」とされている（予防接種法第2条第4項）。
- 予防接種の実施に当たっては、保護者に対して予防接種の効果及び副反応について説明をした上で、保護者の文書による同意を得ることが必要である（予防接種実施規則第5条の2）。
- この保護者の同意については、予防接種実施要領（厚生労働省健康局長通知）において、接種時の保護者同伴を求めた上で、予診の際に保護者に対して説明を行い、文書による同意を取得することを想定している。
- しかしながら、保護者が何らかの理由で同伴できない場合については、被接種者の健康状態を普段より熟知し、保護者の代わりに務められる者が同伴することで差し支えないこととしている。（平成20年3月31日厚生労働省結核感染症事務連絡「定期（一類疾病）の予防接種実施要領における保護者の同伴等について」）
 - ※ このような場合、予診のタイミングで保護者から文書によって同意を得ることは困難になるため、前記事務連絡においては、①事前に保護者に説明する等により、保護者の文書による同意を得ておくこと、②当日予診票に追加の記載等が必要な場合は、保護者等の委任状等により、同伴者の同意が有効なものと同みなせるようにしておくことを求めている。
- また、児童が児童福祉施設等に入所しており、接種の機会ごとに保護者の文書による同意を得ることが困難な場合も想定される。このような場合には、児童に未接種の予防接種を受けさせることについて、児童福祉施設等において、保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくという運用が行われているところである。
 - ※ このような場合、児童福祉施設の長等が保護者に該当するわけではない。しかし、児童福祉施設の長等は、親権者・後見人がいる場合であっても、「監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとる

ことができる」こととされており（児童福祉法第47条第2項）、予防接種を受けさせることも児童福祉施設の長等が行うことができる「監護」に含まれると解されるが、一般に、保護者の同意を得た上で予防接種を受けさせているところ。特に、予防接種法上の予防接種については、予防接種法令において、保護者の文書による同意を求めていることから、保護者から接種を受けさせることについて同意を取得する必要がある。この同意によって、接種時の同伴、予診票への記載、予防接種の効果及び副反応について説明を受けること、接種の文書による同意等接種を受けさせるために必要な点について、児童福祉施設の長等は、保護者の委任を受けているものと解することができる。（この場合、予防接種実施者側が委任関係を確認できるよう、保護者の委任状等の提示が求められる。）

- なお、「保護者」の範囲に児童福祉施設等の長を含めることができるか否かについては、今後の「親権」についての議論、児童福祉法の改正論議等を見極めた上で、検討することが必要である。

(参考)

○予防接種法

第2条

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

○予防接種実施規則

(説明と同意の取得)

第5条の2 予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の効果及び副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。

○「定期（一類疾病）の予防接種実施要領」（平成17年1月27日付け健発第0127005号厚生労働省健康局長通知別添）（平成20年3月21日健発第0321008号により改正）

第1 総論

1.1 予防接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い予防接種実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

ただし、麻しん及び風しんの第3期、第4期の予防接種において、保護者が接種の場に同伴しない場合には、予防接種の効果、予防接種後の通常起こり得る主な副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、様式第四予診票を参考に、説明に関する情報を含有している予診票を作成したうえで、事前に保護者に配布し、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意することを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとする。

なお、麻しん及び風しんの第4期の予防接種のうち、被接種者が既婚者である場合は、被接種者本人の同意にて足りるものとする。

○ 定期(一類疾病)の予防接種実施要領における保護者の同伴等について(平成20年3月31日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)

標記については、平成20年3月21日付け健発第0321008号厚生労働省健康局長通知(「定期の予防接種の実施について」の一部改正について)における別添(定期(一類疾病)の予防接種実施要領)により規定しているところであるが、個別接種時に保護者の同伴が必要であることについては、現下の就業環境では困難な家庭も多いことから、祖父母等の同伴も認めるべきであるとの要望があったところである。今般、麻しんの定期接種3期、4期を追加し、定期の予防接種の充実を図ったところであるが、積極的に予防接種を勧奨するとともに、十分な接種の機会を確保する観点から同要領中の保護者の同伴等については、下記のとおり取り扱って差し支えないこととして整理したので、お知らせする。

記

定期予防接種には、原則、保護者の同伴を必要とするが、保護者が何らかの理由で同伴できない場合、被接種者の健康状態を普段より熟知し、保護者の代わりを務められる者が同伴することで差し支えないものとする。

ただし、予診票への保護者の署名については、事前に説明する等により、得ておくとともに、当日追加の記載等が必要な場合は、保護者の委任状等により同伴者の同意が有効なもののみなせるようにしておくものである。

○ 児童福祉法

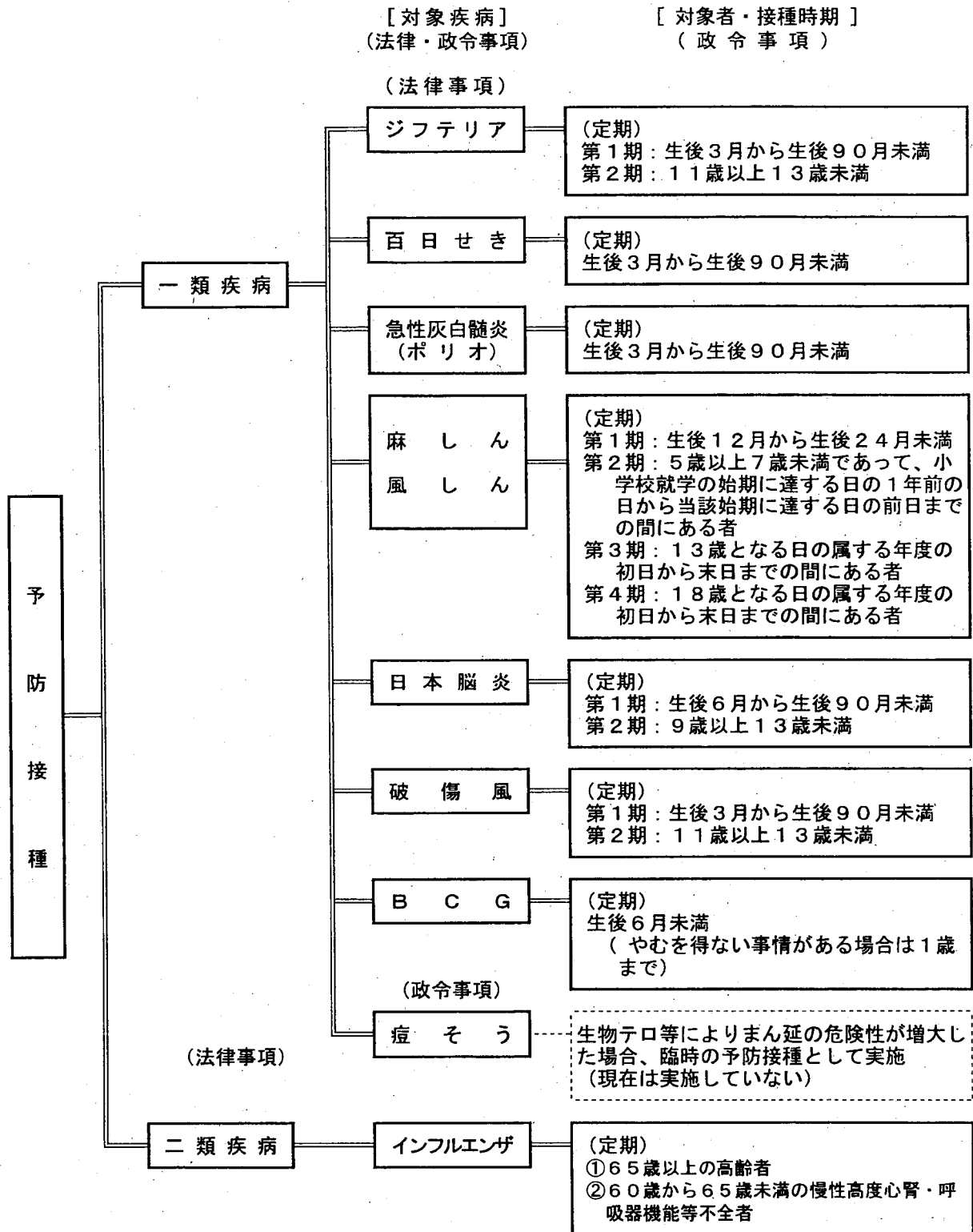
第27条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。

第47条 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

○2 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

予防接種法に規定される対象疾病



- ・平成13年予防接種法改正により、インフルエンザを二類疾病に追加。
- ・平成15年予防接種法施行令改正により、痘そうを一類疾病に追加。
- ・平成17年4月から結核予防法の改正により、乳幼児へのツ反を廃止・直接BCG接種（生後6ヶ月未満まで）の実施。
- ・平成17年予防接種法施行令改正により、日本脳炎の第3期接種の廃止。
- ・平成18年4月1日から予防接種法施行令改正により、麻しん及び風しんの2回接種の導入。
- ・平成19年4月1日から結核予防法の廃止により、BCG接種を予防接種法に追加。
- ・平成20年4月1日から予防接種法施行令改正により、麻しん及び風しんの第3期・第4期の対象を時限的に（5年間）追加

相談窓口の更なる周知について

- 児童虐待による死亡事例の中には、近隣の方等が虐待の疑いを持っていたにも関わらず、残念ながら児童相談所等の関係機関に通告がなかったケースも多い。

【参考】 児童虐待による死亡事例のうち、児童相談所等に通告がなかったもの:87.5%

(「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第6次報告)」より)

- 児童虐待の防止のためには、育児や子育てに悩んだ時や虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、躊躇せずに相談や通告ができることが何よりも重要であるため、各自治体及び児童相談所におかれては、地域の相談機関や以下の相談窓口について、年度初めや11月の児童虐待防止月間はもちろんのこと、日頃より、地域住民に対して継続的に広報を行っていただきたい。

児童相談所全国共通ダイヤル (0570-064-000)

- ・全国共通の電話番号によって管轄の児童相談所に電話が転送される仕組み。(平成21年10月1日より運用)
[加入率:93%(平成22年3月1日現在)]
- ・今後、新たに加える場合も工事費や運営経費は不要(通常の電話料金は負担あり)であるので、未加入の児童相談所や新たに設置される児童相談所におかれては、積極的にご加入いただきたい。
(児童相談係までご連絡ください。)

望まない妊娠に関する相談窓口

1 望まない妊娠に関する相談窓口の把握周知に関する提言

『社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第5次報告書)』の提言において、次のように提言されている。

○ 地方公共団体に対する提言

「乳児期において亡くなった子どものうち心中以外の事例において43.2%が生後間もなくに亡くなっており、これらの親には望まない妊娠であったという者も少なからずいることから妊娠に気づいた段階で悩みを相談できる体制の充実を行うべきである。」

○ 国に対する提言

「国は、各地域で望まない妊娠等の相談を行う取組を収集・提供を行うべきである。」

2 児童相談所での対応

児童相談所においても、「児童相談所運営指針」で、次のように相談対応を図ることが示されている。

○ 「児童相談所運営指針」第3章第2節3(3)

「妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、保健所や市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所等適切な機関にあっせんするとともに、出生後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めること。さらに、子どもの出生前であっても必要な場合には、市町村と連携して、要保護児童対策地域協議会等を活用し、出生後の対応について検討することも必要である。」

3 望まない妊娠等に関する相談窓口について

上記の提言を踏まえ、望まない妊娠をした人等が相談しやすい窓口の例について調査把握した。

これが相談窓口の全てではないが、一つの例として参考にしながら今後さらに窓口の把握と周知を図っていく必要がある。

○ 公的機関の例(別添1参照)

地方公共団体の母子保健担当課などが業務として行っているものとは別に、別添1のとおり、女性健康支援センターのような相談窓口がある。

○ 主に民間機関の例(別紙2参照)

今般、提言を受けて、主に民間機関の相談窓口として、調査時点で自治体が把握していたものを取りまとめた。

女性健康支援センター事業

思春期から更年期に至る女性を対象とし、身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施。

○ 対象者

- (1) 思春期にあつて健康相談を希望する者
- (2) 妊娠、避妊についての確な判断を行うことができるよう、相談を希望し、またはこれを必要とする者
- (3) 不妊に関する一般的な相談を希望する者
- (4) メンタルケアの必要な者
- (5) 婦人科疾患、更年期障害を有する者
- (6) その他、性感染症を含め女性の心身の健康に関する一般的な相談を希望する者等

○ 実施担当者

医師、保健師又は助産師等

○ 実施場所

保健医療施設等相談者の利用しやすい施設において実施

37カ所(平成21年度)

青森県、岩手県、宮城県、山形県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、札幌市、仙台市、川崎市、福岡市、川崎市、盛岡市、船橋市、久留米市

○ 予算

「母子保健医療対策等総合支援事業」のメニューとして実施。

8,093百万円の内数(平成22年度予算)

○ 実施主体 都道府県・指定都市・中核市

○ 補助率 1/2 (負担割合: 国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2)

全国の女性健康支援センター一覧

(平成21年度)

実施主体	実施場所	問い合わせ先	電話番号
01 青森県	保健所	青森県健康福祉部こどもみらい課	017-722-1111(代)
02 岩手県	保健所	岩手県保健福祉部児童家庭課	019-651-3111(代)
03 宮城県	仙台市以外の5市町を巡回	宮城県保健福祉部健康推進課	022-211-2623
04 山形県	保健所	山形県子ども政策室子ども家庭課	023-630-2211(代)
05 栃木県	広域健康福祉センター(保健所)	栃木県保健福祉部こども政策課	028-623-3064
06 埼玉県	(社)日本助産師会埼玉県支部	(同左)	048-749-1312
07 千葉県	健康福祉センター	千葉県健康福祉部児童家庭課	043-223-2110(代)
08 東京都	(社)日本家族計画協会	(同左)	03-3269-4041
09 神奈川県	保健福祉事務所	神奈川県保健福祉部健康増進課	045-210-1111(代)
10 新潟県	保健所	新潟県福祉保健部健康対策課	025-285-5511(代)
11 富山県	厚生センター	富山県厚生部健康課	076-444-3226
12 石川県	石川県妊娠専門相談(妊娠110番)	(同左)	076-238-8827
13 山梨県	女性健康相談センター「ルピナス」	(同左)	055-223-2210
14 静岡県	思春期健康相談室	(同左)	055-952-7530
15 愛知県	(社)愛知県助産師会	(同左)	052-613-5751
16 滋賀県	子育て・女性健康支援センター	(同左)	077-586-2609
17 兵庫県	健康福祉事務所	兵庫県健康福祉部健康局健康増進課	078-341-7711(代)
18 奈良県	保健所	奈良県福祉部健康安全局健康増進課	0742-22-1101(代)
19 鳥取県	保健所	鳥取県福祉保健部子育て支援総室	0857-26-7111(代)
20 島根県	保健所	島根県健康福祉部健康推進課	0852-22-6130
21 山口県	県立総合医療センター	(同左)	0835-22-8803
22 徳島県	保健所	徳島県保健福祉部医療健康総局健康増進課	088-621-2220
23 香川県	保健福祉事務所	香川県健康福祉部子育て支援課	087-832-3285
24 愛媛県	保健所	愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課	089-941-2111(代)
25 福岡県	保健福祉環境事務所	福岡県保健医療介護部健康増進課	092-651-1111(代)
26 佐賀県	保健福祉事務所	佐賀県健康福祉本部母子保健福祉課	0952-24-2111(代)
27 長崎県	保健所	長崎県こども政策局こども家庭課	095-824-1111(代)
28 熊本県	熊本県女性相談センター	(同左)	096-381-4340
29 宮崎県	保健所	宮崎県福祉保健部健康増進課	0985-26-7078(代)
30 札幌市	各区保健センター	札幌市保健福祉局保健所健康企画課	011-622-5151(代)
31 仙台市	保健所	仙台市子供未来局子供育成部子供企画課	022-261-1111(代)
32 川崎市	各区保健福祉センター	川崎市市民・こども局こども本部こども家庭課	044-200-2111(代)
33 福岡市	各区保健福祉センター	福岡市こども未来局こども部地域子育て支援課	092-711-4114
34 川崎市	川崎市総合保健センター	川崎市保健医療部健康づくり支援課	049-224-8611(代)
35 盛岡市	保健所	盛岡市保健所健康推進課	019-603-8303
36 船橋市	保健所	船橋市保健所保健予防課	047-431-4191(代)
37 久留米市	保健所	久留米市保健所健康推進課	0942-30-9731

望まない妊娠への全国の相談対応窓口（主に民間機関）

注1) 取りまとめ方法

都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が把握している望まない妊娠等（※）についての相談対応（電話相談のみも含む。）を行っている主に民間機関の名称・住所・連絡先につき、公表可能なものを取りまとめたもの。

（※ 望まない妊娠等

本調査においては、妊娠したこと自体について、様々な要因（本人が望んでいない、相手が望んでいない等）により悩んでいる場合。また、育て方が分からない、子どもを育てられない等の否定的、消極的な場合をいう。）

注2) 対象機関の範囲

全国の都道府県等においては、通常業務の一環として望まない妊娠等についても相談対応を行っているが、本取りまとめにおいては除外している。

相談しやすさという観点から、次のとおり、主に地方公共団体以外の窓口（民間）として把握されているもののみを抽出している。

- ① 地方公共団体以外で望まない妊娠等の相談対応を行っている機関（民間機関）
- ② 地方公共団体の機関であるが、望まない妊娠等に特化して相談対応を行っている機関（公的な専門機関）

したがって、都道府県等に機関名の掲載がない場合であっても、把握している民間団体等の相談機関の把握がないということであり、都道府県等の相談対応は各所で行われている。

	名 称	住 所	連 絡 先	特化(望まない妊娠相談)
北海道				
1	妊娠SOSホットライン(村山宅)	旭川市(以下非公表)	0120-08-5274	○
2	妊娠SOSホットライン(伏見宅)	帯広市(以下非公表)	0155-21-5759	○
3	妊娠SOSホットライン(細野宅)	釧路市(以下非公表)	0120-45-8852	○
4	助産院hugネット	(社)日本助産師会北海道支部	080-6075-1008	
青森県				
1	レディースサポートほほえみ (社)日本助産師会青森県支部	青森市大字駒込字蛭沢289-39	017-742-3535	
2	安齋レディスクリニック	五所川原市一ツ谷536-18	0173-33-1103	
福島県				
1	西口クリニック婦人科	福島市三河南町10-5	FAX 024-525-6390	
2	明治病院	福島市北町2-40	024-521-0805	
3	大川レディスクリニック	福島市鳥谷野字天神3-11	024-545-8883	
4	ふくしま思春期サポーターの会	福島市蓬萊町7-3-23	FAX 024-549-6835	
茨城県				
1	助産師なんでも電話相談	(社)日本助産師会茨城県支部	029-233-5844 火・木の9:00~17:00	
栃木県				
1	クローバーピアルーム	宇都宮市馬場通り2-3-12 ラパーク長崎屋2階	028-632-0881 【毎週日曜日 13:30~17:00】 メール相談: peerroom1020@rapid.oc n.ne.jp	

	名称	住所	連絡先	特化(望まない妊娠相談)
千葉県				
1	ミッドワيف千葉	(社)日本助産師会千葉県支部 香取郡多古町間倉544-75	080-5039-4720(代表)	
東京都				
1	女性のための健康ホットライン	新宿区市谷田町1-10 (社)日本家族計画協会内	03-3269-7700	
石川県				
1	妊娠110番	非公表	076-238-8827	○
岐阜県				
1	母と子のなんでも相談	(社)日本助産師会岐阜県支部	058-275-8677	
愛知県				
1	女性の健康なんでも相談	名古屋市南区	052-613-5751	
京都府				
1	妊娠出産・不妊ほっとコール	京都市上京区河原町通広小路ル梶井町465 (京都府立医科大学付属病院内)	075-253-6180	
大阪府				
1	社団法人大阪府助産師会 子育て・女性の健康支援センター	大阪市天王寺区細工谷1丁目1番5号	06-6771-3839	
2	APCC相談室(思春期妊娠危機センター)	大阪市天王寺区東高津町12-10-210 社 団法人家庭養護促進協会内	06-6761-1115	
3	ウィメンズセンター大阪	大阪市阿倍野区旭町2-1-1-123	TEL 06-6632-7011 FAX 06-6632-7012	
鳥取県				
1	子育てと女性の健康相談	(社)日本助産師会鳥取県支部	090-8063-3521 090-3308-0065	
島根県				
1	助産師ダイヤル	(社)日本助産師会島根県支部	090-7135-4637 【毎月1~15日】 090-7136-4609 【毎月16~31日】	
高知県				
1	児童家庭支援センターびやくれん	高岡郡佐川町甲1110-1	0889-20-0203	
2	児童家庭支援センターみその	高知市新本町1-7-30	088-872-6488	
3	児童家庭支援センターわかくさ	四万十市下田2211	0880-33-0258	
福岡県				
1	妊婦さん・赤ちゃん・子ども・思春期電話相談	〒812-0054 福岡市東区馬出4-10-1 ナースプラザ福岡	092-642-0110	○
佐賀県				
1	アバンセ女性総合相談	佐賀市天神3-2-11	0952-26-0018	
2	佐賀いのちを大切に作る会	佐賀市神野東3丁目2-6	0952-32-2372	
3	NPO法人ウィメンズサポートセンターネットワーク	佐賀市アイスクエアビル3階オープンスペース	毎週土曜日	
長崎県				
1	子育てサポート レインボーさんばハウス	南島原市西有家町慈恩寺1737	090-8394-5533	

	名称	住所	連絡先	特化(望まない妊娠相談)
2	大村いのちを大切にする会		0120-89-5029	
熊本県				
1	熊本県助産師会 くまもと女性健康支援センター	熊本市本山3丁目3番25号	096-325-9432 (電話相談) 月～金 10:00～16:00	
2	医療法人 聖粒会 慈恵病院 SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口	熊本市島崎6-1-27	0120-783-449 24時間無料電話相談	
鹿児島県				
1	円プリオかごしま	鹿児島市紫原1-24-1-101	099-206-7469	○
沖縄県				
1	城辺中央クリニック	宮古島市城辺字比嘉628-5	0980-77-4693	
2	みやこ母子クリニック	宮古島市平良字東仲宗根596	0980-73-4103	
新潟市				
1	ハローミッドワイフ	新潟市中央区上大川前通2番町140番地	025-223-3231	
神戸市				
1	あすてっぷKOBЕ(男女共同参画センター)	神戸市中央区橘通3丁目4番3号	078-361-8361	



雇児総発第 0405001 号

平成 19 年 4 月 5 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部局長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



出産や育児に悩みを持つ保護者に対する 相談窓口の周知等について

今般、熊本市内の医療機関において、「このとりのゆりかご」が設置されることとなったが、保護者が子どもを置き去りにする行為は、本来あってはならない行為である。

各地方自治体におかれては、このような基本認識に立って、出産や育児に悩みを持つ保護者に対し、まずは児童相談所、市町村保健センター等の相談窓口にご相談していただくことの周知を図るなど、各種の関連施策を推進することが重要である。

このため、都道府県等においては、下記に掲げる項目について積極的な取組を展開していただくよう、あらためてお願いする。

記

1. 相談窓口の周知等

(1) 児童相談所等における養護相談の周知

従来より、各児童相談所や、住民に身近な市町村の児童家庭相談窓口（家庭児童相談室等）において、保護者の失踪等による養育困難児や棄児等に関する養護相談を受け付けてきたところであるが、こうした養育困難児等に関する相談を児童相談所や市町村が担当していることを、相談窓口の所在地や連絡先等も併せて、改めて

周知すること。

(2) 妊娠について悩んでいる者に対する相談援助の展開

「女性健康支援センター事業」(全国31箇所)、「妊娠について悩んでいる者に対する相談援助事業」(全国4箇所)、「思春期相談クリニック事業」(全国29箇所)を展開しているところである。さらに、都道府県によっては自治体独自でこうした相談事業に取り組んでいるところがある。各都道府県においては、こうした事業や自主的な取組によって、相談窓口の設置等の取組の充実を検討すること。

2. 若い世代に生命の大切さを訴える取組の推進

(1) 児童ふれあい交流事業の推進

各市町村が実施主体となって、地域の中・高校生と乳幼児と出会いふれあう機会を提供する事業などからなる「児童ふれあい交流事業」に対する国庫補助を行っているところであるが、こうした国庫補助金も活用しながら、中・高校生と乳幼児とがふれあう機会を持てるようにすること。

(2) 母子保健事業の活用

各市町村においては、妊娠時の母子健康手帳の交付、妊産婦等を対象とした保健指導、訪問指導、健康診査などの実施、さらに各市町村が主体となった両親学級などをはじめとした母子保健事業が実施されているところであるが、こうした機会を活用して、妊娠・出産期における不安の解消、生命の大切さについての理解の促進に努めること。

(3) 子育てパパ応援事業の活用

平成19年度予算においては、子育てパパ応援事業を次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)に盛り込んでいるところである。これは、地域ぐるみで父親の育児参加を推進するため、父親学級やプレパパ講座の実施等を行うものであり、こうした事業も活用しながら、生命の大切さについての理解の促進に努めること。

(4) その他

このほか、教育委員会等と連携し、学校教育の中で、生命の尊さや大切さに関する授業や活動を展開するよう検討すること。

2. 児童相談所関係データ

平成22年度 児童相談所及び一時保護所設置状況

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	21年度 (H21.5.1現在)				22年度 (H22.4.1現在)				増△減数			
	児童相談所	支所を 有する 児童相 談所数	支所の 数	一時保護所	児童相談所	支所を 有する 児童相 談所数	支所の 数	一時保護所	児童 相談所	支所を 有する 児童相 談所数	支所数	一時 保護所
北海道	8	1	1	8	8	1	1	8	0	0	0	0
青森県	6	0	0	1	6	0	0	1	0	0	0	0
岩手県	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
宮城県	3	1	1	1	3	1	1	1	0	0	0	0
秋田県	3	0	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0
山形県	2	1	2	2	2	1	2	2	0	0	0	0
福島県	4	3	3	4	4	3	3	4	0	0	0	0
茨城県	3	1	2	1	3	1	2	1	0	0	0	0
栃木県	3	0	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0
群馬県	3	0	0	1	3	1	1	1	0	1	1	0
埼玉県	6	0	0	3	6	1	1	3	0	1	1	0
千葉県	6	0	0	5	6	0	0	5	0	0	0	0
東京都	11	1	2	6	11	1	2	6	0	0	0	0
神奈川県	5	0	0	3	5	0	0	3	0	0	0	0
新潟県	5	1	1	3	5	1	1	3	0	0	0	0
富山県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
石川県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
福井県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
山梨県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
長野県	5	0	0	2	5	0	0	2	0	0	0	0
岐阜県	5	0	0	2	5	0	0	2	0	0	0	0
静岡県	4	1	1	2	5	0	0	2	1	△1	△1	0
愛知県	10	0	0	1	10	0	0	1	0	0	0	0
三重県	5	0	0	2	5	0	0	2	0	0	0	0
滋賀県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
京都府	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
大阪府	6	0	0	1	6	0	0	1	0	0	0	0
兵庫県	5	3	3	1	5	3	3	1	0	0	0	0
奈良県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
和歌山県	2	1	1	1	2	1	1	1	0	0	0	0
鳥取県	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
島根県	4	1	1	4	4	1	1	4	0	0	0	0
岡山県	3	1	2	2	3	1	3	2	0	0	1	0
広島県	3	0	0	2	3	0	0	2	0	0	0	0
山口県	5	0	0	1	5	0	0	1	0	0	0	0
徳島県	3	0	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0
香川県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
愛媛県	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
高知県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
福岡県	6	0	0	4	6	0	0	4	0	0	0	0
佐賀県	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
長崎県	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	0
熊本県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
大分県	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
宮崎県	3	0	0	3	3	0	0	3	0	0	0	0
鹿児島県	3	0	0	2	3	0	0	2	0	0	0	0
沖縄県	2	1	1	1	2	1	1	1	0	0	0	0
札幌市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
仙台市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
さいたま市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
千葉市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
横浜市	4	0	0	3	4	0	0	3	0	0	0	0
川崎市	2	0	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
新潟市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
静岡市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
浜松市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
名古屋市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
京都市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
大阪市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
堺市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
神戸市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
岡山市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
広島市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
北九州市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
福岡市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
横須賀市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
金沢市	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0
熊本市	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
合計	201	18	22	124	204	19	24	124	3	1	2	0

※相模原市及び熊本市は、平成22年度より児童相談所を設置

平成22年度 児童福祉司、児童心理司の配置状況について

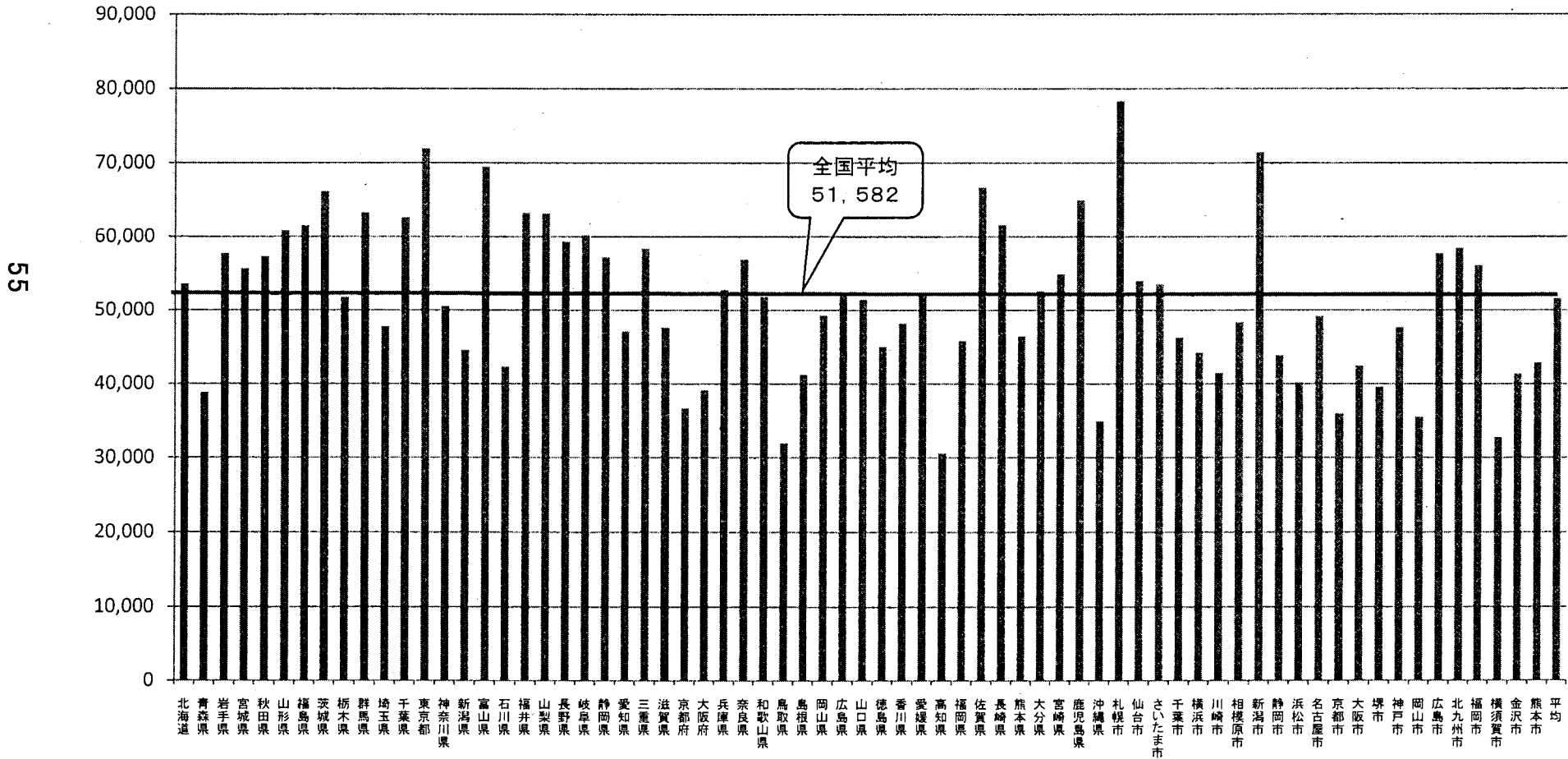
	児童福祉司 の配置員数 (22.4.1) A	児童福祉司 の配置員数 (21.4.1) B	対前年 増減人員 (A-B)	児童心理司 の配置員数 (22.4.1) C	児童心理司の 配置員数 (21.4.1) D	対前年 増減人員 (C-D)
北海道	70	65	5	36	36	0
青森県	37	43	▲6	20	19	1
岩手県	24	21	3	13	13	0
宮城県	24	40	▲16	21	19	2
秋田県	20	19	1	12	11	1
山形県	20	20	0	13	13	0
福島県	34	34	0	14	17	▲3
茨城県	45	45	0	20	20	0
栃木県	39	37	2	23	23	0
群馬県	32	43	▲11	19	19	0
埼玉県	123	113	10	41	38	3
千葉県	82	82	0	52	41	11
東京都	175	173	2	58	58	0
神奈川県	56	70	▲14	33	28	5
新潟県	37	36	1	10	16	▲6
富山県	16	17	▲1	7	7	0
石川県	17	17	0	15	14	1
福井県	13	13	0	8	6	2
山梨県	14	14	0	8	10	▲2
長野県	37	37	0	18	18	0
岐阜県	35	35	0	10	11	▲1
静岡県	40	39	1	19	22	▲3
愛知県	107	105	2	31	33	▲2
三重県	32	33	▲1	21	19	2
滋賀県	29	30	▲1	16	15	1
京都府	32	32	0	18	16	2
大阪府	137	134	3	39	34	5
兵庫県	77	77	0	35	35	0
奈良県	25	24	1	9	9	0
和歌山県	20	20	0	14	14	0
鳥取県	19	18	1	11	13	▲2
島根県	18	16	2	12	12	0
岡山県	26	25	1	21	26	▲5
広島県	33	33	0	17	15	2
山口県	29	29	0	15	17	▲2
徳島県	18	16	2	12	12	0
香川県	21	20	1	10	10	0
愛媛県	28	26	2	11	9	2
高知県	26	22	4	14	12	2
福岡県	58	53	5	19	17	2
佐賀県	13	13	0	10	9	1
長崎県	24	27	▲3	13	14	▲1
熊本県	24	31	▲7	10	11	▲1
大分県	23	24	▲1	16	15	1
宮崎県	21	19	2	12	10	2
鹿児島県	27	27	0	11	16	▲5
沖縄県	39	36	3	14	12	2
札幌市	24	27	▲3	13	12	1
仙台市	19	19	0	13	12	1
さいたま市	22	22	0	9	8	1
千葉市	20	16	4	6	12	▲6
横浜市	81	81	0	25	24	1
川崎市	32	27	5	10	10	0
相模原市	13	-	13	11	-	11
新潟市	11	14	▲3	5	8	▲3
静岡市	16	14	2	7	6	1
浜松市	20	20	0	9	8	1
名古屋市	45	42	3	10	12	▲2
京都市	41	41	0	11	12	▲1
大阪市	62	54	8	23	15	8
堺市	21	21	0	10	10	0
神戸市	32	30	2	13	13	0
岡山市	19	17	2	11	10	1
広島市	20	18	2	5	5	0
北九州市	17	18	▲1	5	5	0
福岡市	25	24	1	7	6	1
横須賀市	13	9	4	8	7	1
金沢市	11	11	0	6	6	0
熊本市	17	-	17	10	-	10
合計	2,477	2,428	49	1,108	1,065	43

※相模原市及び熊本市は、平成22年度より児童相談所を設置

平成22年度 都道府県別児童福祉司の管轄人口

○ すべての自治体で、児童福祉法施行令第2条に定める児童福祉司の配置標準を(5~8万)満たすか、あるいはそれを超えて配置されている。(人口は、平成17年10月1日国勢調査)

5~8万 37 自治体
5万未満 32 自治体



平成22年度 スーパーバイザーの配置状況について

	スーパーバイザーの配置員数 (22.4.1) A	スーパーバイザーの配置員数 (214.1) B	対前年 増減人員 (A-B)
北海道	8	8	0
青森県	6	11	▲5
岩手県	3	3	0
宮城県	8	9	▲1
秋田県	4	2	2
山形県	3	3	0
福島県	8	8	0
茨城県	13	13	0
栃木県	10	10	0
群馬県	0	1	▲1
埼玉県	17	17	0
千葉県	23	28	▲5
東京都	15	14	1
神奈川県	18	20	▲2
新潟県	8	7	1
富山県	4	4	0
石川県	1	1	0
福井県	3	3	0
山梨県	1	1	0
長野県	6	5	1
岐阜県	0	0	0
静岡県	9	9	0
愛知県	15	15	0
三重県	14	13	1
滋賀県	9	9	0
京都府	4	4	0
大阪府	35	33	2
兵庫県	5	6	▲1
奈良県	5	4	1
和歌山県	7	8	▲1
鳥取県	10	10	0
島根県	11	9	2
岡山県	4	9	▲5
広島県	12	10	2
山口県	10	10	0
徳島県	2	3	▲1
香川県	11	6	5
愛媛県	1	1	0
高知県	9	8	1
福岡県	12	7	5
佐賀県	1	1	0
長崎県	11	11	0
熊本県	6	7	▲1
大分県	7	8	▲1
宮崎県	3	3	0
鹿児島県	6	7	▲1
沖縄県	11	6	5
札幌市	6	6	0
仙台市	8	7	1
さいたま市	6	3	3
千葉市	2	1	1
横浜市	20	16	4
川崎市	6	4	2
相模原市	4	-	4
新潟市	1	3	▲2
静岡市	1	1	0
浜松市	3	3	0
名古屋市	16	14	2
京都市	11	11	0
大阪市	12	8	4
堺市	3	3	0
神戸市	11	4	7
岡山市	2	3	▲1
広島市	2	2	0
北九州市	4	4	0
福岡市	5	4	1
横須賀市	0	0	0
金沢市	0	0	0
熊本市	3	-	3
合計	515	482	33

※スーパーバイザー数については、所長・次長等が兼務している場合を除く
 ※相模原市及び熊本市は、平成21年度より児童相談所を設置

都道府県等別 児童相談所における警察官・教員等の配置状況

(単位:人)

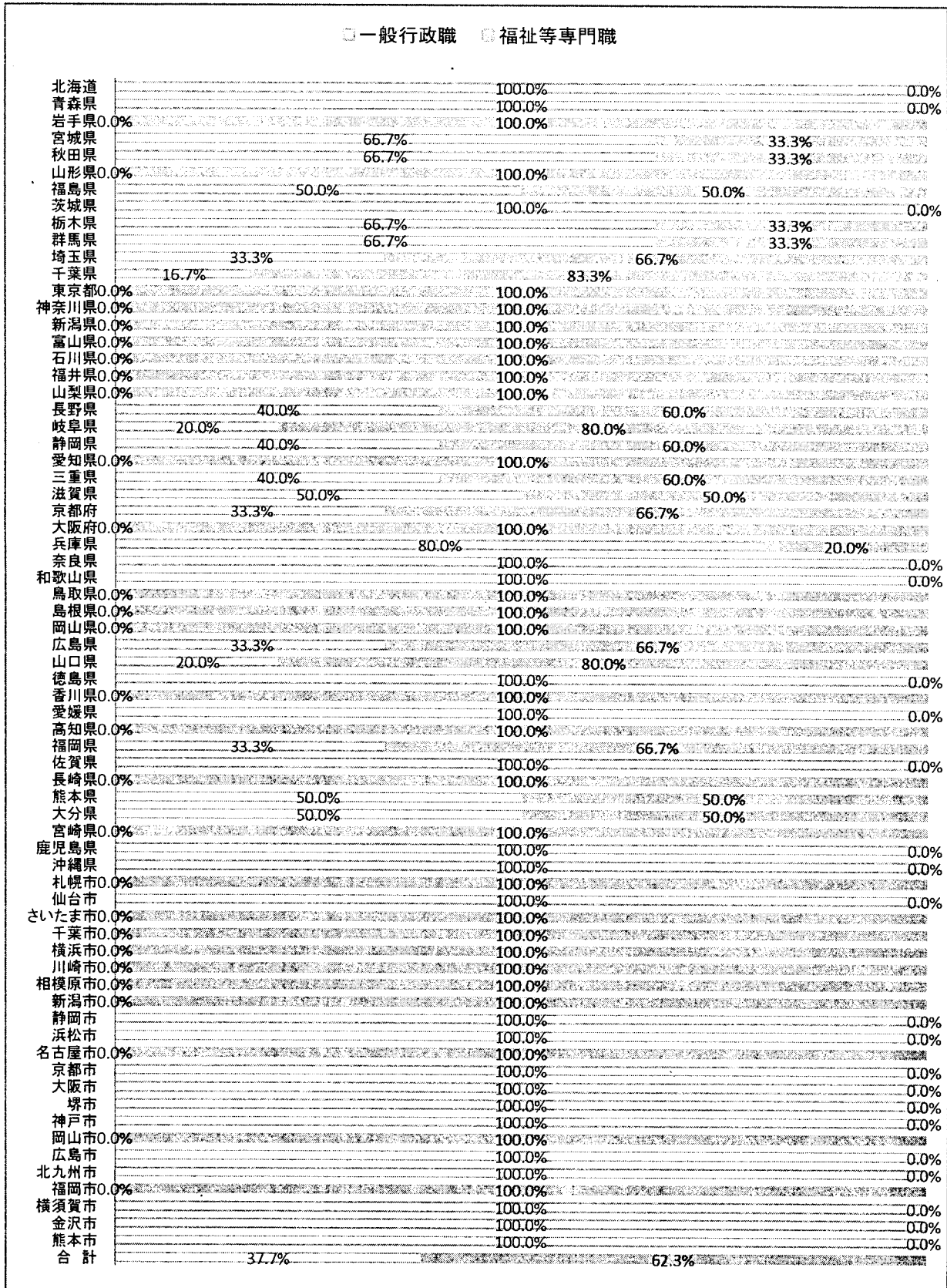
都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				電話・受付相談員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
北海道								16						1			0	1	0	16
青森県																	0	0	0	0
岩手県														1		1	0	1	0	1
宮城県			6				2										0	0	8	0
秋田県																	0	0	0	0
山形県																1	0	0	0	1
福島県																	0	0	0	0
茨城県			2												2		0	0	4	0
栃木県			3														0	0	3	0
群馬県										1					2		0	1	2	0
埼玉県																	0	0	0	0
千葉県			10				3										0	0	13	0
東京都													1			8	1	0	0	8
神奈川県							4									6	0	0	4	6
新潟県																	0	0	0	0
富山県																	0	0	0	0
石川県			1									1			1	1	0	0	2	2
福井県																3	0	0	0	3
山梨県														1			0	1	0	0
長野県																2	0	0	0	2
岐阜県			5				1				2				2	1	0	0	10	1
静岡県			7								1						0	0	8	0
愛知県														2		2	0	2	0	2
三重県							2				2				2	3	0	0	6	3
滋賀県																	0	0	0	0
京都府																	0	0	0	0
大阪府																	0	0	0	0
兵庫県														5			0	5	0	0
奈良県																	0	0	0	0
和歌山県																	0	0	0	0
鳥取県															3		0	0	3	0
島根県																	0	0	0	0
岡山県												1				3	0	0	0	4
広島県			2					1							2		0	0	4	1
山口県									1			4					0	2	0	4
徳島県			3												1		0	0	4	0
香川県															1		0	1	0	0

都道府県 政令指定都市 児童相談所設置市	児童福祉司として配置				児童指導員として配置				電話・受付相談員として配置				その他				合計			
	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB	警察官	警察官OB	教員	教員OB
愛媛県																	0	0	0	0
高知県			3					2							1		0	0	4	2
福岡県												2				6	0	0	0	8
佐賀県			2										1			1	0	2	0	
長崎県														1	2		0	1	2	0
熊本県			3											1			0	1	3	0
大分県			1				2			1				2			0	3	3	0
宮崎県			7					4				5					0	0	7	9
鹿児島県												2		1		8	0	1	0	10
沖縄県																	0	0	0	0
札幌市			1													2	0	0	1	2
仙台市															4		0	0	4	0
さいたま市																	0	0	0	0
千葉市							2			2							0	2	2	0
横浜市																12	0	0	0	12
川崎市																4	0	0	0	4
相模原市										2		1					0	2	0	1
新潟市								1						1		2	0	1	0	3
静岡市															2	1	0	0	2	1
浜松市			2					1									0	0	2	1
名古屋市															1		0	0	1	0
京都市															1		0	0	1	0
大阪市														1			0	1	0	0
堺市						2				1					1	2	0	3	1	2
神戸市														1		2	0	1	0	2
岡山市														1		2	0	1	0	2
広島市			1				1							1			0	1	2	0
北九州市			4				2							4	4	7	0	4	10	7
福岡市										1		2					0	1	0	2
横須賀市																2	0	0	0	2
金沢市						2		1									0	2	0	1
熊本市	1		2									1					1	0	2	1
合計	1	0	65	0	0	5	19	26	0	9	5	19	2	25	31	81	3	39	120	126

※ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ(平成22年4月1日現在)

平成22年度 所長の採用区分構成割合

○ 所長においては、全国平均で福祉等専門職による採用が約62%となっている。



平成22年度 児童福祉司の採用区分構成割合

○ 児童福祉司においては、全国平均で福祉等専門職による採用が約63%となっている。

	一般行政職	福祉等専門職
北海道	81.4%	18.6%
青森県	100.0%	0.0%
岩手県	33.3%	66.7%
宮城県	50.0%	50.0%
秋田県	100.0%	0.0%
山形県	50.0%	50.0%
福島県	32.4%	67.6%
茨城県	77.8%	22.2%
栃木県	69.4%	30.6%
群馬県	90.6%	9.4%
埼玉県	5.7%	94.3%
千葉県	3.7%	96.3%
東京都	26.3%	73.7%
神奈川県	0.0%	100.0%
新潟県	0.0%	100.0%
富山県	0.0%	100.0%
石川県	0.0%	100.0%
福井県	0.0%	100.0%
山梨県	0.0%	100.0%
長野県	0.0%	100.0%
岐阜県	40.0%	60.0%
静岡県	40.0%	60.0%
愛知県	4.7%	95.3%
三重県	73.3%	26.7%
滋賀県	48.3%	51.7%
京都府	56.3%	43.8%
大阪府	0.0%	100.0%
兵庫県	48.1%	51.9%
奈良県	56.0%	44.0%
和歌山県	15.0%	85.0%
鳥取県	0.0%	100.0%
島根県	44.4%	55.6%
岡山県	0.0%	100.0%
広島県	69.7%	30.3%
山口県	58.6%	41.4%
徳島県	72.2%	27.8%
香川県	4.8%	95.2%
愛媛県	78.6%	21.4%
高知県	11.5%	88.5%
福岡県	62.1%	37.9%
佐賀県	100.0%	0.0%
長崎県	4.2%	95.8%
熊本県	69.6%	30.4%
大分県	100.0%	0.0%
宮崎県	19.0%	81.0%
鹿児島県	70.4%	29.6%
沖縄県	14.3%	85.7%
札幌市	41.7%	58.3%
仙台市	89.5%	10.5%
さいたま市	31.8%	68.2%
千葉市	50.0%	50.0%
横浜市	0.0%	100.0%
川崎市	9.4%	90.6%
相模原市	7.7%	92.3%
新潟市	18.2%	81.8%
静岡市	100.0%	0.0%
浜松市	100.0%	0.0%
名古屋市	100.0%	0.0%
京都市	73.2%	26.8%
大阪市	14.3%	85.7%
堺市	19.0%	81.0%
神戸市	6.3%	93.8%
岡山市	36.8%	63.2%
広島市	90.0%	10.0%
北九州市	64.7%	35.3%
福岡市	84.0%	16.0%
横須賀市	100.0%	0.0%
金沢市	100.0%	0.0%
熊本市	82.4%	17.6%
合計	37.2%	62.8%

平成22年度 児童心理司の採用区分構成割合

○ 児童心理司においては、全国平均で福祉等専門職による採用が約90%となっている。

	□ 一般行政職	■ 福祉等専門職
北海道	41.7%	58.3%
青森県0.0%	100.0%	
岩手県0.0%	100.0%	
宮城県0.0%	100.0%	
秋田県0.0%	100.0%	
山形県	27.3%	72.7%
福島県0.0%	100.0%	
茨城県		0.0%
栃木県0.0%	100.0%	
群馬県	13.3%	86.7%
埼玉県0.0%	100.0%	
千葉県0.0%	100.0%	
東京都0.0%	100.0%	
神奈川県0.0%	100.0%	
新潟県0.0%	100.0%	
富山県0.0%	100.0%	
石川県0.0%	100.0%	
福井県0.0%	100.0%	
山梨県0.0%	100.0%	
長野県0.0%	100.0%	
岐阜県	20.0%	80.0%
静岡県0.0%	100.0%	
愛知県0.0%	100.0%	
三重県0.0%	100.0%	
滋賀県0.0%	100.0%	
京都府0.0%	100.0%	
大阪府0.0%	100.0%	
兵庫県0.0%	100.0%	
奈良県0.0%	100.0%	
和歌山県0.0%	100.0%	
鳥取県0.0%	100.0%	
島根県0.0%	100.0%	
岡山県0.0%	100.0%	
広島県0.0%	100.0%	
山口県0.0%	100.0%	
徳島県0.0%	100.0%	
香川県0.0%	100.0%	
愛媛県0.0%	100.0%	
高知県	7.1%	92.9%
福岡県0.0%	100.0%	
佐賀県		0.0%
長崎県0.0%	100.0%	
熊本県0.0%	100.0%	
大分県0.0%	100.0%	
宮崎県0.0%	100.0%	
鹿児島県0.0%	100.0%	
沖縄県0.0%	100.0%	
札幌市0.0%	100.0%	
仙台市		0.0%
さいたま市0.0%	100.0%	
千葉市0.0%	100.0%	
横浜市0.0%	100.0%	
川崎市0.0%	100.0%	
相模原市0.0%	100.0%	
新潟市0.0%	100.0%	
静岡市		0.0%
浜松市		0.0%
名古屋市		0.0%
京都市0.0%	100.0%	
大阪市0.0%	100.0%	
堺市0.0%	100.0%	
神戸市0.0%	100.0%	
岡山市	10.0%	90.0%
広島市0.0%	100.0%	
北九州市0.0%	100.0%	
福岡市	42.9%	57.1%
横須賀市		0.0%
金沢市	75.0%	25.0%
熊本市	60.0%	40.0%
合計	9.7%	90.3%

児童相談所における安全確認を行う際の 「時間ルール」の設定状況について

趣旨

- 平成19年1月の「児童相談所運営指針」の見直しにより、児童相談所に虐待通告がなされた際の安全確認を行う時間ルールについて「48時間以内とすることが望ましい」と定められるとともに、各自治体ごとに安全確認を行う際の所定時間を設定することとされた。

(参考)児童相談所運営指針(抄)

安全確認は、児童相談所職員又は児童相談所が依頼した者により、子どもを直接目視することにより行うことを基本とし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し緊急性に乏しいと判断されるケースを除き、通告受理後、各自治体ごとに定めた所定時間内に実施することとする。当該所定時間は、各自治体ごとに、地域の実情に応じて設定することとするが、迅速な対応を確保する観点から、「48時間以内とする」ことが望ましい。

現状等

- 平成22年4月1日現在の「時間ルール」の設定状況は以下のとおり。

【設定自治体数】 69自治体(設定率100%)

【設定時間】 48時間以内:65自治体

24時間以内: 4自治体(群馬県、福井県、鳥取県、長崎県)

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

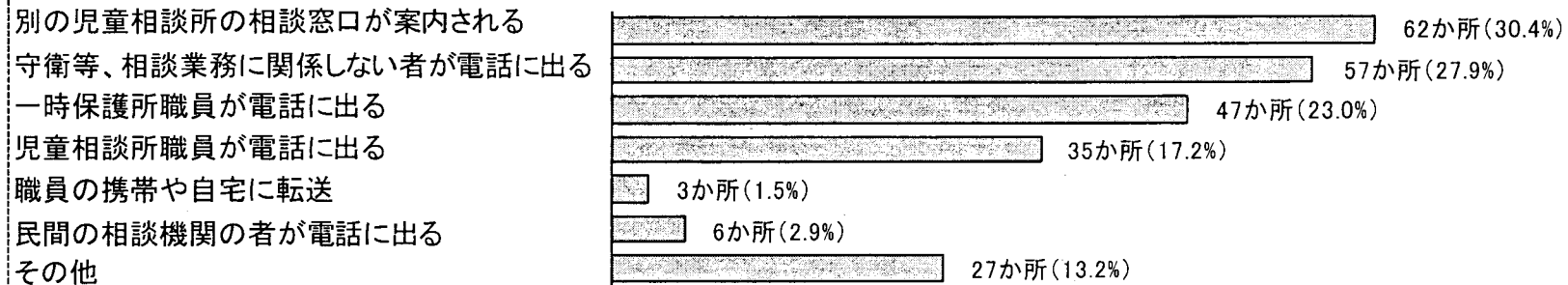
児童相談所における夜間・休日の相談体制

- 平成22年4月1日現在、全ての児童相談所において夜間・休日の相談体制の整備が図られている。(全児童相談所数:204か所)
 具体的な対応方法は以下のとおり。

【電話相談の受付体制】

- 電話に出る者については、「別の児童相談所の相談窓口が案内される」が30.4%と最も多く、次いで「守衛など相談業務に関連しない者」が27.9%であった。(複数回答)

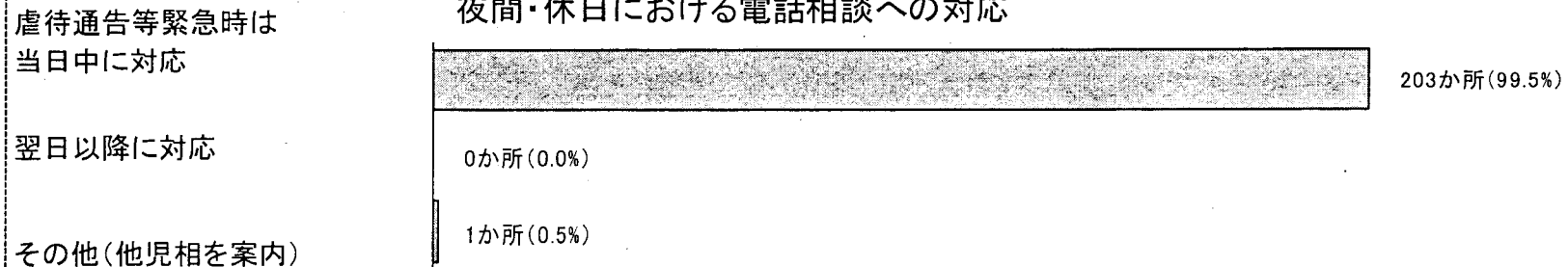
夜間・休日における電話相談の受付体制



【電話相談への対応】

- 電話相談への対応は、おおむね当日中に対応。

夜間・休日における電話相談への対応



児童相談所における虐待対応のための協力医療機関との協力・連携状況

【現状】

○平成22年4月1日現在、193か所(94.6%)の児童相談所における地域の医療機関との協力・連携体制の整備を行っている。

(※平成21年4月1日時点では、181か所(91.0%))

※ 全児童相談所数:204カ所
(平成22年4月1日現在)

自治体名	連携あり	連携なし	
			予定あり
北海道	8	0	0
青森県	1	5	0
岩手県	3	0	0
宮城県	3	0	0
秋田県	3	0	0
山形県	2	0	0
福島県	4	0	0
茨城県	3	0	0
栃木県	3	0	0
群馬県	3	0	0
埼玉県	6	0	0
千葉県	6	0	0
東京都	11	0	0
神奈川県	5	0	0
新潟県	5	0	0
富山県	2	0	0
石川県	2	0	0

自治体名	連携あり	連携なし	
			予定あり
福井県	2	0	0
山梨県	2	0	0
長野県	5	0	0
岐阜県	5	0	0
静岡県	5	0	0
愛知県	10	0	0
三重県	5	0	0
滋賀県	0	2	0
京都府	3	0	0
大阪府	6	0	0
兵庫県	5	0	0
奈良県	0	2	0
和歌山県	2	0	0
鳥取県	3	0	0
島根県	4	0	0
岡山県	3	0	0
広島県	3	0	0

自治体名	連携あり	連携なし	
			予定あり
山口県	5	0	0
徳島県	3	0	0
香川県	2	0	0
愛媛県	3	0	0
高知県	2	0	0
福岡県	6	0	0
佐賀県	1	0	0
長崎県	2	0	0
熊本県	1	1	0
大分県	2	0	0
宮崎県	3	0	0
鹿児島県	3	0	0
沖縄県	2	0	0
札幌市	0	1	0
仙台市	1	0	0
さいたま市	1	0	0
千葉市	1	0	0
横浜市	4	0	0

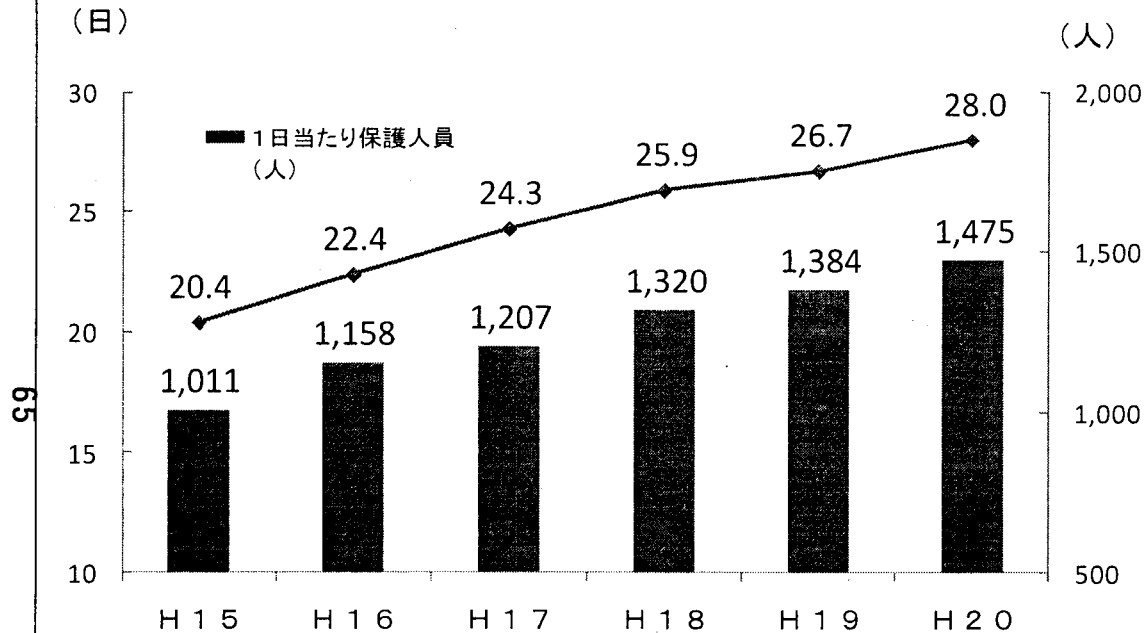
自治体名	連携あり	連携なし	
			予定あり
川崎市	2	0	0
相模原市	1	0	0
新潟市	1	0	0
静岡市	1	0	0
浜松市	1	0	0
名古屋市	1	0	0
京都市	1	0	0
大阪市	1	0	0
堺市	1	0	0
神戸市	1	0	0
岡山市	1	0	0
広島市	1	0	0
北九州市	1	0	0
福岡市	1	0	0
横須賀市	1	0	0
金沢市	1	0	0
熊本市	1	0	0
合計	193	11	0

※ 「予定あり」とは、今後、医療機関との協力等を予定している児童相談所である。

一時保護所の現状について

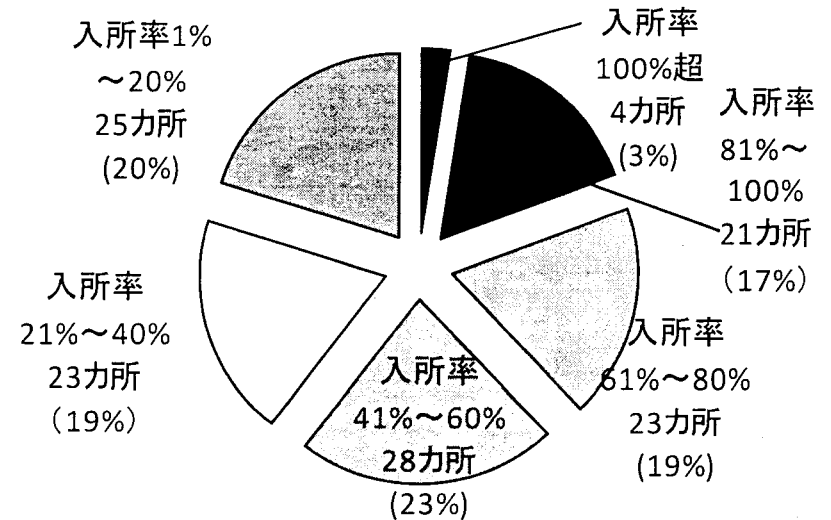
1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員、平均在所日数ともに増加傾向



年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々



※H21.1~12の間の一時保護所(124カ所)の平均入所率

一時保護児童の受け入れ状況

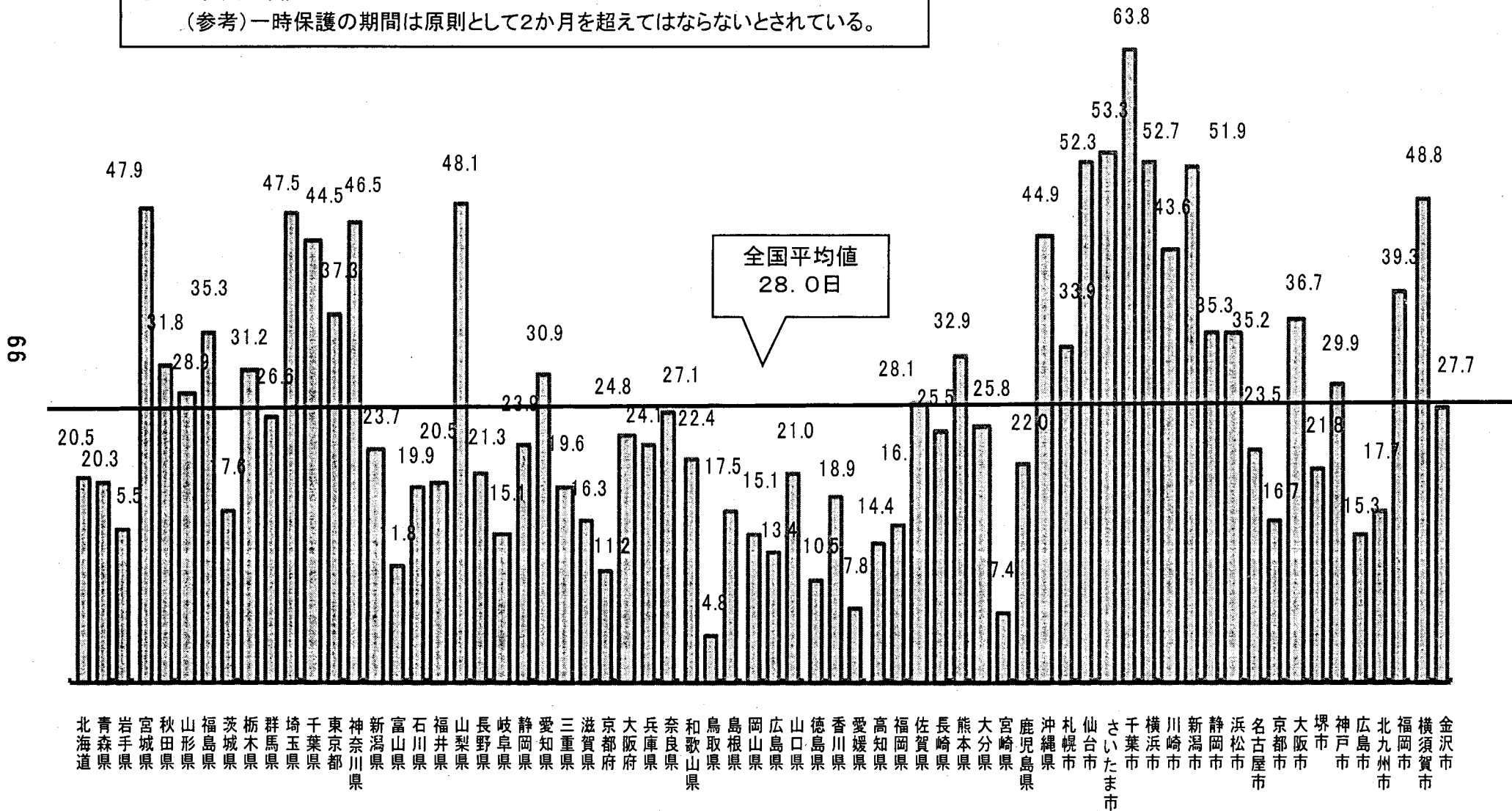
○ 約3割の自治体において、定員を超えて一時保護を実施

【定員を超える状況にある一時保護所を有する自治体】 ※[]内は児童相談所設置自治体数に占める割合

(18年) 23自治体[34.8%] → (19年) 21自治体[31.8%] → (20年) 21自治体[31.8%] → (21年) 25自治体[36.2%]

(参考) 都道府県等別一時保護所における平均在所日数

○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数
 ○ 全国平均値 : 28.0日
 (参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)[平成20年度]

個別対応のための環境改善

【趣旨】

個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善については、平成22年1月29日に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」において、前計画である「子ども・子育て応援プラン」に引き続き、平成26年までに、全都道府県・指定都市・児童相談所設置市での実施を目指すこととされている。

※全一時保護所数：124か所
(平成22年4月1日現在)

【現状】

下記①～⑦による個別対応のための環境改善が図られている
一時保護所の数：48か所（38.7%）

自治体名	図られている	充分図られている とは言えない	図られていない	今後の改善予定
北海道	0	5	3	2
青森県	0	1	0	0
岩手県	0	1	2	0
宮城県	0	1	0	1
秋田県	0	0	1	1
山形県	0	2	0	0
福島県	0	4	0	0
茨城県	0	1	0	1
栃木県	0	1	0	1
群馬県	0	1	0	1
埼玉県	0	3	0	0
千葉県	0	5	0	5
東京都	2	4	0	0
神奈川県	3	0	0	0
新潟県	1	2	0	0
富山県	1	1	0	1
石川県	2	0	0	0
福井県	0	2	0	2
山梨県	1	1	0	0
長野県	0	2	0	1
岐阜県	0	1	1	0
静岡県	1	1	0	0
愛知県	1	0	0	0
三重県	1	1	0	0
滋賀県	0	2	0	1
京都府	2	1	0	0
大阪府	1	0	0	0
兵庫県	1	0	0	0
奈良県	0	1	0	1
和歌山県	1	0	0	0
鳥取県	2	1	0	0
島根県	2	2	0	0
岡山県	0	2	0	0
広島県	1	1	0	1
山口県	0	1	0	0
徳島県	1	0	0	0
香川県	1	0	0	0
愛媛県	1	2	0	2
高知県	0	1	0	1

自治体名	図られている	充分図られている とは言えない	図られていない	今後の改善予定
福岡県	2	2	0	1
佐賀県	1	0	0	0
長崎県	0	2	0	1
熊本県	1	0	0	0
大分県	0	1	0	0
宮崎県	3	0	0	0
鹿児島県	1	1	0	1
沖縄県	0	1	0	1
札幌市	1	0	0	0
仙台市	0	0	1	0
さいたま市	0	1	0	0
千葉市	1	0	0	0
横浜市	3	0	0	0
川崎市	0	1	0	1
相模原市	0	0	0	0
新潟市	0	1	0	0
静岡市	0	1	0	0
浜松市	1	0	0	0
名古屋市	0	1	0	0
京都市	0	0	1	1
大阪市	1	0	0	0
堺市	1	0	0	0
神戸市	1	0	0	0
岡山市	1	0	0	0
広島市	0	1	0	0
北九州市	1	0	0	0
福岡市	1	0	0	0
横須賀市	1	0	0	0
金沢市	1	0	0	0
熊本市	0	0	0	0
合計	48	67	9	28

※「図られている」場合の内容は以下のとおり。

- ① 行動様式が異なる子どもが入所している場面があることから、生活場面の流れや状況の変化に応じてそれぞれに対応できる職員体制を確保
- ② 夜間や子どもの学習時間帯など、職員の勤務形態や専門性の観点から対応が困難な場面においては、夜間対応協力員、学習指導協力員などを適宜配置
- ③ 子どもの年齢や性別に応じた処遇が可能となる居室の整備
- ④ 個別指導等に使用できる個室の整備や、ユニット化などによる生活空間の小規模化(発達障害児や非行児童等について、子ども自身の情緒等の安定を図るため又は他の児童からの刺激の軽減や他の児童に対する影響等への配慮が必要な場合)
- ⑤ 子どもの状況に合わせて居室を提供(グループ分け)できるよう、居室を小規模化
- ⑥ 行動様式等が異なる子どもの混合処遇とならないよう自治体内の他の一時保護所と入所児童の受入れについての役割分担の実施
- ⑦ 配慮が必要な子どもについて、児童養護施設等に一時保護委託できるよう、施設等と取り決めの実施

児童相談所一時保護所の環境改善について

○ 子ども・子育てビジョンについて

- ・ 少子化社会対策基本法に基づき、少子化に対処するための施策の指針として、平成22年度～26年度における施策内容とその実施計画を定めた「子ども・子育てビジョン」が本年1月29日に閣議決定された。
- ・ この中で、前計画である「子ども・子育て応援プラン」において今後5年間の目標として掲げられていた「個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善」について、引き続き、本ビジョンにおいても全都道府県・指定都市・児童相談所設置市での実施を目指すことが掲げられている。
- ・ 一時保護所で生活する子どものため、以下を参考に、地域の実情に応じた必要な環境改善に積極的に努めていただきたい。

○ 環境改善の基本的な考え方

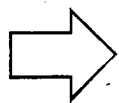
- ・ 一時保護所は、家庭環境、保護に至る経緯、子どもの行動の特徴、年齢などが様々な男女の児童が、必ずしも予定されない形で入所してくる場所であることから、
 - ① 子どもの心身の状況が確認できないまま直ちに保護しなければならない場合も多く、かつ、子どもの入れ替わりが激しいため、集団としての安定性を維持しにくい、
 - ② 住み慣れた環境から突然切り離されて集団生活に入ること、子どもが情緒的な不安定を招きやすい、等の課題を抱えている。
- ・ このため、子どもが集団生活の中でも安心して過ごせるよう、ゆとりのある生活空間や個々に応じた配慮が可能な設備及びケア体制の整備が必要である。
- ・ こうしたことから、児童相談所一時保護所の環境改善に当たっては、出来る限り、ハード・ソフト両面からの改善を視野に入れることが望ましい。

○ 具体的な改善例

地域の実情に応じて、以下のような改善のいずれか又は複数を組み合わせて実施。

ソフト面

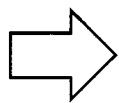
- ・ 行動様式等が異なる子どもが入所している場面があることから、生活場面の流れや状況の変化に応じてそれぞれに対応できる職員体制を確保
- ・ 夜間や子どもの学習時間帯など、職員の勤務形態や専門性の観点から対応が困難な場面においては、夜間対応協力員、学習指導協力員などを適宜配置などにより、子どもが安心して過ごせるよう人的体制を整える。



- ・ 児童入所施設措置費等国庫負担金において、常勤相当の心理職員の配置が可能
- ・ 児童虐待防止対策支援事業において、対応協力員確保のための補助あり

ハード面

- ・ 子どもの年齢や性別に応じた処遇が可能となる居室の整備
 - ・ 発達障害児や非行児童等について、子ども自身の情緒等の安定を図るため又は他の児童からの刺激の軽減や他の児童に対する影響等への配慮が必要な場合には、個別指導等に使用できる個室の整備や、ユニット化などにより生活空間を小規模化
 - ・ 子どもの状況に合わせて居室を提供（グループ分け）できるよう、居室を小規模化
 - ・ 行動様式等が異なる子どもの混合処遇とならないよう、自治体内の他の一時保護所と入所児童の受入れについて役割分担を行う
 - ・ 配慮が必要な子どもについて、児童養護施設等に一時保護委託できるよう施設等と取り決めをしておく
- などにより、子どもが安心して過ごせるよう施設整備を行う。



- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金において、改修等に必要な経費の補助あり

全国児童相談所一覧（平成22年5月10日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
1 北海道	中央児童相談所	064-8564	札幌市中央区円山西町2-1-1	011-631-0301
	旭川児童相談所	070-0040	旭川市10条通11	0166-23-8195
	稚内分室	097-0002	稚内市潮見1-11	0162-32-6171
	帯広児童相談所	080-0802	帯広市東2条南24-14	0155-22-5100
	釧路児童相談所	085-0053	釧路市豊川町3-18	0154-23-7147
	函館児童相談所	040-8552	函館市中島町37-8	0138-54-4152
	北見児童相談所	090-0061	北見市東陵町36-3	0157-24-3498
	岩見沢児童相談所	068-0828	岩見沢市鳩が丘1-9-16	0126-22-1119
	室蘭児童相談所	050-0082	室蘭市寿町1-6-12	0143-44-4152
2 青森	中央児童相談所	038-0003	青森市石江字江渡5-1	017-781-9744
	弘前児童相談所	036-8065	弘前市大字西北北1-3-7	0172-36-7474
	八戸児童相談所	039-1101	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-27-2271
	五所川原児童相談所	037-0046	五所川原市栄町10	0173-38-1555
	七戸児童相談所	039-2571	上北郡七戸町字蛇坂55-1	0176-60-8086
	むつ児童相談所	035-0073	むつ市中央1-1-8	0175-23-5975
3 岩手	福祉総合相談センター	020-0015	盛岡市本町通3-19-1	019-629-9600
	宮古児童相談所	027-0075	宮古市和見町9-29	0193-62-4059
	一関児童相談所	021-0027	一関市竹山町5-28	0191-21-0560
4 宮城	中央児童相談所	980-0014	仙台市青葉区本町1-4-39	022-224-1532
	東部児童相談所	986-0812	石巻市東中里1-4-32	0225-95-1121
	気仙沼支所	988-0066	気仙沼市東新城3-3-3	0226-21-1020
	北部児童相談所	989-6161	大崎市古川駅南2-4-3	0229-22-0030
5 秋田	中央児童相談所	010-1602	秋田市新屋下川原町1-1	018-862-7311
	北児童相談所	018-5601	大館市十二所字平内新田237-1	0186-52-3956
	南児童相談所	013-8503	横手市旭川1-3-46	0182-32-0500
6 山形	中央児童相談所	990-0031	山形市十日町1-6-6	023-627-1195
	庄内児童相談所	997-0013	鶴岡市道形町49-6	0235-22-0790
7 福島	中央児童相談所	960-8002	福島市森合町10-9	024-534-5101
	県中児童相談所	963-8540	郡山市麓山1-1-1	024-935-0611
	白河相談室	961-0074	白河市字郭内127	0248-22-5648
	会津児童相談所	965-0003	会津若松市一箕町大字八幡字門田1-3	0242-23-1400
	南会津相談室	967-0004	南会津町大字田島字天道沢甲2542-2	0241-63-0309
	浜児童相談所	970-8033	いわき市自由が丘38-15	0246-28-3346
	南相馬相談室	975-0031	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1135
8 茨城	福祉相談センター	310-0011	水戸市三の丸1-5-38	029-221-4992
	日立児童分室	317-0072	日立市弁天町3-4-7	0294-22-0294
	鹿行児童分室	311-1517	鉾田市鉾田1367-3	0291-33-4119
	土浦児童相談所	300-0812	土浦市下高津3-14-5	029-821-4595
	筑西児童相談所	308-0847	筑西市玉戸1336-16	0296-24-1614
9 栃木	中央児童相談所	320-0071	宇都宮市野沢町4-1	028-665-7830
	県南児童相談所	328-0042	栃木市沼和田町17-22	0282-24-6121
	県北児童相談所	329-2723	那須塩原市南町7-20	0287-36-1058
10 群馬	中央児童相談所	379-2166	前橋市野中町360-1	027-261-1000
	北部支所	377-0027	渋川市金井394	0279-20-1010
	西部児童相談所	370-0829	高崎市高松町6	027-322-2498
	東部児童相談所	373-0033	太田市西本町41-34	0276-31-3721
11 埼玉	中央児童相談所	362-0013	上尾市上尾村1242-1	048-775-4152
	南児童相談所	330-0073	さいたま市浦和区元町2-30-20	048-885-4152
	川越児童相談所	350-0838	川越市宮元町33-1	049-223-4152
	所沢児童相談所	359-0042	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152
	熊谷児童相談所	360-0014	熊谷市箱田5-12-1	048-521-4152
	越谷児童相談所	343-0033	越谷市大字恩間402-1	048-975-4152
	草加支所	340-0035	草加市西町425-2	048-920-4152

全国児童相談所一覧（平成22年5月10日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
12 千葉	中央児童相談所	263-0016	千葉市稲毛区天台1-10-3	043-253-4101
	市川児童相談所	272-0026	市川市東大和田2-8-6	047-370-1077
	柏児童相談所	277-0831	柏市根戸445-12	04-7131-7175
	銚子児童相談所	288-0813	銚子市台町2183	0479-23-0076
	東上総児童相談所	297-0029	茂原市高師3007-6	0475-27-1733
	君津児童相談所	299-1151	君津市中野4-18-9	0439-55-3100
13 東京	新宿区児童相談所	162-0052	新宿区戸山3-17-1	03-3208-1121
	北児童相談所	114-0002	北区王子6-1-12	03-3913-5421
	品川児童相談所	140-0001	品川区北品川3-7-21	03-3474-5442
	立川児童相談所	190-0012	立川市曙町3-10-19	042-523-1321
	墨田児童相談所	130-0022	墨田区江東橋1-16-10	03-3632-4631
	杉並児童相談所	167-0052	杉並区南荻窪4-23-6	03-5370-6001
	小平児童相談所	187-0002	小平市花小金井1-31-24	042-467-3711
	八王子児童相談所	193-0931	八王子市台町2-7-13	042-624-1141
	足立児童相談所	123-0845	足立区西新井本町3-8-4	03-3854-1181
	多摩児童相談所	206-0024	多摩市諏訪2-6	042-372-5600
	世田谷児童相談所	156-0054	世田谷区桜丘5-28-12	03-5477-6301
14 神奈川	中央児童相談所	252-0813	藤沢市亀井野3119	0466-84-1600
	鎌倉三浦地域児童相談所	238-0006	横須賀市日の出町1-4-7	046-828-7050
	小田原児童相談所	250-0042	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000
	県北地域児童相談所	252-0206	相模原市中央区淵野辺2-7-2	042-750-0002
	厚木児童相談所	243-0004	厚木市水引2-3-1	046-224-1111
15 新潟	中央児童相談所	950-0121	新潟市江南区亀田向陽4-2-1	025-381-1111
	長岡児童相談所	940-0865	長岡市四郎丸町237	0258-35-8500
	上越児童相談所	943-0807	上越市春日山町3-4-17	025-524-3355
	新発田児童相談所	957-8511	新発田市豊町3-3-2	0254-26-9131
	南魚沼児童相談所	949-6623	南魚沼市六日町620-2	025-770-2400
16 富山	富山児童相談所	930-0964	富山市東石金町4-52	076-423-4000
	高岡児童相談所	933-0045	高岡市本丸町12-12	0766-21-2124
17 石川	中央児童相談所	920-8557	金沢市本多町3-1-10	076-223-9553
	七尾児童相談所	926-0031	七尾市古府町そ部8	0767-53-0811
18 福井	総合福祉相談所	910-0026	福井市光陽2-3-36	0776-24-5138
	敦賀児童相談所	914-0074	敦賀市角鹿町1-32	0770-22-0858
19 山梨	中央児童相談所	400-0005	甲府市北新1-2-12	055-254-8617
	都留児童相談所	402-0054	都留市田原3-5-24	0554-45-7838
20 長野	中央児童相談所	380-0928	長野市若里7-1-7	026-228-0441
	松本児童相談所	390-1401	松本市波田9986	0263-91-3370
	飯田児童相談所	395-0157	飯田市大瀬木1107-54	0265-25-8300
	諏訪児童相談所	392-0027	諏訪市湖岸通り1-19-13	0266-52-0056
	佐久児童相談所	385-0022	佐久市岩村田3152-1	0267-67-3437
21 岐阜	中央子ども相談センター	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1	058-273-1111
	西濃子ども相談センター	503-0852	大垣市禾森町5-1458-10	0584-78-4838
	中濃子ども相談センター	505-8508	美濃加茂市古井町下古井字大脇2610-1	0574-25-3111
	東濃子ども相談センター	507-8708	多治見市上野町5-68-1	0572-23-1111
	飛騨子ども相談センター	506-0032	高山市千島町35-2	0577-32-0594
22 静岡	中央児童相談所	422-8031	静岡市駿河区有明2-20	054-286-9236
	西部児童相談所	438-8622	磐田市見付3599-4	0538-37-2810
	東部児童相談所	410-8543	沼津市高島本町1-3	055-920-2085
	賀茂児童相談所	415-0016	下田市中531-1	0558-24-2038
	富士児童相談所	416-0906	富士市本市場441-1	0545-65-2141

全国児童相談所一覧（平成22年5月10日現在）


都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
23 愛知	中央児童・障害者相談センター	460-0001	名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-7250
	海部児童・障害者相談センター	496-8535	津島市西柳原町1-1-4	0567-25-8118
	知多児童・障害者相談センター	475-0902	半田市宮路町1-1	0569-22-3939
	西三河児童・障害者相談センター	444-0860	岡崎市明大寺本町1-4	0564-27-2779
	豊田加茂児童・障害者相談センター	471-0877	豊田市錦町1-22-1	0565-33-2211
	新城設楽児童・障害者相談センター	441-1326	新城市字中野6-1	0536-23-7366
	東三河児童・障害者相談センター	440-0806	豊橋市八町通5-4	0532-54-6465
	一宮児童相談センター	491-0917	一宮市昭和1-11-11	0586-45-1558
	春日井児童相談センター	480-0304	春日井市神屋町713-8	0568-88-7501
	刈谷児童相談センター	448-0851	刈谷市神田町1-3-4	0566-22-7111
24 三重	北勢児童相談所	510-0894	四日市市山崎町977-1	059-347-2030
	中勢児童相談所	514-0113	津市一身田大古管字雁田694-1	059-231-5666
	南勢志摩児童相談所	516-8566	伊勢市勢田町622	0596-27-5143
	伊賀児童相談所	518-8533	伊賀市四十九町2802	0595-24-8060
	紀州児童相談所	519-3695	尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3435
25 滋賀	中央子ども家庭相談センター	525-0072	草津市笠山7-4-45	077-562-1121
	彦根子ども家庭相談センター	522-0043	彦根市小泉町932-1	0749-24-3741
26 京都	家庭支援総合センター	605-0862	京都市東山区清水4-185-1	075-531-9600
	宇治児童相談所	611-0033	宇治市大久保町井ノ尻13-1	0774-44-3340
	福知山児童相談所	620-0881	福知山市字堀小字内田1939-1	0773-22-3623
27 大阪	中央子ども家庭センター	572-0838	寝屋川市八坂町28-5	072-828-0161
	池田子ども家庭センター	563-0041	池田市満寿美町9-17	072-751-2858
	吹田子ども家庭センター	564-0072	吹田市出口町19-3	06-6389-3526
	東大阪子ども家庭センター	577-0809	東大阪市永和1-7-4	06-6721-1966
	富田子ども家庭センター	584-0031	富田林市寿町2-6-1 大阪府南河内府民センタービル内	0721-25-1131
	岸和田子ども家庭センター	596-0043	岸和田市宮前町7-30	072-445-3977
28 兵庫	中央子ども家庭センター	673-0021	明石市北王子町13-5	078-923-9966
	洲本分室	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	0799-26-2075
	西宮子ども家庭センター	662-0862	西宮市青木町3-23	0798-71-4670
	尼崎駐在	661-0024	尼崎市三反田町1-1-1	06-6423-0801
	川西子ども家庭センター	666-0017	川西市火打1-22-8	072-756-6633
	丹波分室	669-3309	丹波市柏原町柏原688	0795-73-3866
	姫路子ども家庭センター	670-0092	姫路市新在家本町1-1-58	0792-97-1261
	豊岡子ども家庭センター	668-0025	豊岡市幸町1-8	0796-22-4314
29 奈良	中央子ども家庭相談センター	630-8306	奈良市紀寺町833	0742-26-3788
	高田子ども家庭相談センター	635-0095	大和高田市大中17-6	0745-22-6079
30 和歌山	子ども・女性・障害者相談センター	641-0014	和歌山市毛見1437-218	073-445-5312
	紀南児童相談所	646-0062	田辺市明洋1-10-1	0739-22-1588
	新宮分室	647-8551	新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-22-8551
31 鳥取	中央児童相談所	680-0901	鳥取市江津318-1	0857-23-1031
	米子児童相談所	683-0052	米子市博労町4-50	0859-33-1471
	倉吉児童相談所	682-0881	倉吉市宮川町2-36	0858-23-1141
32 島根	中央児童相談所	690-0823	松江市西川津町3090-1	0852-21-3168
	隠岐相談室	685-8601	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	08512-2-9706
	出雲児童相談所	693-0051	出雲市小山町70	0853-21-0007
	浜田児童相談所	697-0023	浜田市上府町イ2591	0855-28-3560
	益田児童相談所	698-0041	益田市高津8-14-8	0856-22-0083
33 岡山	中央児童相談所	700-0807	岡山市北区南方2-13-1	086-246-4152
	倉敷児童相談所	710-0052	倉敷市美和1-14-31	086-421-0991
	井笠相談室	714-8502	笠岡市六番町2-5	0865-69-1680
	高梁分室	716-8585	高梁市落合町近似286-1	0866-21-2833
	高梁分室新見相談室	718-8550	新見市高尾2400	0867-72-2974
	津山児童相談所	708-0004	津山市山北288-1	0868-23-5131

全国児童相談所一覧（平成22年5月10日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
34 広島	西部こども家庭センター	734-0003	広島市南区宇品東4-1-26	082-254-0381
	東部こども家庭センター	720-0838	福山市瀬戸町山北291-1	084-951-2340
	北部こども家庭センター	728-0013	三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181
35 山口	中央児童相談所	753-0214	山口市大内御堀922-1	083-922-7511
	岩国児童相談所	740-0016	岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1513
	周南児童相談所	745-0836	周南市慶万町2-13	0834-21-0554
	下関児童相談所	751-0823	下関市貴船町3-2-2	083-223-3191
	萩児童相談所	758-0041	萩市江向河添沖田531-1	0838-22-1150
36 徳島	中央こども女性相談センター	770-0942	徳島市昭和町5-5-1	088-622-2205
	南部こども女性相談センター	774-0011	阿南市領家町野神319	0884-22-7130
	西部こども女性相談センター	777-0005	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-55-3323
37 香川	子ども女性相談センター	760-0004	高松市西宝町2-6-32	087-862-8861
	西部子ども相談センター	763-0082	丸亀市土器町東8-526	0877-24-3173
38 愛媛	中央児童相談所	790-0811	松山市本町7-2	089-922-5040
	南予児童相談所	798-0060	宇和島市丸之内3-1-19	0895-22-1245
	東予児童相談所	792-0825	新居浜市星原町14-38	0897-43-3000
39 高知	中央児童相談所	781-5102	高知市大津甲770-1	088-866-6791
	幡多児童相談所	787-0033	四万十市中村大橋通り7-4-22	0880-34-3550
40 福岡	福岡児童相談所	816-0804	春日市原町3-1-7	092-586-0023
	久留米児童相談所	830-0047	久留米市津福本町金丸281	0942-32-4458
	田川児童相談所	826-0041	田川市弓削田188	0947-42-0499
	大牟田児童相談所	836-0027	大牟田市西浜田町4-1	0944-54-2344
	宗像児童相談所	811-3436	宗像市東郷5-5-3	0940-37-3255
	京築児童相談所	828-0021	豊前市大字八屋2007-1	0979-84-0407
41 佐賀	中央児童相談所	840-0851	佐賀市天祐1-8-5	0952-26-1212
	唐津分室	847-0012	唐津市大名小路3-1	0955-73-1141
42 長崎	長崎こども・女性・障害者支援センター	852-8114	長崎市橋口町10-22	095-844-6166
	佐世保こども・女性・障害者支援センター	857-0034	佐世保市万徳町10-3	0956-24-5080
43 熊本	中央児童相談所	861-8039	熊本市長嶺南2-3-3	096-381-4451
	八代児童相談所	866-8555	八代市西片町1660	0965-33-3247
44 大分	中央児童相談所	870-0889	大分市荏隈5丁目	097-544-2016
	中津児童相談所	871-0024	中津市中央町1-10-22	0979-22-2025
45 宮崎	中央児童相談所	880-0032	宮崎市霧島1-1-2	0985-26-1551
	都城児童相談所	885-0017	都城市年見町14-1-1	0986-22-4294
	延岡児童相談所	882-0803	延岡市大貫町1-2845	0982-35-1700
46 鹿児島	中央児童相談所	891-0175	鹿児島市桜ヶ丘6-12	099-264-3003
	大島児童相談所	894-0012	奄美市名瀬小俣町20-2	0997-53-6070
	大隅児童相談所	893-0011	鹿児島市打馬2-16-6	0994-43-7011
47 沖縄	中央児童相談所	903-0804	那覇市首里石嶺町4-404-2	098-886-2900
	八重山分室	907-0002	石垣市真栄里438-1（八重山福祉保健所内）	0980-88-7801
	コザ児童相談所	904-2143	沖縄市字知花6-34-6	098-937-0859

全国児童相談所一覧（平成22年5月10日現在）

都道府県 政令指定都市	児童相談所	〒	住所	電話番号
48 札幌市	札幌市児童相談所	060-0007	札幌市中央区北7条西26	011-622-8630
49 仙台市	仙台市児童相談所	981-0908	仙台市青葉区東照宮1-18-1	022-219-5111
50 さいたま市	さいたま市児童相談所	338-8686	さいたま市中央区下落合5-6-11	048-840-6107
51 千葉市	千葉市児童相談所	261-0003	千葉市美浜区高浜3-2-3	043-277-8880
52 横浜市	中央児童相談所	232-0024	横浜市南区浦舟町3-44-2	045-260-6510
	西部児童相談所	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町5-10	045-331-5471
	南部児童相談所	235-0045	横浜市磯子区洋光台3-18-29	045-831-4735
	北部児童相談所	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2441
53 川崎市	中央児童相談所	213-0013	川崎市高津区末長276-5	044-877-8111
	南部児童相談所	210-0804	川崎市川崎区藤崎1-6-8	044-244-7411
54 相模原市	相模原市児童相談所	252-0206	相模原市中央区淵野辺2-7-2	042-730-3500
55 横須賀市	横須賀市児童相談所	238-8525	横須賀市小川町16	046-820-2323
56 新潟市	新潟市児童相談所	951-8133	新潟市中央区川岸町1-57-1	025-230-7777
57 金沢市	金沢市児童相談所	921-8171	金沢市富樫3-10-1	076-243-4158
58 静岡市	静岡市児童相談所	420-0947	静岡市葵区堤町914-417	054-275-2871
59 浜松市	浜松市児童相談所	430-0929	浜松市中区中央1-12-1	053-457-2703
60 名古屋市	名古屋市中央児童相談所	466-0858	名古屋市昭和区折戸町4-16	052-757-6111
	名古屋市西部児童相談所	454-0875	名古屋市中川区小城町1-1-20	052-365-3231
61 京都市	京都市児童相談所	602-8155	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910-25	075-801-2929
62 大阪市	大阪市こども相談センター	540-0003	大阪市中央区森ノ宮中央1-17-5	06-4301-3100
63 堺市	堺市子ども相談所	593-8301	堺市西区上野芝町2-4-2	072-276-7123
64 神戸市	こども家庭センター	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-3-1	078-382-2525
65 岡山市	岡山市こども総合相談所	700-8546	岡山市北区鹿田町1-1-1	086-803-2525
66 広島市	広島市児童相談所	732-0052	広島市東区光町2-15-55	082-263-0694
67 北九州市	子ども総合センター	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6	093-881-4556
68 福岡市	こども総合相談センター	810-0065	福岡市中央区地行浜2-1-28	092-832-7100
69 熊本市	熊本市児童相談所	862-0971	熊本市大江4-2-60	096-366-8181

※1  一時保護所を設置する児童相談所

※2  東京都児童相談センターは一時保護所を3か所設置

→ 児童相談所数=205か所（平成22年5月10日現在）

→ 一時保護所数=125か所（平成22年5月10日現在）

3. 市町村データ

市町村における児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会

(子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況等について(概要)

本調査は、平成21年4月1日現在の市区町村(東京都の特別区を含む。以下同じ。)の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況等について把握したものである。

【児童家庭相談業務】

○ 相談窓口に従事する職員数

相談窓口に従事する職員数は、全国で6,842人となっている(前年度比12人増)。うち、一定の専門資格を有する者は4,411人(同125人増)となっている。

※ 平成20年度において、全国の市区町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は27万364件(前年度比1,483件減)であり、このうち、児童虐待に関する相談受付件数は5万1,620件となっている(同1,500件増)(「平成20年度社会福祉行政業務報告」による)。

【要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況】

○ 地域協議会又は児童虐待防止ネットワークの設置率

地域協議会又は児童虐待防止ネットワークを設置している市区町村の割合は97.6%(前年度比3.5%増)となっている。

○ 地域協議会の調整機関担当職員数

全国で4,938名(前年度比404人増)となっており、そのうち、一定の専門資格を有する者は2,588人(同275人増)となっている。

○ 地域協議会におけるケースの登録数

地域協議会におけるケースの登録数は全体で101,318件であり、そのうち、要保護児童ケース登録数が75,378件(74.4%)、要支援ケース登録数が24,946件(24.6%)、特定妊婦ケースの登録数が994件(1.0%)となっている。

また、要保護児童ケースのうち児童虐待が48,128件(47.5%)となっている。

市町村の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会

(子どもを守る地域ネットワーク) の設置状況等について

(平成21年4月現在)

本調査は、平成21年4月1日現在の市区町村（東京都の特別区を含む。以下同じ。）の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況等について把握したものである。

○ 人口規模区分別市区町村数、該当人口

(平成21年4月1日現在)

人口規模区分	か所	【前年度】	該当区分での合計人口	
市 区	787	【791】		
人口30万人以上	65	【65】	28,937,017 人	(22.5%)
人口10万人～30万人未満	205	【199】	33,266,390 人	(25.9%)
人口10万人未満	517	【527】	27,447,002 人	(21.4%)
町	801	【808】	12,162,234 人	(9.5%)
村	191	【193】	899,115 人	(0.7%)
指定都市(政令指定都市・児童相談所設置市)	19	【19】	25,686,085 人	(20.0%)
計	1,798	【1,811】	128,397,843 人	(100.0%)

I 市区町村における児童家庭相談業務の状況について

1. 相談窓口（主たる相談窓口）の設置場所について

市区においては、家庭児童相談室が設置されている児童福祉主管課又は福祉事務所に窓口を設置している所が、人口規模30万人以上では83.1%（当該区分の総数に対する割合、以下同じ）、10万人以上30万人未満では86.4%、10万人未満では87.2%となっている。

町村部においては、児童福祉主管課、母子保健主管課又は児童福祉・母子保健統合課に相談窓口を設置している所が、町では87.8%、村では87.5%となっている。

指定都市においては、従来から児童相談所を中心に児童家庭相談を担ってきたところであるが、指定都市内の区福祉事務所等に児童家庭相談窓口を設置し、重層構造にしている所が84.2%となっている。

（上段：該当区分での割合 下段：市区町村数）

	規模区分						合計	参考 (平成20年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 児童福祉主管課	58.5%	64.4%	55.3%	45.6%	33.0%	10.5%	49.3%	49.9%
	38	132	286	365	63	2	886	904
② 母子保健主管課	-	1.0%	0.2%	6.9%	6.3%	5.3%	3.9%	3.8%
	-	2	1	55	12	1	71	68
③ 児童福祉・母子保健統合課	7.7%	4.9%	5.4%	35.3%	48.2%	15.8%	23.4%	22.7%
	5	10	28	283	92	3	421	411
④ 福祉事務所 (家庭児童相談室)	24.6%	22.0%	31.9%	0.6%	-	42.1%	13.3%	13.4%
	16	45	165	5	-	8	239	243
⑤ 福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	1.5%	0.5%	2.1%	-	1.0%	-	0.8%	0.8%
	1	1	11	-	2	-	15	15
⑥ 保健センター	1.5%	-	0.2%	5.6%	5.8%	-	3.2%	3.2%
	1	-	1	45	11	-	58	58
⑦ 教育委員会	-	1.5%	3.9%	2.9%	2.6%	-	2.8%	2.7%
	-	3	20	23	5	-	51	48
⑧ 市設置の保健所	-	-	-	-	-	-	-	0.1%
	-	-	-	-	-	-	-	1
⑨ 市設置の児童相談所	-	0.5%	-	-	0.5%	15.8%	0.3%	0.2%
	-	1	-	-	1	3	5	3
⑩ 障害福祉主管課	-	-	0.2%	1.0%	1.0%	-	0.6%	0.7%
	-	-	1	8	2	-	11	13
⑪ その他	6.2%	5.4%	0.8%	2.1%	1.6%	10.5%	2.3%	2.6%
	4	11	4	17	3	2	41	47
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	65	205	517	801	191	19	1,798	1,811

2. 主たる相談窓口の担当職員について

主たる相談窓口に従事する相談担当職員は、全国で6,842名配置されている。内訳は、一定の専門資格を有する者(①～⑧)が4,411名(64.5%)、そのうち、児童福祉司と同様の資格を有する者(①～④)が1,041名(15.2%)となっている。

	(上段:該当区分での割合 下段:人数)						合計	参考 (平成20年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 児童福祉司と同様の資格を有する者 (②、③又は④に該当する者を除く)	16.6%	17.0%	10.3%	3.7%	2.9%	20.6%	10.5%	7.6%
	106	187	168	84	12	161	718	519
② 医師	-	0.1%	0.1%	0.1%	-	0.1%	0.1%	0.2%
	0	1	1	2	-	1	5	12
③ 社会福祉士	9.7%	6.3%	2.9%	1.6%	1.4%	6.4%	4.0%	3.8%
	62	69	48	36	6	50	271	258
④ 精神保健福祉士	0.8%	1.4%	0.4%	0.6%	0.2%	0.6%	0.7%	0.8%
	5	15	7	14	1	5	47	52
小計 (①～④の計) (児童福祉司と同様の資格を有する者)	27.1%	24.8%	13.8%	6.0%	4.6%	27.8%	15.2%	12.3%
	173	272	224	136	19	217	1,041	841
⑤ 保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く)	10.2%	9.3%	6.6%	32.4%	41.3%	16.3%	19.2%	20.7%
	65	102	108	739	171	127	1,312	1,411
⑥ 教員免許を有する者 (①に該当する者を除く)	15.3%	18.3%	27.1%	3.4%	1.2%	10.0%	13.2%	13.3%
	98	201	441	78	5	78	901	905
⑦ 保育士 (①に該当する者を除く)	15.3%	14.4%	12.1%	7.0%	8.5%	6.7%	10.2%	10.6%
	98	158	197	160	35	52	700	724
⑧ ①～⑦に記載の資格を有しない 社会福祉主事	10.8%	8.8%	8.6%	1.8%	1.2%	13.6%	6.7%	5.9%
	69	97	140	40	5	106	457	405
小計 (①～⑧の計)	78.7%	75.7%	68.1%	50.5%	56.8%	74.3%	64.5%	62.8%
	503	830	1,110	1,153	235	580	4,411	4,286
⑨ ①～⑧に記載の資格を有しない 一般事務職員	12.7%	13.9%	24.0%	47.8%	41.3%	16.8%	29.5%	31.2%
	81	153	391	1,091	171	131	2,018	2,130
⑩ その他	8.6%	10.4%	7.9%	1.7%	1.9%	9.0%	6.0%	6.1%
	55	114	128	38	8	70	413	414
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	639	1,097	1,629	2,282	414	781	6,842	6,830

● 都道府県（指定都市含む）別、主たる相談窓口の担当職員

都道府県名等	職員数	種別										参考 (平成20年度)
		①児童福祉司と同様の資格を有する者(②、③又は④に該当する者を除く)	②医師	③社会福祉士	④精神保健福祉士	⑤保健師・助産師・看護師(①に該当する者を除く)	⑥教員免許を有する者(①に該当する者を除く)	⑦保育士(①に該当する者を除く)	⑧①～⑦に記載の資格を有しない社会福祉士	⑨①～⑧に記載の資格を有しない一般事務職員	⑩その他	
北海道	704	16	1	4	2	239	36	36	25	318	27	684
青森県	108	3	-	1	-	27	5	8	4	55	5	105
岩手県	79	3	-	1	-	6	14	10	2	38	5	76
宮城県	120	15	-	-	1	34	13	12	2	35	8	124
秋田県	89	-	-	4	-	13	12	11	5	39	5	79
山形県	93	-	-	1	-	18	12	8	13	38	3	87
福島県	189	5	-	3	-	58	29	3	23	60	8	177
茨城県	137	8	-	4	1	7	43	12	11	42	9	136
栃木県	116	12	-	-	1	21	24	7	5	44	2	113
群馬県	107	4	-	3	-	26	15	8	6	37	8	106
埼玉県	261	26	-	15	-	29	43	15	33	89	11	290
千葉県	224	16	-	6	2	32	71	20	6	57	14	211
東京都	535	73	2	56	11	54	58	99	40	73	69	503
神奈川県	151	19	-	10	3	27	10	24	9	27	22	151
新潟県	102	24	-	2	2	25	14	15	2	15	3	92
富山県	52	12	-	2	-	10	3	5	1	18	1	27
石川県	49	6	-	2	1	14	4	7	1	13	1	45
福井県	42	8	-	4	1	2	4	7	2	12	2	45
山梨県	85	2	-	1	-	26	8	8	7	30	3	93
長野県	212	13	-	1	-	48	33	40	10	55	12	227
岐阜県	118	11	-	2	3	13	4	22	5	51	7	110
静岡県	113	16	-	4	1	12	24	11	17	18	10	126
愛知県	198	15	-	4	-	26	49	34	6	57	7	194
三重県	126	36	-	2	-	16	13	17	2	31	9	121
滋賀県	86	15	-	7	-	12	10	6	11	21	4	92
京都府	58	6	-	1	-	10	10	8	4	16	3	59
大阪府	186	63	-	22	4	13	7	31	14	26	6	177
兵庫県	154	18	-	5	-	21	34	18	11	37	10	133
奈良県	89	4	-	1	-	24	10	13	4	32	1	94
和歌山県	80	1	-	9	-	25	6	4	1	28	6	68
鳥取県	61	-	-	3	-	19	5	7	5	20	2	55
島根県	63	6	-	4	2	24	7	4	3	13	-	73
岡山県	93	14	-	1	-	22	21	3	11	18	3	83
広島県	74	14	-	3	1	3	10	11	9	19	4	67
山口県	60	12	-	2	-	4	9	3	4	21	5	55
徳島県	61	3	-	1	-	20	10	7	1	16	3	68
香川県	42	1	-	1	-	18	3	3	2	11	3	39
愛媛県	72	-	-	3	-	14	8	19	1	25	2	66
高知県	86	7	1	1	-	24	16	6	1	21	9	74
福岡県	185	10	-	3	3	33	23	22	6	81	4	173
佐賀県	43	3	-	-	-	16	14	3	-	15	2	47
長崎県	71	4	-	3	1	14	11	4	6	21	7	77
熊本県	118	9	-	3	1	35	11	7	2	46	4	125
大分県	75	4	-	5	-	3	20	10	5	23	5	72
宮崎県	82	3	-	2	1	26	19	3	1	26	1	99
鹿児島県	126	6	-	1	-	16	10	8	5	69	11	123
沖縄県	86	8	-	7	-	16	5	8	7	30	5	84
札幌市	10	-	-	-	-	-	6	-	4	-	-	27
仙台市	16	3	-	1	-	-	3	1	-	-	8	16
さいたま市	26	1	-	3	-	-	3	2	5	11	1	28
千葉市	12	6	-	-	-	-	-	-	6	-	-	1
横浜市	90	-	-	-	-	18	18	18	18	-	18	241
川崎市	8	1	-	1	-	-	-	5	-	1	-	8
新潟市	25	11	-	7	1	-	1	-	1	2	2	15
静岡市	12	-	-	-	-	-	4	1	4	-	3	12
名古屋市	14	9	-	4	-	-	-	-	1	-	-	14
浜松市	26	16	-	-	-	-	1	1	-	5	3	25
京都市	98	59	-	7	1	-	-	-	31	-	-	85
大阪市	122	28	-	9	-	3	18	7	12	25	20	109
堺市	21	5	-	7	-	-	3	1	5	-	-	21
神戸市	159	5	-	1	2	68	-	3	5	75	-	164
広島市	29	-	-	2	-	3	7	2	13	1	1	21
北九州市	36	1	1	4	-	-	9	11	1	7	2	36
福岡市	20	7	-	-	1	3	6	1	-	-	2	20
横須賀市	31	-	-	-	-	31	-	-	-	-	-	32
金沢市	26	12	-	5	-	1	2	-	-	4	2	30
合計	6,842	718	5	271	47	1,312	901	700	457	2,018	413	6,830
割合	100.0%	10.5%	0.1%	4.0%	0.7%	19.2%	13.2%	10.2%	6.7%	29.5%	6.0%	100.0%

(参考 平成20年度)

合計	6,830	519	12	258	52	1,411	905	724	405	2,130	414
割合	100.0%	7.6%	0.2%	3.8%	0.8%	20.7%	13.3%	10.6%	5.9%	31.2%	6.1%

● 都道府県（指定都市含む）別、職員の正規・非正規、専任・兼任数

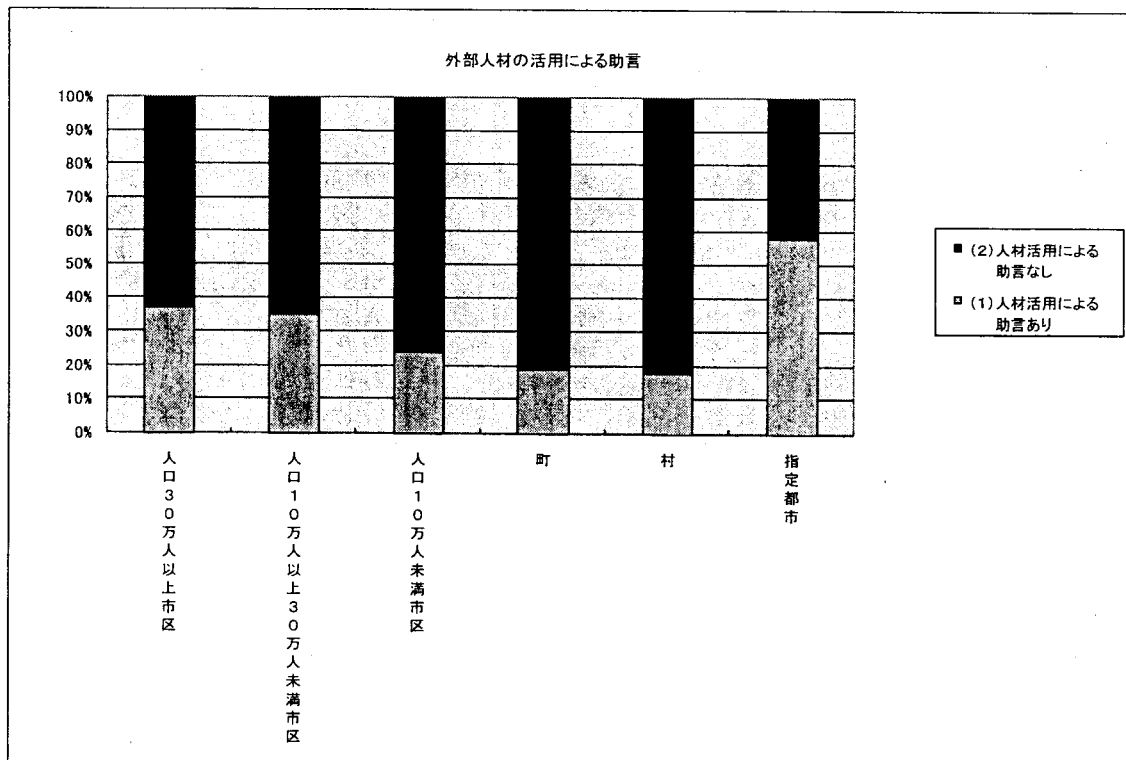
主たる相談窓口に従事する職員は、正規職員が4,636名（67.8%）、また専任職員は2,893名（42.3%）配置されている。

都道府県名等	職員数		割合		職員数		割合	
	正規職員	正規職員以外	正規割合	正規以外割合	専任数	兼任数	専任割合	兼任割合
北海道	626	78	88.9%	11.1%	100	604	14.2%	85.8%
青森県	98	10	90.7%	9.3%	18	90	16.7%	83.3%
岩手県	56	23	70.9%	29.1%	19	60	24.1%	75.9%
宮城県	92	28	76.7%	23.3%	37	83	30.8%	69.2%
秋田県	56	33	62.9%	37.1%	39	50	43.8%	56.2%
山形県	75	18	80.6%	19.4%	23	70	24.7%	75.3%
福島県	157	32	83.1%	16.9%	48	141	25.4%	74.6%
茨城県	77	60	56.2%	43.8%	64	73	46.7%	53.3%
栃木県	76	40	65.5%	34.5%	45	71	38.8%	61.2%
群馬県	83	24	77.6%	22.4%	33	74	30.8%	69.2%
埼玉県	183	78	70.1%	29.9%	114	147	43.7%	56.3%
千葉県	127	97	56.7%	43.3%	131	93	58.5%	41.5%
東京都	303	232	56.6%	43.4%	464	71	86.7%	13.3%
神奈川県	83	68	55.0%	45.0%	90	61	59.6%	40.4%
新潟県	63	39	61.8%	38.2%	42	60	41.2%	58.8%
富山県	39	13	75.0%	25.0%	24	28	46.2%	53.8%
石川県	39	10	79.6%	20.4%	24	25	49.0%	51.0%
福井県	25	17	59.5%	40.5%	20	22	47.6%	52.4%
山梨県	61	24	71.8%	28.2%	32	53	37.6%	62.4%
長野県	145	67	68.4%	31.6%	82	130	38.7%	61.3%
岐阜県	80	38	67.8%	32.2%	34	84	28.8%	71.2%
静岡県	61	52	54.0%	46.0%	58	55	51.3%	48.7%
愛知県	120	78	60.6%	39.4%	103	95	52.0%	48.0%
三重県	83	43	65.9%	34.1%	68	58	54.0%	46.0%
滋賀県	52	34	60.5%	39.5%	51	35	59.3%	40.7%
京都府	28	30	48.3%	51.7%	30	28	51.7%	48.3%
大阪府	115	71	61.8%	38.2%	121	65	65.1%	34.9%
兵庫県	75	79	48.7%	51.3%	75	79	48.7%	51.3%
奈良県	68	21	76.4%	23.6%	24	65	27.0%	73.0%
和歌山県	66	14	82.5%	17.5%	17	63	21.3%	78.8%
鳥取県	49	12	80.3%	19.7%	14	47	23.0%	77.0%
島根県	52	11	82.5%	17.5%	12	51	19.0%	81.0%
岡山県	58	35	62.4%	37.6%	42	51	45.2%	54.8%
広島県	44	30	59.5%	40.5%	21	53	28.4%	71.6%
山口県	37	23	61.7%	38.3%	22	38	36.7%	63.3%
徳島県	43	18	70.5%	29.5%	23	38	37.7%	62.3%
香川県	31	11	73.8%	26.2%	7	35	16.7%	83.3%
愛媛県	53	19	73.6%	26.4%	36	36	50.0%	50.0%
高知県	54	32	62.8%	37.2%	32	54	37.2%	62.8%
福岡県	130	55	70.3%	29.7%	53	132	28.6%	71.4%
佐賀県	25	18	58.1%	41.9%	18	25	41.9%	58.1%
長崎県	44	27	62.0%	38.0%	35	36	49.3%	50.7%
熊本県	91	27	77.1%	22.9%	32	86	27.1%	72.9%
大分県	42	33	56.0%	44.0%	46	29	61.3%	38.7%
宮崎県	64	18	78.0%	22.0%	22	60	26.8%	73.2%
鹿児島県	93	33	73.8%	26.2%	37	89	29.4%	70.6%
沖縄県	48	38	55.8%	44.2%	36	50	41.9%	58.1%
札幌市	-	10	-	100.0%	10	-	100.0%	-
仙台市	-	16	-	100.0%	16	-	100.0%	-
さいたま市	16	10	61.5%	38.5%	9	17	34.6%	65.4%
千葉市	6	6	50.0%	50.0%	6	6	50.0%	50.0%
横浜市	36	54	40.0%	60.0%	-	90	-	100.0%
川崎市	1	7	12.5%	87.5%	7	1	87.5%	12.5%
新潟市	21	4	84.0%	16.0%	-	25	-	100.0%
静岡市	6	6	50.0%	50.0%	8	4	66.7%	33.3%
浜松市	12	2	85.7%	14.3%	8	6	57.1%	42.9%
名古屋市	17	9	65.4%	34.6%	26	-	100.0%	-
京都市	56	42	57.1%	42.9%	98	-	100.0%	-
大阪市	74	48	60.7%	39.3%	80	42	65.6%	34.4%
堺市	6	15	28.6%	71.4%	21	-	100.0%	-
神戸市	146	13	91.8%	8.2%	-	159	-	100.0%
広島市	16	13	55.2%	44.8%	13	16	44.8%	55.2%
北九州市	7	29	19.4%	80.6%	-	36	-	100.0%
福岡市	-	20	-	100.0%	20	-	100.0%	-
横須賀市	28	3	90.3%	9.7%	31	-	100.0%	-
金沢市	18	8	69.2%	30.8%	22	4	84.6%	15.4%
合計	4,636	2,206	67.8%	32.2%	2,893	3,949	42.3%	57.7%
(参考) 平成20年度	4,728	2,102	69.2%	30.8%	2,694	4,136	39.4%	60.6%

3. 外部人材の活用による助言について

弁護士や医師等の外部人材の活用については、助言ありとする市区町村が416か所(23.1%)となっている。

	規模区分						合計	参考 (平成20年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
(1)人材活用による 助言あり	36.9%	35.1%	24.0%	18.9%	17.8%	57.9%	23.1%	21.9%
	24	72	124	151	34	11	416	397
(2)人材活用による 助言なし	63.1%	64.9%	76.0%	81.1%	82.2%	42.1%	76.9%	78.1%
	41	133	393	650	157	8	1,382	1,414
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	205	517	801	191	19	1,798	1,811



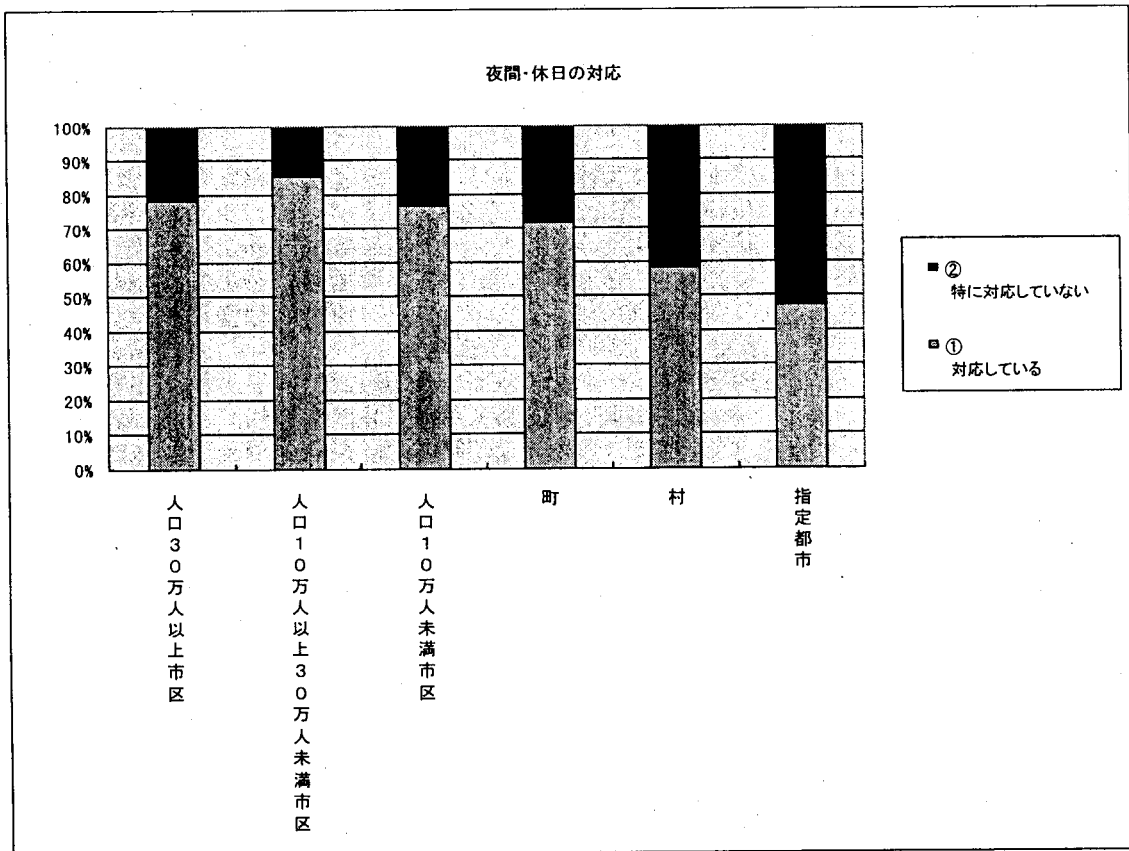
4. 夜間・休日の対応について

(1) 夜間・休日の対応状況について

夜間・休日の対応については、対応している市区町村が1,320か所(73.4%)となっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規模区分						合計	参考 (平成20年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 対応している	78.5%	85.4%	77.0%	71.8%	58.6%	47.4%	73.4%	72.0%
	51	175	398	575	112	9	1,320	1,304
② 特に対応していない	21.5%	14.6%	23.0%	28.2%	41.4%	52.6%	26.6%	28.0%
	14	30	119	226	79	10	478	507
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	205	517	801	191	19	1,798	1,811



(2) 夜間・休日の対応方法について

夜間・休日対応を行っている市区町村について、その内容を見ると、「③相談担当の職員以外の職員（守衛等）が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応」が1,057か所（58.8%）となっている。

(上段: 該当区分での割合 下段: 市区町村数)

	規模区分						合計	参考 (平成20年度)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 相談担当の職員が宿日直により対応	-	0.5%	0.8%	0.6%	0.5%	5.3%	0.7%	0.9%
	-	1	4	5	1	1	12	16
② 夜間・休日対応用の携帯電話を所持するなどして、相談担当の職員が対応	4.6%	6.3%	6.8%	4.0%	2.6%	-	4.9%	4.7%
	3	13	35	32	5	0	88	85
③ 相談担当の職員以外の職員(守衛等)が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応	49.2%	56.1%	60.7%	61.9%	50.3%	21.1%	58.8%	58.1%
	32	115	314	496	96	4	1,057	1,052
④ 民間の相談機関に対応を委託	4.6%	2.4%	1.0%	0.5%	0.5%	-	1.0%	1.2%
	3	5	5	4	1	0	18	21
⑤ 児童相談所へ転送	-	5.9%	2.3%	1.4%	-	-	1.9%	1.4%
	0	12	12	11	0	0	35	26
⑥ その他	20.0%	14.1%	5.4%	3.4%	4.7%	21.1%	6.1%	5.7%
	13	29	28	27	9	4	110	104
⑦ 特に対応していない	21.5%	14.6%	23.0%	28.2%	41.4%	52.6%	26.6%	28.0%
	14	30	119	226	79	10	478	507
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	65	205	517	801	191	19	1,798	1,811

5. 都道府県（児童相談所等）からの後方支援について

都道府県（児童相談所等）からの後方支援について、「①児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施」は1, 329か所（73.9%）、「②児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言」は1, 556か所（86.5%）、「③ケース検討会議、要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員等が参加」は1, 605か所（89.3%）が「支援を受けている」と回答している。

		規模区分						合計	参考 (平成20年度)
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施	支援を受けている	75.4%	76.6%	81.6%	70.5%	62.8%	84.2%	73.9%	70.3%
		49	157	422	565	120	16	1,329	1,274
	あまり支援を受けていない	15.4%	11.7%	9.5%	12.4%	14.1%	10.5%	11.7%	16.5%
		10	24	49	99	27	2	211	298
	合計	90.8%	88.3%	91.1%	82.9%	77.0%	94.7%	85.7%	86.8%
		59	181	471	664	147	18	1,540	1,572
② 児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言	支援を受けている	84.6%	88.8%	93.6%	86.1%	66.0%	100.0%	86.5%	84.0%
		55	182	484	690	126	19	1,556	1,522
	あまり支援を受けていない	13.8%	10.2%	6.0%	8.6%	10.5%	-	8.3%	11.0%
		9	21	31	69	20	-	150	200
	合計	98.5%	99.0%	99.6%	94.8%	76.4%	100.0%	94.9%	95.1%
		64	203	515	759	146	19	1,706	1,722
③ ケース検討会議、要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員等が参加	支援を受けている	98.5%	97.1%	96.9%	87.0%	66.5%	89.5%	89.3%	86.7%
		64	199	501	697	127	17	1,605	1,570
	あまり支援を受けていない	1.5%	2.4%	2.3%	4.5%	7.3%	5.3%	3.8%	5.4%
		1	5	12	36	14	1	69	97
	合計	100.0%	99.5%	99.2%	91.5%	73.8%	94.7%	93.1%	92.0%
		65	204	513	733	141	18	1,674	1,667
④ 年間を通じて市区町村に都道府県(又は児童相談所)職員を派遣	支援を受けている	4.6%	3.9%	7.9%	7.5%	3.1%	10.5%	6.7%	7.2%
		3	8	41	60	6	2	120	131
	あまり支援を受けていない	4.6%	2.4%	4.1%	6.2%	9.4%	10.5%	5.5%	6.8%
		3	5	21	50	18	2	99	123
	合計	9.2%	6.3%	12.0%	13.7%	12.6%	21.1%	12.2%	14.0%
		6	13	62	110	24	4	219	254
⑤ 定期的に市区町村に都道府県職員(又は児童相談所)を派遣して市区町村を支援	支援を受けている	3.1%	6.8%	13.0%	6.9%	7.9%	15.8%	8.7%	7.5%
		2	14	67	55	15	3	156	135
	あまり支援を受けていない	7.7%	6.8%	7.7%	8.1%	9.4%	10.5%	8.0%	10.6%
		5	14	40	65	18	2	144	192
	合計	10.8%	13.7%	20.7%	15.0%	17.3%	26.3%	16.7%	18.1%
		7	28	107	120	33	5	300	327
⑥ 児童相談所への市区町村職員の受け入れ	支援を受けている	21.5%	9.3%	3.9%	3.1%	1.6%	10.5%	4.6%	5.9%
		14	19	20	25	3	2	83	106
	あまり支援を受けていない	1.5%	4.4%	2.9%	3.7%	5.2%	5.3%	3.7%	5.0%
		1	9	15	30	10	1	66	91
	合計	23.1%	13.7%	6.8%	6.9%	6.8%	15.8%	8.3%	10.9%
		15	28	35	55	13	3	149	197
⑦ 国の指針とは別に、都道府県独自の市区町村向けの児童家庭相談マニュアル等を作成	支援を受けている	70.8%	62.0%	51.3%	38.0%	24.6%	68.4%	44.6%	41.0%
		46	127	265	304	47	13	802	742
	あまり支援を受けていない	7.7%	9.3%	8.1%	10.7%	14.7%	5.3%	10.1%	11.7%
		5	19	42	86	28	1	181	212
	合計	78.5%	71.2%	59.4%	48.7%	39.3%	73.7%	54.7%	52.7%
		51	146	307	390	75	14	983	954
⑧ その他	支援を受けている	12.3%	13.7%	8.9%	7.0%	7.3%	10.5%	8.6%	6.6%
		8	28	46	56	14	2	154	119
	あまり支援を受けていない	10.8%	10.2%	9.3%	6.6%	9.4%	5.3%	8.2%	6.2%
		7	21	48	53	18	1	148	113
	合計	23.1%	23.9%	18.2%	13.6%	16.8%	15.8%	16.8%	12.8%
		15	49	94	109	32	3	302	232
市区町村数		65	205	517	801	191	19	1,798	1,811

6. 虐待事例に関する役割分担について

虐待事例に関し、市区町村と児童相談所の役割分担の取り決めがなされているかどうかについては、「取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている」が1,280か所(71.2%)となっている。また、市区町村と児童相談所が重なる虐待事例を取り扱う際、どちらが事例の主担当であるか明らかにしているかについては、905か所(50.3%)の市区町村は個々の事例によって主担当を決めている。

		(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)						合 計	参 考 (平成20年度)
		規 模 区 分							
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
① 市区町村と児童相談所の役割分担についての取り決め	文書での取り決め	13.8%	14.1%	9.5%	6.5%	3.7%	31.6%	8.5%	5.9%
		9	29	49	52	7	6	152	106
	文書はないが一応決められている	36.9%	30.2%	21.9%	16.7%	13.1%	42.1%	20.4%	22.0%
		24	62	113	134	25	8	366	398
	取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている	49.2%	55.6%	68.7%	76.8%	83.2%	26.3%	71.2%	72.2%
	32	114	355	615	159	5	1,280	1,307	
	合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		65	205	517	801	191	19	1,798	1,811
② 市区町村と児童相談所が重なる事例を取り扱う際、どちらが主担当か明らかにしているか	明らかにしている (文章等でルールを明記)	9.2%	15.1%	9.7%	6.4%	4.7%	21.1%	8.4%	5.3%
		6	31	50	51	9	4	151	96
	明らかにしている (ルールを明記したものは無い)	44.6%	40.0%	30.2%	20.0%	11.5%	47.4%	25.5%	26.3%
		29	82	156	160	22	9	458	477
	明らかにしていない	7.7%	5.4%	11.2%	20.1%	25.7%	-	15.8%	17.3%
		5	11	58	161	49	-	284	313
	個々の事例による	38.5%	39.5%	48.9%	53.6%	58.1%	31.6%	50.3%	51.1%
		25	81	253	429	111	6	905	925
	合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
		65	205	517	801	191	19	1,798	1,811
市区町村数		65	205	517	801	191	19	1,798	1,811

【参考】市町村児童家庭相談件数(平成 20 年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)より抜粋)

平成 20 年度に全国の市町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は約 27 万件 (対前年度比 1,483 件減)、うち児童虐待に関する相談受付件数は 51,620 件(対前年度比 1,500 件増)。また、相談を受け付けた後、具体的な援助内容(助言指導・児童相談所等への送致等)を決定した相談対応件数は約 28 万件(対前年度比 2,287 件減)、うち児童虐待に関する相談対応件数は 53,020 件(対前年度比 1,402 件増)となっている。

	受付件数			対応件数		
	総数 ①	児童虐待相談 ②	その他の相談 ①-②	総数 ③	児童虐待相談 ④	その他の相談 ③-④
北海道	8,845	1,425	7,420	9,078	1,463	7,615
青森県	1,799	82	1,717	1,798	82	1,716
岩手県	1,504	488	1,016	1,560	483	1,077
宮城県	2,618	759	1,859	2,655	767	1,888
秋田県	1,521	212	1,309	1,515	208	1,307
山形県	1,993	221	1,772	1,966	211	1,755
福島県	2,692	420	2,272	2,691	417	2,274
茨城県	4,204	820	3,384	4,352	857	3,495
栃木県	1,832	445	1,387	1,839	452	1,387
群馬県	2,716	539	2,177	2,709	528	2,181
埼玉県	9,415	1,883	7,532	9,427	1,890	7,537
千葉県	6,600	1,976	4,624	7,056	2,160	4,896
東京都	29,424	4,705	24,719	28,366	4,838	23,528
神奈川県	5,783	1,569	4,214	6,270	1,827	4,443
新潟県	4,694	657	4,037	4,731	680	4,051
富山県	2,364	348	2,016	2,406	387	2,019
石川県	1,248	240	1,008	1,239	238	1,001
福井県	1,264	183	1,081	1,328	190	1,138
山梨県	1,620	298	1,322	1,790	363	1,427
長野県	5,318	721	4,597	5,487	724	4,763
岐阜県	4,661	599	4,062	4,900	618	4,282
静岡県	3,924	1,014	2,910	4,017	1,024	2,993
愛知県	5,874	1,658	4,216	6,050	1,699	4,351
三重県	4,928	849	4,079	4,944	855	4,089
滋賀県	5,107	2,307	2,800	5,108	2,307	2,801
京都府	2,015	728	1,287	2,015	728	1,287
大阪府	16,813	5,907	10,906	16,947	5,950	10,997
兵庫県	23,489	2,612	20,877	23,490	2,612	20,878
奈良県	6,425	726	5,699	6,425	726	5,699
和歌山県	1,780	305	1,475	1,799	310	1,489
鳥取県	888	137	751	884	142	742
島根県	1,253	251	1,002	1,253	251	1,002
岡山県	2,052	1,080	972	2,052	1,080	972
広島県	2,905	756	2,149	2,906	746	2,160
山口県	1,709	375	1,334	1,580	379	1,201
徳島県	1,245	232	1,013	1,297	232	1,065
香川県	1,455	458	997	1,495	477	1,018
愛媛県	1,420	327	1,093	1,398	320	1,078
高知県	1,779	446	1,333	1,774	445	1,329
福岡県	9,363	1,310	8,053	10,278	1,341	8,937
佐賀県	1,167	216	951	1,260	214	1,046
長崎県	2,299	393	1,906	2,255	381	1,874
熊本県	3,318	689	2,629	3,420	712	2,708
大分県	2,433	588	1,845	2,440	599	1,841
宮崎県	1,706	513	1,193	1,659	544	1,115
鹿児島県	2,522	422	2,100	2,522	323	2,199
沖縄県	2,122	556	1,566	2,136	572	1,564
指定都市(別掲)						
札幌市	748	53	695	748	53	695
仙台市	922	309	613	922	309	613
さいたま市	526	247	279	534	251	283
千葉市	1,330	542	788	1,374	550	824
横浜市	22,156	338	21,818	24,014	763	23,251
川崎市	4,987	645	4,342	5,081	656	4,425
新潟市	285	168	117	285	168	117
静岡市	1,342	255	1,087	1,342	255	1,087
浜松市	1,120	123	997	1,130	135	995
名古屋市	1,143	705	438	1,861	481	1,380
京都市	1,808	827	981	2,004	916	1,088
大阪市	4,686	1,196	3,490	4,809	1,166	3,643
堺市	2,910	1,093	1,817	2,910	1,093	1,817
神戸市	8,817	645	8,172	8,817	645	8,172
広島市	839	139	700	787	132	655
北九州市	2,198	443	1,755	2,198	443	1,755
福岡市	1,810	402	1,408	1,980	525	1,455
中核市(別掲)						
横須賀市	631	45	586	2,242	127	2,115
金沢市	-	-	-	-	-	-
合計	270,364	51,620	218,744	277,605	53,020	224,585
平成19年度	271,847	50,120	221,727	279,892	51,618	228,274
対前年度	▲ 1,483	1,500	▲ 2,983	▲ 2,287	1,402	▲ 3,689

II 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置状況について

1. 設置状況について

(1) 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況

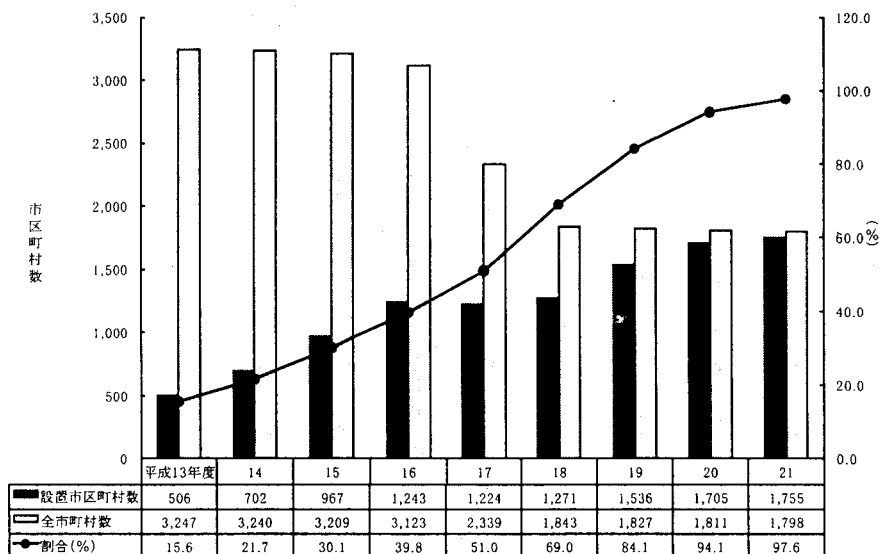
児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という）を設置済みの市区町村は、全国1,798市区町村のうち1,663か所（92.5%）、児童虐待防止ネットワーク（以下「ネットワーク」という）を設置済みの市区町村は、92か所（5.1%）となっている。

地域協議会又はネットワークを設置済みである市区町村の数及び割合は、1,755か所（97.6%）となっている。

表1-1 地域協議会及びネットワークの設置状況（平成21年4月1日現在）

	規模区分						合計	参考 (平20年4月)
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市		
市区町村数	65	205	517	801	191	19	1,798	1,811
地域協議会	数	64	200	499	721	161	1,663	1,532
	%	98.5%	97.6%	96.5%	90.0%	84.3%	94.7%	84.6%
ネットワーク	数	1	5	16	59	10	92	173
	%	1.5%	2.4%	3.1%	7.4%	5.2%	5.3%	9.6%
合計	数	65	205	515	780	171	1,755	1,705
	%	100.0%	100.0%	99.6%	97.4%	89.5%	100.0%	97.6%

(参考1) 地域協議会又はネットワークの設置数および割合



注) 平成17年度までは6月1日現在の調査であり、18年度からは4月1日現在の調査である。

平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、平成17年度からは地域協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

(2) 地域協議会及びネットワークの設置見込み

平成21年度末の地域協議会又はネットワークの設置数及び割合は、1,782か所(99.1%)、平成22年度末には1,790か所(99.6%)となる見込みである。

表1-2 地域協議会及びネットワークの設置見込み

(平成21年4月1日現在)

		規模区分						合計
		人口30万人以上市区	人口10万人以上30万人未満市区	人口10万人未満市区	町	村	指定都市	
市区町村数		65	205	517	801	191	19	1,798
平成21年4月1日時点の設置数	地域協議会	数 64	200	499	721	161	18	1,663
	ネットワーク	数 1	5	16	59	10	1	92
	小計	数 65	205	515	780	171	19	1,755
		% 100.0%	100.0%	99.6%	97.4%	89.5%	100.0%	97.6%
平成21年度末見込み	地域協議会	数 65	202	510	755	175	19	1,726
	ネットワーク	数 -	3	7	41	5	-	56
	小計	数 65	205	517	796	180	19	1,782
		% 100.0%	100.0%	100.0%	99.4%	94.2%	100.0%	99.1%
平成22年度末見込み	地域協議会	数 65	204	514	774	180	19	1,756
	ネットワーク	数 -	1	3	25	5	-	34
	小計	数 65	205	517	799	185	19	1,790
		% 100.0%	100.0%	100.0%	99.8%	96.9%	100.0%	99.6%
ネットワークが設置されておらず、地域協議会も設置しない		数 -	-	-	2	6	-	8
		% -	-	-	0.2%	3.1%	-	0.4%
合計		数 65	205	517	801	191	19	1,798
		% 100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

地域協議会又はネットワークを設置済みの市区町村の割合を都道府県ごとにみると、最低で79.5%、最高で100.0%となっている。

全体では、60～79%が1県(2.1%)、80～99%が13都道県(27.7%)、100%が33府県(70.2%)となっている。

(参考2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

(平成21年4月1日現在)

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
北海道	167	92.8%	10	5.6%	177	98.3%
青森県	40	100.0%	-	-	40	100.0%
岩手県	35	100.0%	-	-	35	100.0%
宮城県	28	77.8%	8	22.2%	36	100.0%
秋田県	25	100.0%	-	-	25	100.0%
山形県	35	100.0%	-	-	35	100.0%
福島県	37	62.7%	16	27.1%	53	89.8%
茨城県	42	95.5%	1	2.3%	43	97.7%
栃木県	30	100.0%	-	-	30	100.0%
群馬県	36	100.0%	-	-	36	100.0%
埼玉県	70	100.0%	-	-	70	100.0%
千葉県	45	80.4%	10	17.9%	55	98.2%
東京都	58	93.5%	-	-	58	93.5%
神奈川県	33	100.0%	-	-	33	100.0%
新潟県	30	96.8%	-	-	30	96.8%
富山県	13	86.7%	-	-	13	86.7%
石川県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
福井県	17	100.0%	-	-	17	100.0%
山梨県	28	100.0%	-	-	28	100.0%
長野県	75	93.8%	1	1.3%	76	95.0%
岐阜県	42	100.0%	-	-	42	100.0%
静岡県	27	73.0%	8	21.6%	35	94.6%
愛知県	61	100.0%	-	-	61	100.0%
三重県	29	100.0%	-	-	29	100.0%
滋賀県	18	69.2%	8	30.8%	26	100.0%
京都府	26	100.0%	-	-	26	100.0%
大阪府	42	97.7%	1	2.3%	43	100.0%
兵庫県	41	100.0%	-	-	41	100.0%
奈良県	27	69.2%	4	10.3%	31	79.5%
和歌山県	27	90.0%	3	10.0%	30	100.0%
鳥取県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
島根県	21	100.0%	-	-	21	100.0%
岡山県	27	100.0%	-	-	27	100.0%
広島県	23	100.0%	-	-	23	100.0%
山口県	20	100.0%	-	-	20	100.0%

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
徳島県	23	95.8%	1	4.2%	24	100.0%
香川県	13	76.5%	3	17.6%	16	94.1%
愛媛県	19	95.0%	1	5.0%	20	100.0%
高知県	34	100.0%	-	-	34	100.0%
福岡県	56	84.8%	7	10.6%	63	95.5%
佐賀県	20	100.0%	-	-	20	100.0%
長崎県	23	100.0%	-	-	23	100.0%
熊本県	47	100.0%	-	-	47	100.0%
大分県	17	94.4%	1	5.6%	18	100.0%
宮崎県	28	100.0%	-	-	28	100.0%
鹿児島県	38	84.4%	4	8.9%	42	93.3%
沖縄県	32	78.0%	5	12.2%	37	90.2%
全国	1,663	92.5%	92	5.1%	1,755	97.6%

設置済み 市町村の割合	都道府県数(構成比)
100%	33(70.2%)
80%~99%	13(27.7%)
60%~79%	1(2.1%)
合計	47

2. 設置形態・構造・構成メンバーについて

(1) 地域協議会の構造

地域協議会の構造は、「3層構造」が1,073か所(64.5%)、「2層構造」が488か所(29.3%)となっている。

表2 協議会の構造 (平成21年4月1日現在)

		規模区分					合計	参考 (平20年4月)	
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村			指定都市
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)		64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
3層構造 (代表者会議、 実務者会議、 個別ケース検討会議)	数	53	172	375	393	64	16	1,073	992
	%	82.8%	86.0%	75.2%	54.5%	39.8%	88.9%	64.5%	64.8%
2層構造 (代表者会議と実務者会議、 又は 代表者会議と個別ケース検討会議)	数	3	14	97	289	85	-	488	487
	%	4.7%	7.0%	19.4%	40.1%	52.8%	-	29.3%	31.8%
その他	数	8	14	27	39	12	2	102	53
	%	12.5%	7.0%	5.4%	5.4%	7.5%	11.1%	6.1%	3.5%
合計	数	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 実務者会議の形態

実務者会議の形態は、「全ての相談種別を実務者会議として協議する」が865か所(52.0%)、次いで「相談内容別に分けて開催する」が489か所(29.4%)、「地域別に分けて協議する」が145か所(8.7%)となっている。

表3 協議会の実務者会議の形態(複数回答) (平成21年4月1日現在)

		規模区分					合計	参考 (平20年4月)	
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村			指定都市
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)		64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
全ての相談種別を 実務者会議として協議する	数	27	109	252	377	96	4	865	827
	%	42.2%	54.5%	50.5%	52.3%	59.6%	22.2%	52.0%	54.0%
地域別に分けて協議する	数	17	19	40	50	7	12	145	121
	%	26.6%	9.5%	8.0%	6.9%	4.3%	66.7%	8.7%	7.9%
相談内容別に分けて開催する	数	7	36	123	264	56	3	489	385
	%	10.9%	18.0%	24.6%	36.6%	34.8%	16.7%	29.4%	25.1%
その他	数	18	43	96	70	19	2	248	269
	%	28.1%	21.5%	19.2%	9.7%	11.8%	11.1%	14.9%	17.6%

(3) 構成する関係機関等

地域協議会への参加割合をみると、行政機関では、教育委員会、児童相談所、警察署、都道府県設置の保健所の参加率が、関係機関では、保育所、幼稚園、小中学校の参加率が、関係団体では民生児童委員協議会、医師会の参加率が高かった。

表4 関係機関等の状況

(平成21年4月1日現在)

		規模区分						合計		
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市	合計		
								数	%	
地域協議会設置数(平成21年4月1日)			200	499	721	161	18	1,663	100.0%	
行政 機 関	市 町 村	児童福祉主管課	57	190	415	396	64	13	1,135	68.3%
		母子保健主管課	54	165	384	333	55	13	1,004	60.4%
		児童福祉・母子保健統合主管課	13	29	80	355	107	7	591	35.5%
		福祉事務所(家庭児童相談室)	40	123	356	74	19	15	627	37.7%
		福祉事務所(家庭児童相談室を除く)	55	135	243	51	9	13	506	30.4%
		保健センター	41	129	256	283	46	10	765	46.0%
		教育委員会	63	199	485	693	148	18	1,606	96.6%
		市設置の保健所	40	18	13	12	5	12	100	6.0%
		市設置の児童相談所	2	2	5	8	5	18	40	2.4%
		障害福祉主管課	38	131	237	298	52	6	762	45.8%
	その他	42	124	190	156	43	12	567	34.1%	
	国・ 都 道 府 県	児童相談所	63	198	490	682	149	5	1,587	95.4%
		都道府県設置の保健所	13	164	432	509	93	-	1,211	72.8%
		福祉事務所	3	24	109	436	100	-	672	40.4%
		警察署	64	198	492	688	146	18	1,606	96.6%
		法務局	42	121	253	202	19	15	652	39.2%
		家庭裁判所	8	21	11	6	1	8	55	3.3%
		その他	14	35	73	89	20	2	233	14.0%
		病院・診療所	34	96	198	342	99	9	778	46.8%
保育所(地域子育て支援センターを含む)		53	177	451	657	141	14	1,493	89.8%	
幼稚園		53	174	407	440	45	14	1,133	68.1%	
小学校	51	178	436	659	153	14	1,491	89.7%		
中学校	50	172	419	645	149	13	1,448	87.1%		
特別支援学校	11	53	107	65	14	3	253	15.2%		
児童館	23	50	98	105	21	8	305	18.3%		
乳児院	11	15	19	4	1	10	60	3.6%		
児童養護施設	34	77	98	47	2	15	273	16.4%		
情緒障害児短期治療施設	2	1	7	4	-	3	17	1.0%		
児童自立支援施設	2	6	5	4	-	6	23	1.4%		
児童家庭支援センター	5	24	41	33	6	5	114	6.9%		
福祉施設等	障害児施設	7	25	36	27	1	6	102	6.1%	
配偶者暴力相談支援センター	13	24	32	16	1	4	90	5.4%		
その他	15	41	76	75	11	9	227	13.7%		
関 係 団 体 等	医師会	63	190	427	311	29	17	1,037	62.4%	
	歯科医師会	35	105	140	77	3	12	372	22.4%	
	看護協会	4	7	9	2	-	-	22	1.3%	
	弁護士会	23	33	35	7	2	14	114	6.9%	
	社会福祉協議会	38	125	253	389	92	9	906	54.5%	
	民生児童委員協議会	64	194	467	651	135	18	1,529	91.9%	
	NPO団体	20	50	60	30	7	14	181	10.9%	
	里親会	8	3	15	6	-	5	37	2.2%	
	その他	44	101	220	190	33	16	604	36.3%	

(注) 地域協議会から見た参加割合であり、関係機関の中には、都道府県単位で設置されるものや、全ての都道府県に設置されていないものもある。

3. 要保護児童対策調整機関について

(1) 要保護児童対策調整機関の指定

児童福祉法第25条の2第4項に規定する調整機関は、児童福祉主管課が907か所（54.5%）で最も多く、次いで児童福祉・母子保健統合主管課が436か所（26.2%）、福祉事務所（家庭児童相談室）が129か所（7.8%）となっている。

表5 要保護児童対策調整機関の指定

（平成21年4月1日現在）

	規模区分						合計	参考 (平20年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
児童福祉主管課	数	42	147	320	348	44	6	907	886
	%	65.6%	73.5%	64.1%	48.3%	27.3%	33.3%	54.5%	57.8%
母子保健主管課	数	-	-	5	18	4	-	27	23
	%	-	-	1.0%	2.5%	2.5%	-	1.6%	1.5%
児童福祉・母子保健統合主管課	数	8	10	37	289	87	5	436	383
	%	12.5%	5.0%	7.4%	40.1%	54.0%	27.8%	26.2%	25.0%
福祉事務所 (家庭児童相談室)	数	10	25	88	3	2	1	129	100
	%	15.6%	12.5%	17.6%	0.4%	1.2%	5.6%	7.8%	6.5%
福祉事務所 (家庭児童相談室を除く)	数	1	1	28	-	2	-	32	24
	%	1.6%	0.5%	5.6%	-	1.2%	-	1.9%	1.6%
保健センター	数	-	1	1	10	2	-	14	13
	%	-	0.5%	0.2%	1.4%	1.2%	-	0.8%	0.8%
教育委員会	数	-	3	13	24	8	-	48	34
	%	-	1.5%	2.6%	3.3%	5.0%	-	2.9%	2.2%
市設置の保健所	数	-	-	-	-	1	-	1	2
	%	-	-	-	-	0.6%	-	0.1%	0.1%
児童相談所	数	-	-	-	4	2	3	9	11
	%	-	-	-	0.6%	1.2%	16.7%	0.5%	0.7%
障害福祉主管課	数	-	-	1	5	1	-	7	9
	%	-	-	0.2%	0.7%	0.6%	-	0.4%	0.6%
その他	数	3	13	6	20	8	3	53	47
	%	4.7%	6.5%	1.2%	2.8%	5.0%	16.7%	3.2%	3.1%
合計	数	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 担当職員

調整機関の担当職員は、全国で4,938名配置されている。内訳は、一定の専門資格を有する者(①~⑧)は2,588名(52.4%)、そのうち「児童福祉司と同様の資格を有する者(①~④)」は699名(14.2%)となっている。

表6-1 要保護児童対策調整機関の担当職員

(平成21年4月1日現在)

	規模区分						合計	参考 (平20年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
① 児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く)	数	80	156	141	65	8	39	489	359
	%	21.7%	18.5%	9.6%	4.1%	2.6%	11.1%	9.9%	7.9%
② 医師	数	-	1	1	1	-	-	3	1
	%	-	0.1%	0.1%	0.1%	-	-	0.1%	0.0%
③ 社会福祉士	数	31	50	40	28	7	18	174	158
	%	8.4%	5.9%	2.7%	1.7%	2.3%	5.1%	3.5%	3.5%
④ 精神保健福祉士	数	3	14	5	8	1	2	33	41
	%	0.8%	1.7%	0.3%	0.5%	0.3%	0.6%	0.7%	0.9%
小計(①~④の計) (児童福祉司と同様の資格を有する者)	数	114	221	187	102	16	59	699	559
	%	31.0%	26.2%	12.8%	6.4%	5.2%	16.9%	14.2%	12.3%
⑤ 保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く)	数	42	90	106	292	77	75	682	617
	%	11.4%	10.7%	7.2%	18.2%	25.2%	21.4%	13.8%	13.6%
⑥ 教員免許を有する者 (①に該当する者を除く)	数	36	109	244	61	4	10	464	443
	%	9.8%	12.9%	16.7%	3.8%	1.3%	2.9%	9.4%	9.8%
⑦ 保育士 (①に該当する者を除く)	数	46	94	135	98	25	22	420	408
	%	12.5%	11.1%	9.2%	6.1%	8.2%	6.3%	8.5%	9.0%
⑧ ①から⑦に該当しない 社会福祉主事	数	32	91	143	25	6	26	323	286
	%	8.7%	10.8%	9.8%	1.6%	2.0%	7.4%	6.5%	6.3%
小計(①~⑧の計)	数	270	605	815	578	128	192	2,588	2,313
	%	73.4%	71.6%	55.6%	36.0%	41.8%	54.9%	52.4%	51.0%
⑨ ①から⑧に該当しない 一般事務職	数	78	175	567	1,006	173	134	2,133	2,021
	%	21.2%	20.7%	38.7%	62.7%	56.5%	38.3%	43.2%	44.6%
⑩ その他	数	20	65	83	20	5	24	217	200
	%	5.4%	7.7%	5.7%	1.2%	1.6%	6.9%	4.4%	4.4%
合計	数	368	845	1,465	1,604	306	350	4,938	4,534
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 担当職員の詳細

担当職員の正規職員・正規職員以外の状況は、正規職員が3,887名(78.7%)、正規職員以外が1,051名(21.3%)となっている。

また、専任・兼任の状況は、専任が1,914名(38.8%)、他の業務と兼任が3,024名(61.2%)となっている。

表6-2 要保護児童対策調整機関の担当職員 (平成21年4月1日現在)

		規模区分						合計	参考 (平20年4月)	
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)		64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
担当職員数		数	368	845	1,465	1,604	306	350	4,938	4,534
		%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
正規職員・ 正規職員以外の状況	正規職員	数	257	558	968	1,523	294	287	3,887	3,630
		%	69.8%	66.0%	66.1%	95.0%	96.1%	82.0%	78.7%	80.1%
	正規職員以外	数	111	287	497	81	12	63	1,051	904
		%	30.2%	34.0%	33.9%	5.0%	3.9%	18.0%	21.3%	19.9%
専任・兼任の状況	専任	数	273	510	627	221	14	269	1,914	1,700
		%	74.2%	60.4%	42.8%	13.8%	4.6%	76.9%	38.8%	37.5%
	兼任	数	95	335	838	1,383	292	81	3,024	2,834
		%	25.8%	39.6%	57.2%	86.2%	95.4%	23.1%	61.2%	62.5%

4. 活動状況等について

(1) 児童虐待防止に関する活動内容

平成20年度における代表者会議の設置は1,248か所、実務者会議の設置が1,069か所、個別ケース検討会議の設置が1,379か所となっている。また、年間の平均開催数は、代表者会議が1.26回、実務者会議が6.06回、個別ケース検討会議が19.52回となっている。

なお、個別ケース検討会議における1ケースあたりの平均検討回数は2.48回となっている。

表7 児童虐待防止に関する活動内容 (平成20年度実績)

		規 模 区 分					合 計	参 考 (平成19年度)		
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村			指定都市	
代 表 者 会 議	平成20年度設置数 (a)	61	190	440	458	81	18	1,248	1,131	
	開催実績数 (b)	回	106	257	546	505	87	67	1,568	1,403
	平均開催数 (c) = (b) ÷ (a)	回	1.74	1.35	1.24	1.10	1.07	3.72	1.26	1.24
実 務 者 会 議	平成20年度設置数 (d)	60	183	371	379	60	16	1,069	920	
	開催実績数 (e)	回	590	1,425	2,064	1,424	118	856	6,477	5,509
	平均開催数 (f) = (e) ÷ (d)	回	9.83	7.79	5.56	3.76	1.97	53.50	6.06	5.99
個 別 ケ ー ス 検 討 会 議	平成20年度 個別ケース検討会議設置数 (g)	63	197	473	559	73	14	1,379	1,224	
	個別ケース検討会議の開催数(h)	回	4,092	8,403	8,749	3,824	484	1,366	26,918	25,161
	平成20年度ケース案件数 (i)	人	3,963	9,838	10,044	4,151	466	3,201	31,663	28,381
	平成20年度延べケース数 (j)	人	8,508	31,729	24,009	7,234	1,402	5,678	78,560	66,886
	平均開催数 (k) = (h) ÷ (g)	回	64.95	42.65	18.50	6.84	6.63	97.57	19.52	20.56
1ケースあたりの平均検討回数 (l) = (j) ÷ (i)	回	2.15	3.23	2.39	1.74	3.01	1.77	2.48	2.36	

(2) ケースの実登録数

地域協議会におけるケースの登録数は全体で101,318件であり、そのうち、要保護児童ケース登録数が75,378件(74.4%)、要支援ケース登録数が24,946件(24.6%)、特定妊婦ケースの登録数が994件(1.0%)となっている。

また、要保護児童ケースのうち児童虐待が48,128件(47.5%)となっている。

表8-1 ケースの実登録数

(平成21年6月末日時点)

	規模区分						合計	参考 (平20年6月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
要保護児童ケース	数	13,827	23,989	20,392	5,984	374	10,812	75,378	-
	%	86.9%	74.6%	72.5%	71.4%	66.1%	66.9%	74.4%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	216.0	119.9	40.9	8.3	2.3	600.7	45.3	-
うち児童虐待	数	9,837	15,157	11,001	3,776	190	8,167	48,128	46,604
	%	61.8%	47.1%	39.1%	45.1%	33.6%	50.5%	47.5%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	153.7	75.8	22.0	5.2	1.2	453.7	28.9	30.4
うち非行	数	112	391	562	161	11	118	1,355	-
	%	0.7%	1.2%	2.0%	1.9%	1.9%	0.7%	1.3%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	1.8	2.0	1.1	0.2	0.1	6.6	0.8	-
うち不登校・いじめ	数	286	1,080	1,558	411	45	473	3,853	-
	%	1.8%	3.4%	5.5%	4.9%	8.0%	2.9%	3.8%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	4.5	5.4	3.1	0.6	0.3	26.3	2.3	-
その他	数	3,592	7,361	7,271	1,636	128	2,054	22,042	-
	%	22.6%	22.9%	25.8%	19.5%	22.6%	12.7%	21.8%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	56.1	36.8	14.6	2.3	0.8	114.1	13.3	-
要支援ケース	数	2,060	7,640	7,489	2,320	187	5,250	24,946	-
	%	12.9%	23.8%	26.6%	27.7%	33.0%	32.5%	24.6%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	32.2	38.2	15.0	3.2	1.2	291.7	15.0	-
特定妊婦ケース	数	32	518	265	72	5	102	994	-
	%	0.2%	1.6%	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	1.0%	-
1地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数	数	0.5	2.6	0.5	0.1	0.0	5.7	0.6	-
合計	数	15,919	32,147	28,146	8,376	566	16,164	101,318	85,525
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-

(3) ケースの進行管理台帳の作成

地域協議会におけるケースの進行管理台帳は、1,159か所(69.7%)で作成されている。

表8-2 ケース進行管理台帳の作成の有無

	規模区分						合計	参考 (平20年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
作成している	数	62	173	403	434	72	15	1,159	1,029
	%	96.9%	86.5%	80.8%	60.2%	44.7%	83.3%	69.7%	67.2%
作成していない	数	2	27	96	287	89	3	504	503
	%	3.1%	13.5%	19.2%	39.8%	55.3%	16.7%	30.3%	32.8%
合計	数	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(4) ケースの見直しの頻度

地域協議会においてケース進行管理台帳を作成している場合、ケースの見直しの頻度として、少なくとも「3か月以内に1回」が305か所(18.3%)、「4～6か月以内に1回」が175か所(10.5%)、「6か月以上に1回」が51か所(3.1%)となっている。また、「必要に応じて随時」が594か所(35.7%)となっている。

表8-3 ケースの見直しの頻度

	規模区分						合計	参考 (平20年4月)	
	人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村	指定都市			
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)	64	200	499	721	161	18	1,663	1,532	
うちケース進行管理台帳 を作成している協議会数	62	173	403	434	72	15	1,159	1,029	
① 3か月以内に1回	数	33	77	121	57	9	8	305	274
	%	51.6%	38.5%	24.2%	7.9%	5.6%	44.4%	18.3%	17.9%
② 4～6か月以内に1回	数	12	37	63	57	3	3	175	138
	%	18.8%	18.5%	12.6%	7.9%	1.9%	16.7%	10.5%	9.0%
③ 6か月以上に1回	数	3	6	13	24	5	-	51	40
	%	4.7%	3.0%	2.6%	3.3%	3.1%	-	3.1%	2.6%
小計	数	48	120	197	138	17	11	531	452
	%	75.0%	60.0%	39.5%	19.1%	10.6%	61.1%	31.9%	29.5%
④ 必要に応じて随時	数	13	46	194	284	54	3	594	528
	%	20.3%	23.0%	38.9%	39.4%	33.5%	16.7%	35.7%	34.5%
⑤ その他	数	1	7	12	12	1	1	34	49
	%	1.6%	3.5%	2.4%	1.7%	0.6%	5.6%	2.0%	3.2%
合計	数	62	173	403	434	72	15	1,159	1,029
	%	96.9%	86.5%	80.8%	60.2%	44.7%	83.3%	69.7%	67.2%

(5) ケース終結の基準

地域協議会において、ケースを終結させるにあたり、「基準あり」は341か所(20.5%)、「基準なし」は1,322か所(79.5%)となっている。

表8-4 ケースの終結

		規模区分					合計	
		人口30万人 以上市区	人口10万人 以上30万人 未満市区	人口10万人 未満市区	町	村		指定都市
地域協議会設置数 (平成21年4月1日)		64	200	499	721	161	18	1,663
基準あり	数	34	83	128	78	13	5	341
	%	53.1%	41.5%	25.7%	10.8%	8.1%	27.8%	20.5%
基準なし	数	30	117	371	643	148	13	1,322
	%	46.9%	58.5%	74.3%	89.2%	91.9%	72.2%	79.5%
合計	数	64	200	499	721	161	18	1,663
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4. 社会的養護の現状と取組の方向性 について

社会的養護の現状について

里親制度	保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を都道府県が里親に委託する制度	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,808人	2,727人	3,870人

資料：福祉行政報告例 [平成20年度末現在]

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	121か所	569か所	32か所	58か所	270か所	54か所
児童定員	3,710人	33,994人	1,541人	4,005人	5,391世帯	367人
児童現員	3,124人	30,695人	1,180人	1,808人	10,367人 (母子合計)	230人
職員総数	3,861人	14,892人	831人	1,825人	1,995人	191人

資料：社会福祉施設等調査報告 [平成20年10月1日現在]

※「自立援助ホーム」について

児童定員・児童現員・職員総数は連絡協議会調[(協議会に加入しているホームについて)]平成20年12月1日現在]

小規模グループケア	458カ所
地域小規模児童養護施設	190カ所

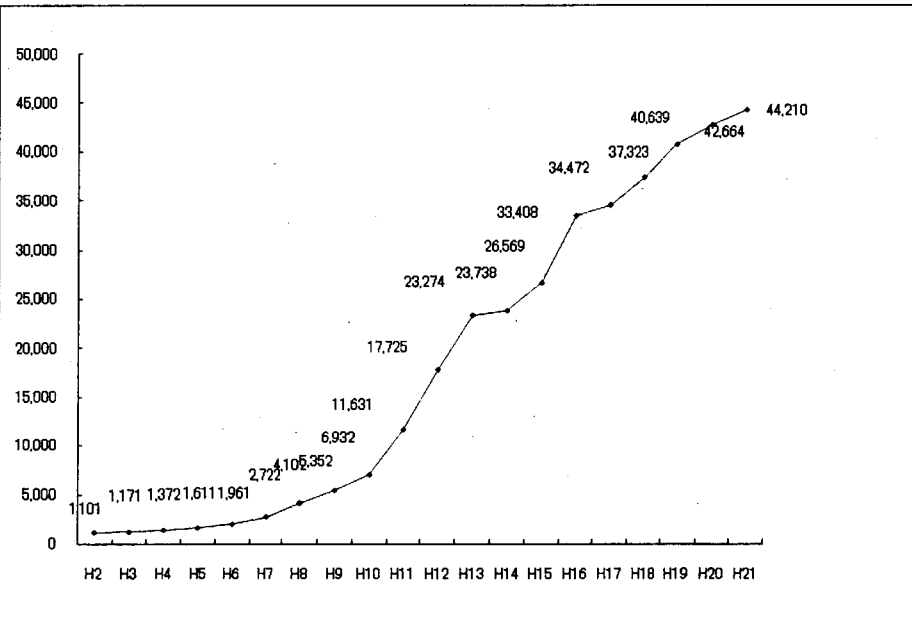
資料：小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調[平成21年度]

社会的養護における課題

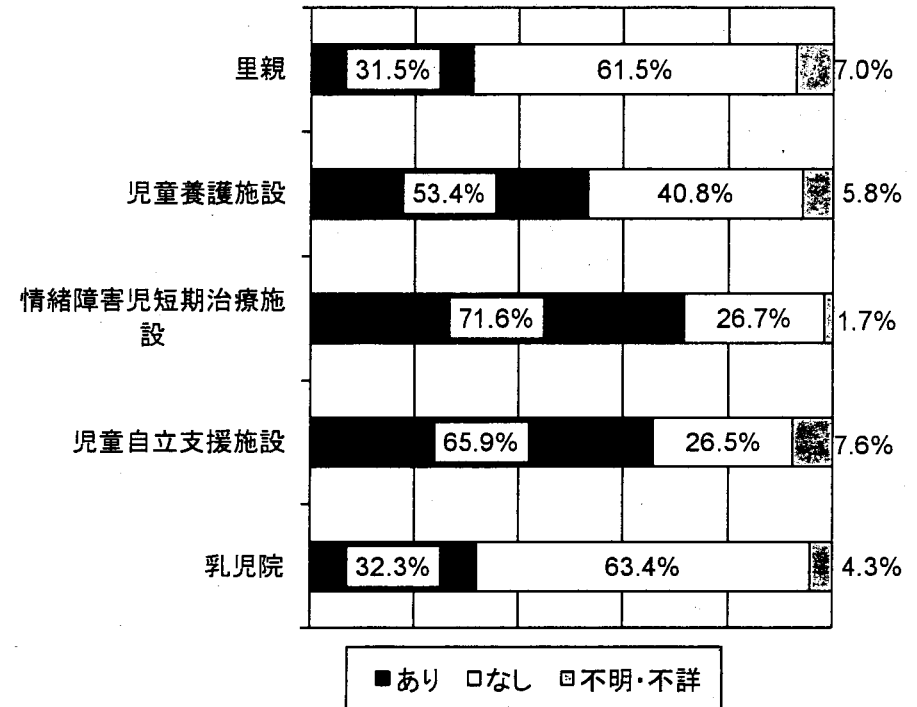
児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどに
対応する受け皿として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成21年度においては3.8倍に増加。

(件数)



○ 施設に入所している子どものうち虐待を受けている子どもの割合も高い。

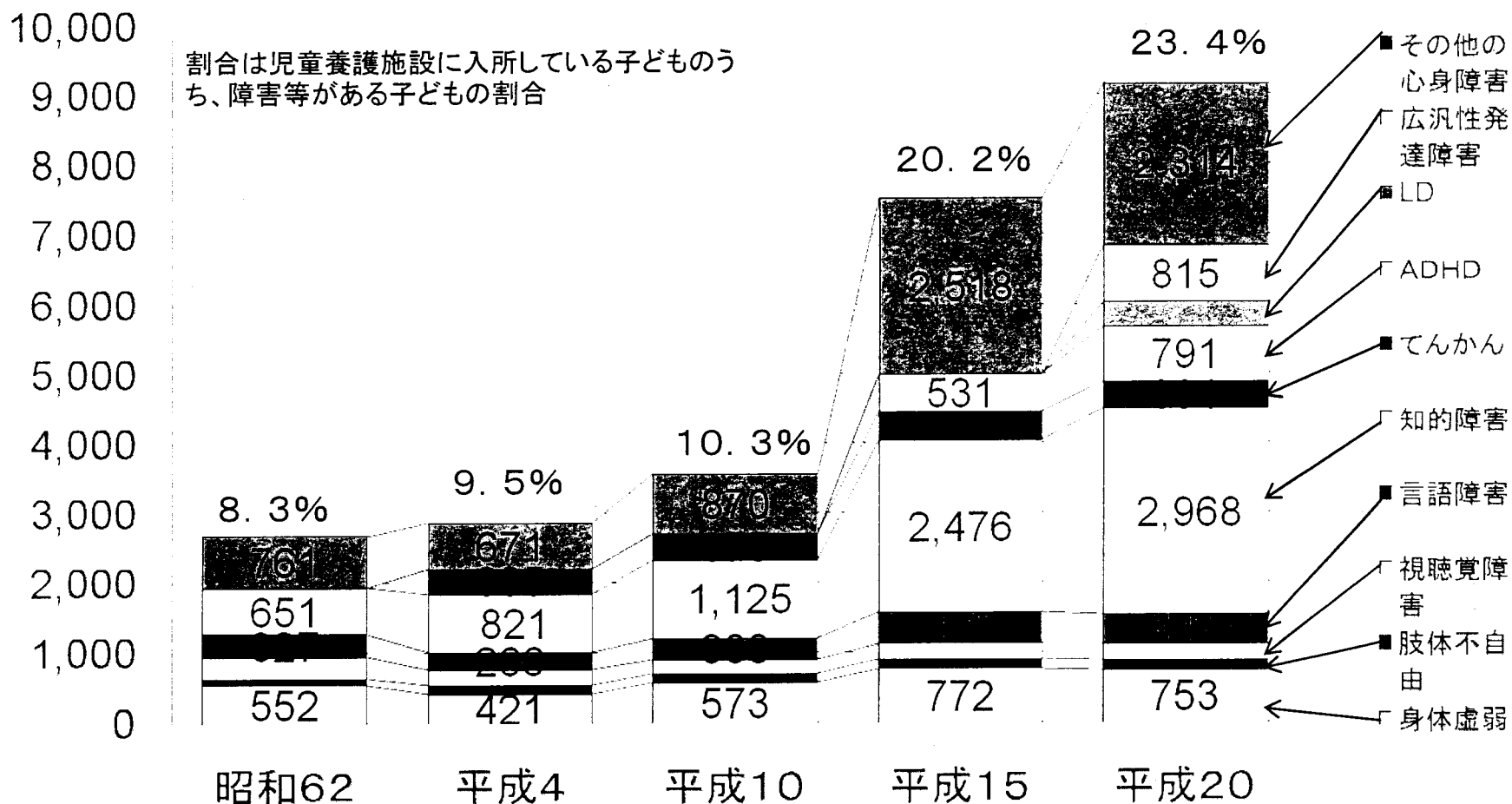


児童養護施設入所児童等調査結果
(平成20年2月1日現在)

社会的養護を必要とする子どもの背景の多様化

→ 被虐待児のほか、障害児が増加するなど多様な子どもに対応する必要がある。

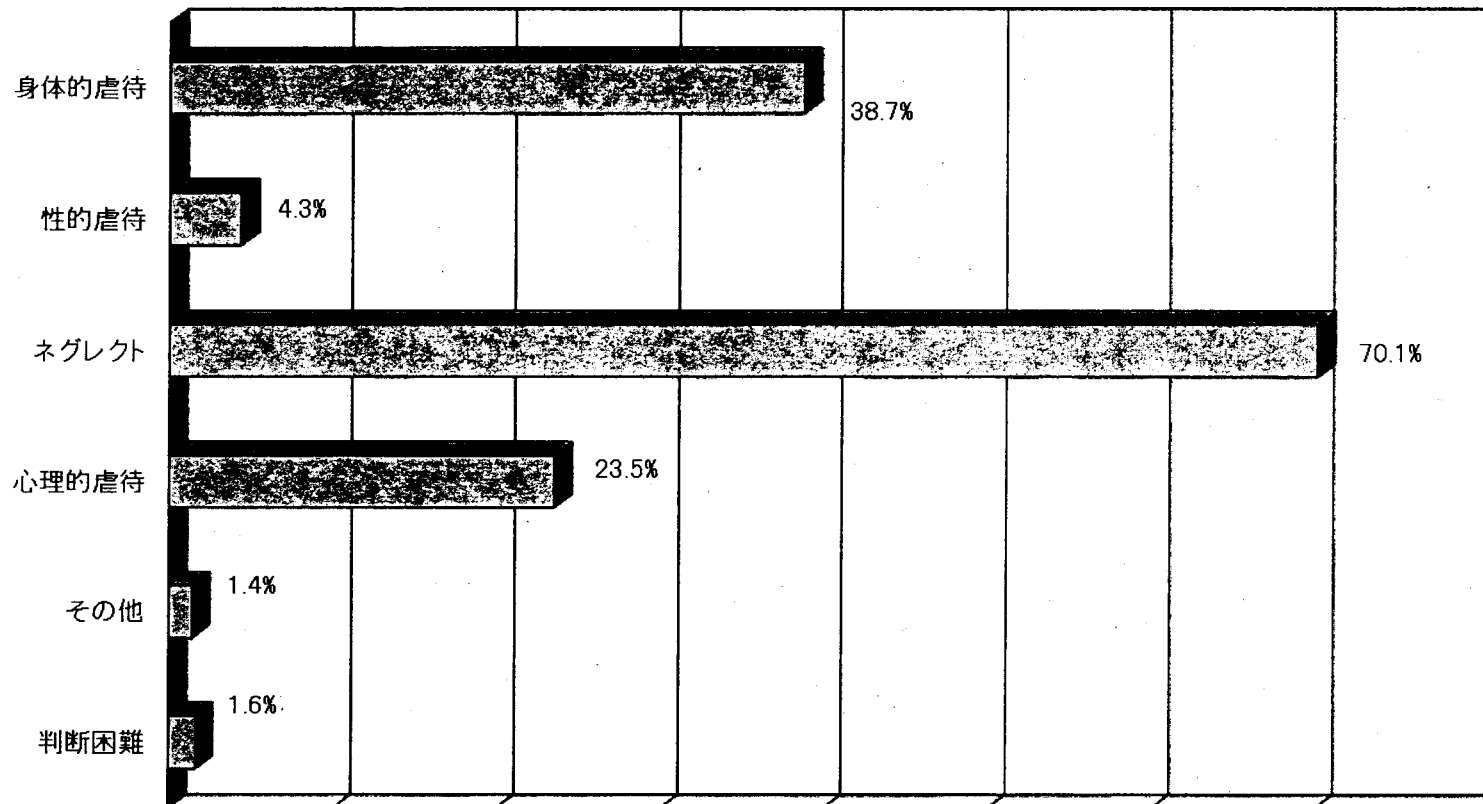
児童養護施設における障害等のある児童数と種別



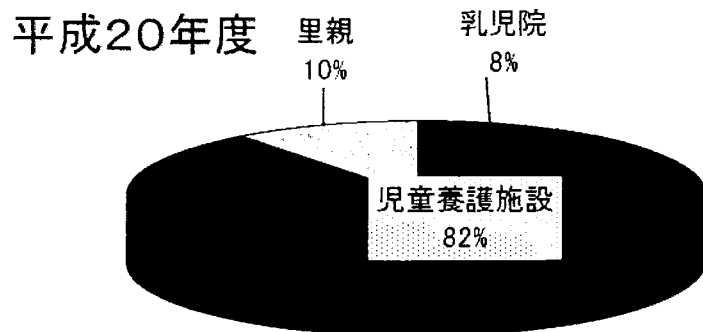
ADHDについては、平成15年より、広汎性発達障害およびLDについては、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

被虐待体験「有り」の場合の虐待の種類(複数回答)

【児童養護施設】N=15,748



要保護児童の措置先のうち里親、児童養護施設、乳児院の割合



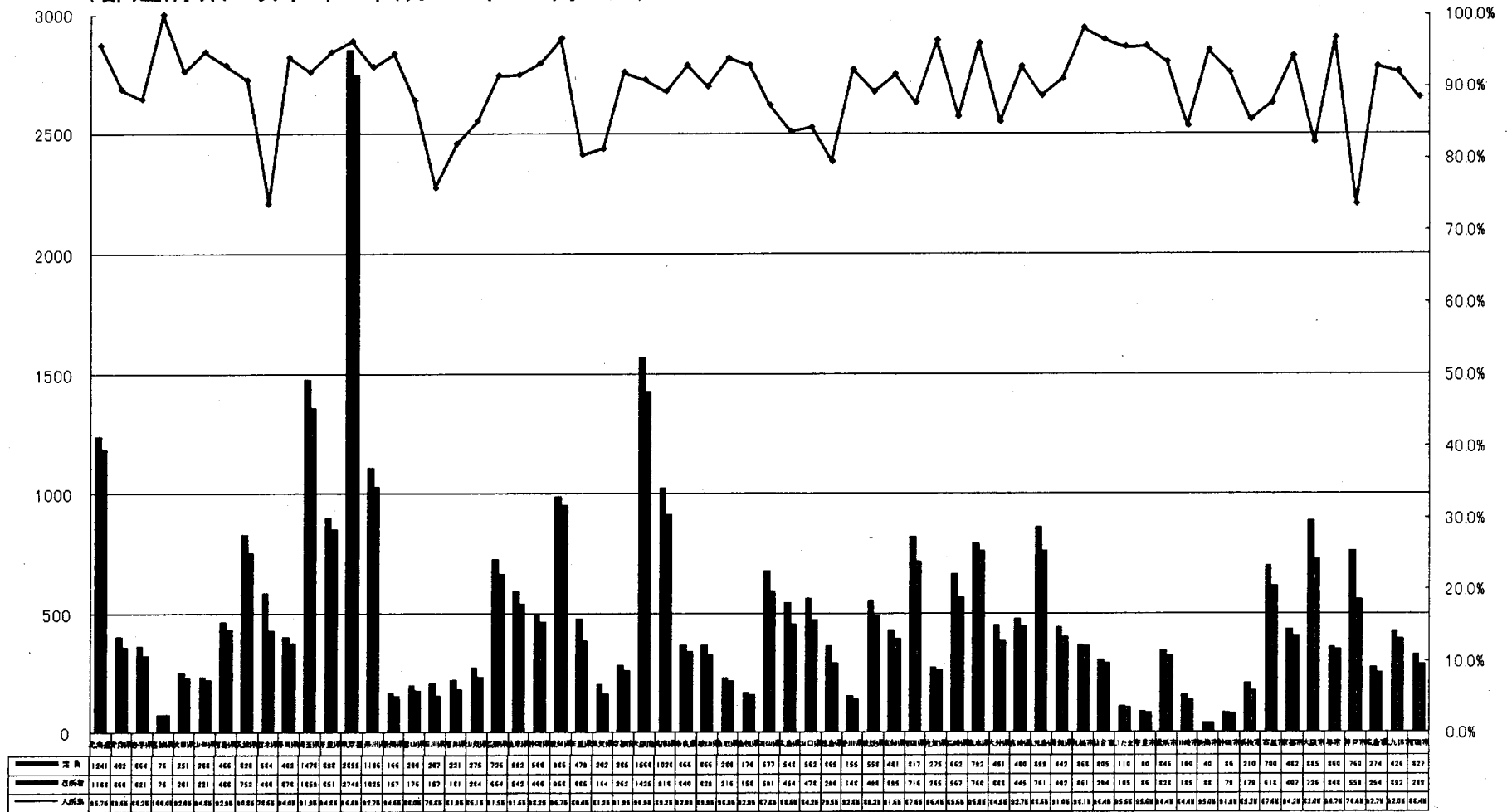
(資料)福祉行政報告例(各年度末現在数)

各年度3月31日現在の数。

年度	乳児院		児童養護施設		里親		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度	2,689	7.9	28,988	84.8	2,517	7.4	34,194	100.0
平成15年度	2,746	7.9	29,144	84.0	2,811	8.1	34,701	100.0
平成16年度	2,942	8.2	29,828	83.3	3,022	8.4	35,792	100.0
平成17年度	3,008	8.3	29,850	82.6	3,293	9.1	36,151	100.0
平成18年度	3,013	8.3	29,889	82.3	3,424	9.4	36,326	100.0
平成19年度	2,996	8.1	30,176	82.0	3,633	9.9	36,805	100.0
平成20年度	2,995	8.0	30,451	81.6	3,870	10.4	37,316	100.0

→ 社会的養護に関する提供体制の状況は自治体によって差がある

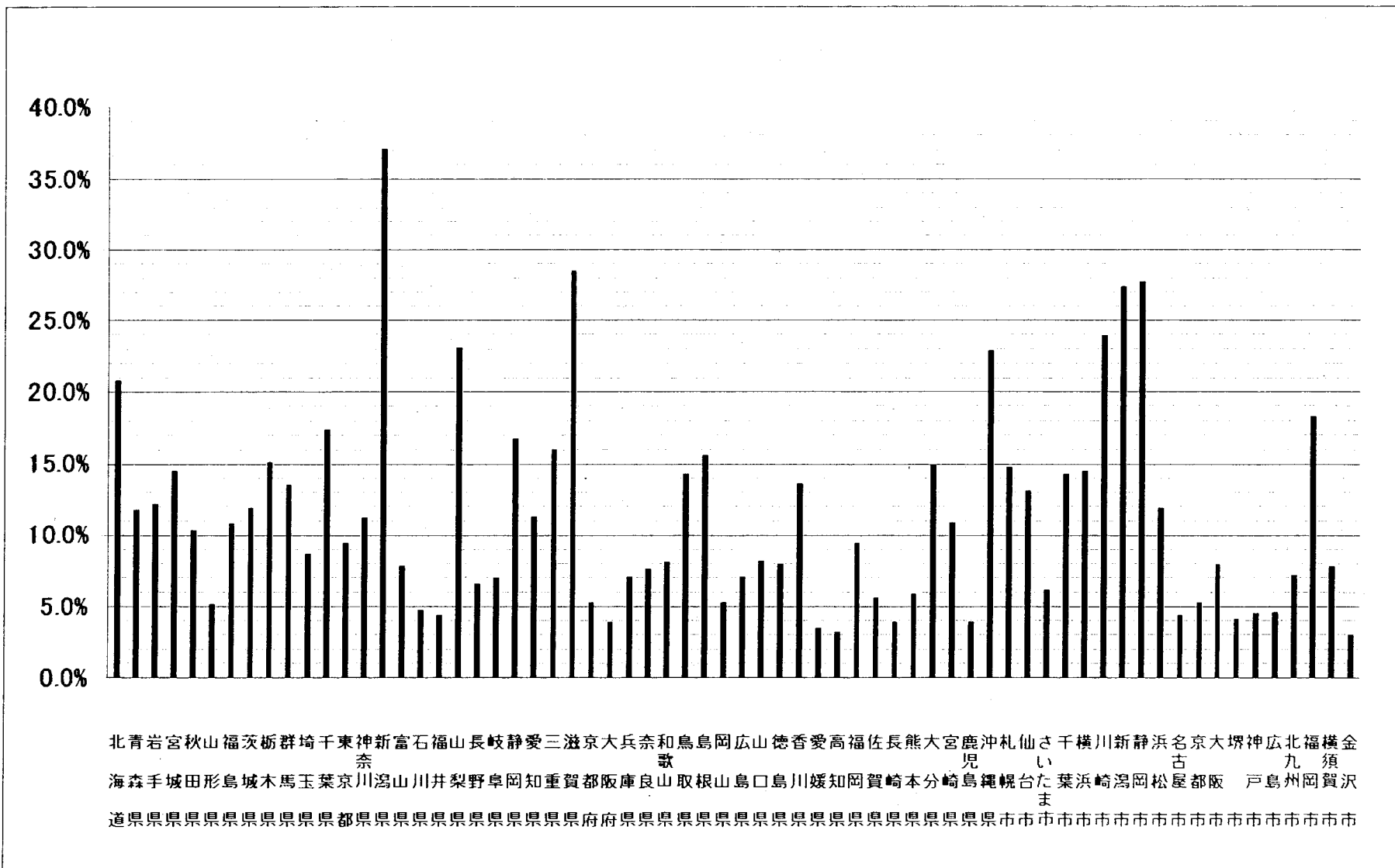
児童養護施設の定員・在籍者数・入所率
(都道府県・政令市:平成20年10月1日)



[資料: 社会福祉施設等調査報告]

都道府県・政令市・児童相談所設置市別里親委託率

里親委託率(%) ※里親、乳児院、児童養護施設のうち、里親に委託される子どもの割合



資料: 福祉行政報告例[平成21年3月31日現在]

里親制度の改正等

子育て中の世代や子育てを終えた世代等を含む誰もが、社会的養護体制の一翼を担うことができるよう、養子縁組を前提としない「養育里親」の普及啓発を進める。この際、その制度的な位置づけを明確化し、一定の社会的評価を得ながら養育を行うことができるようにするとともに、里親を支える支援体制等を整備する。

○ 「社会的養護として子どもを養育する里親」と「養子縁組を前提とした里親」が同じ制度の中に混在し、里親＝養子縁組であるという誤解も存在

○ 養育里親の研修に関する基準がなく、自治体間でばらつきが大きいなど、里親の認定登録制度について改善・充実を図る必要性

○ 里親に関する普及啓発とともに里親に対する相談支援や里親手当などによる里親支援の体制を拡充する必要性

○ 「養育里親」と「養子縁組を前提とした里親」を制度上区別

○ 里親認定登録制度の見直し

- ・養育里親の研修等の義務化
- ・欠格事由や取消事由の明確化など

→ 里親の制度的位置づけの明確化

○ 里親支援の強化

- ・都道府県における養育里親支援に関する業務（里親の研修、子どもを受託した後の相談支援等）の明確化
- ・当該業務の委託先である里親支援機関の創設

○ 養育里親に対する里親手当の引き上げ

（従来）子ども1人につき3.4万円

→（改正後）1人目7.2万円

（2人目以降3.6万円を加算）

→ 里親を支える支援体制の整備

※ なお、「養子縁組を前提とした里親」についても、相談支援等を充実

里親支援機関の役割

都道府県・児童相談所業務

里親支援機関(都道府県からの委託)

- 里親の掘り起こし事業
 - ・里親制度の広報啓発・キャンペーン
 - ・講演会、説明会等の開催
- 里親への研修
 - ・登録前研修の実施(更新研修等も実施)

※ 都道府県に1カ所

- 里親候補者の週末里親等の活用
 - ・子どもと里親候補者の交流機会の設定
 - ・里親体験の実施

- 里親委託の推進
 - ・里親の意向調査
 - ・子どもに最も適合する里親を選定するための調整

- 里親家庭への訪問指導・養育相談
- 里親サロン(里親同士の連携)
- レスパイト・ケアの調整
 - ・施設や、委託里親、未委託里親の活用

実施主体: 都道府県・指定都市(児相設置市含む)
 実施方法: 児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託

里親登録申請



里親の認定・登録



里親委託



里親の支援、指導等



委託解除

- 認定、登録に関する事務
 - ・里親認定の決定、通知
 - ・里親の登録、更新、取消申請の受理等

- 委託に関する事務
 - ・里親委託の対象となる子どもの特定
 - ・子どものアセスメント
 - ・措置決定会議において里親委託の決定
 - ・担当児童福祉司の決定
 - ・自立支援計画の策定

- 里親指導等
 - ・自立支援計画の実行(指導)
 - ・モニタリング

- その他
 - ・都道府県間の連絡調整
 - ・実親(保護者)との関係調整等

- 里親委託の解除
 - ・委託解除の決定

里親支援機関事業の実施状況等

平成21年10月1日現在

■里親支援機関事業 ～ 実施自治体数 34

(単位はすべてか所数)

○里親制度普及促進事業 (里親支援機関事業の内数) ～ 実施自治体数 34

実施形態別内訳	
自治体直接実施	全部又は一部を委託
8	26

※委託先内訳は重複回答を含む

委託先内訳							
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	母子生活支援施設	児童家庭支援センター	里親会	NPO法人	その他
2	3			1	9	1	17

○里親委託推進・支援事業 (里親支援機関事業の内数) ～ 実施自治体数 24

実施形態別内訳	
自治体直接実施	全部又は一部を委託
9	15

※委託先内訳は重複回答を含む

委託先内訳							
乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	母子生活支援施設	児童家庭支援センター	里親会	NPO法人	その他
1				2	7	1	4

(家庭福祉課調べ)

自治体における里親支援機関事業の実施例

		大阪府	川崎市	堺市	福岡市
実施機関		社団法人家庭養護促進協会 大阪事務所	しゃんぐりら 児童家庭支援センター ※乳児院併設	子ども家庭支援センター清心寮 (リーフ) ※児童養護施設併設	特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡
里親制度普及 促進事業	普及啓発	・里親シンポジウムの実施	・養育体験発表会の実施	・里親シンポジウムの実施	・市民フォーラムの開催 ・施設見学会の開催 ・出前講座
	養育里親研修	・実施(年2回)	・里親向け講演会	・実施	—
	専門里親研修	・実施	—	—	—
里親委託推進・ 支援等事業	里親委託支援等	・里親委託等推進員(非常勤職員2名)を配置	—	・未委託里親への受託の意向確認 ・里親委託等推進委員会の開催協力	・里親支援者(協力ボランティア)の登録・派遣(一時預かり、学習指導、里親会の際の託児)
	里親家庭への訪問支援	・実施	—	・実施	—
	里親による相互交流	・実施(年6回)	・里親サロンの開催	・里親サロンの開催(各月1回) ・里親会への参加や行事への協力	・里親サロンの開催(年6回)

堺市における里親支援機関と子ども相談所(児童相談所)の協働

	里親支援機関	子ども相談所
①未委託里親について	・電話による未委託里親への受託の意向確認	・受託意思のある里親宅を訪問
②委託里親について	・委託里親宅を訪問し、養育状況の把握や相談支援 ・訪問記録を子ども相談所に提出	・委託里親宅を訪問し、養育状況の把握や相談支援 ・必要に応じ、心理検査・診察・学校調整・一時保護を実施
③里親研修について	・養育里親研修(基礎・認定前)を実施 ・施設との交流研修会を実施	・養育里親研修の講師、助言者として参加
④養育支援について	・委託里親への養育支援事業(家事・育児支援)の実施	・委託里親へのレスパイト事業の実施
⑤里親開拓について	・里親シンポジウムの企画運営	・里親シンポジウムの共同開催
⑥里親交流について	・堺市里親会例会への参加や行事への協力 ・里親サロンの開催	・堺市里親会事務局業務
⑦週末里親について	・週末里親の募集・調査・登録 ・週末里親への助言及び研修 ・児童とのマッチング ・相談所・施設とのカンファレンスの開催 ・活動状況の把握 ・謝金支払、保険加入等の事務	・該当児童の掘り起こし ・施設との調整 ・カンファレンスへの出席 ・初回面接時の同席
⑧里親と施設児童との交流について	・里親が講師となり、養護施設で手芸教室等を開催	
⑨支援機関連絡交流会について	・府内の支援機関との情報交換	
⑩里親委託等推進委員会について	・里親委託等推進委員会の開催協力 ・里親支援機関として、委員会に出席	・里親委託等推進委員会の開催

施設の小規模化の推進

(平成22年度予算 3,327百万円)

○ 現状(平成21年度実績)

小規模グループケア	458か所
地域小規模児童養護施設	190か所

○ 目標

平成22年1月に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」において目標値を設定。

小規模グループケア(平成26年度)	800か所
地域小規模児童養護施設(平成26年度)	300か所

○ 要件緩和等

平成22年度予算において、小規模グループケアにおける夜間体制の充実を目的とした管理宿直等職員(非常勤)を配置するとともに、1本体施設において指定できる小規模グループケアのか所数を一定の要件をもって緩和(1施設当たり3か所まで)する。

子ども・子育てビジョン(社会的養護施策に関する数値目標)

事業名		現状(平成20年度)	目標(平成26年度)
社会的養護	要保護児童の支援		
	児童養護施設	567か所	610か所
	地域小規模児童養護施設	171か所	300か所
	情緒障害児短期治療施設	32か所	47か所
	小規模グループケア	446か所	800か所
	里親等委託率	10.4%	16%
	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	—	140か所
	養育里親登録者数(専門里親登録者数を除く)	5,805世帯 (H21.10)	8,000世帯
	専門里親登録者数	495世帯	800世帯
	児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)	54か所	160か所
	地域の家庭の支援		
児童家庭支援センター	71か所	120か所	
ショートステイ	613か所	870か所	